

# 官報号外

平成二十八年四月一日

## ○国百九十九回衆議院会議録第一十一号

平成二十八年四月一日(金曜日)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

平成二十八年四月一日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

情報監視審査会会长の情報監視審査会平成二十

七年次報告書についての発言  
○議長(大島理森君) 情報監視審査会会长から、  
去る三月三十日、議長に提出された情報監視審査  
会平成二十七年次報告書について発言を求めら  
れています。これを許します。情報監視審査会

会長額賀福志郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○額賀福志郎君 情報監視審査会は、去る三月三十日に、衆議院情報監視審査会規程第二十二条第一項の規定によりまして、平成二十七年次報告書を作成し、大島議長に提出をいたしました。

その報告書の概要を御報告申し上げます。

当審査会は、特定秘密の保護に関する法律の施行日である平成二十六年十二月十日に設置をされ、昨二十七年二月二十六日の本会議での委員選任以降、特定秘密の保護に関する制度の運用状況

を監視するという重要な活動を行つてまいりました。

そもそも、特定秘密保護制度に関しましては、当初より、国民から不安や懸念の声があつたことも事実であります。当審査会は、これら国民の声に応え、国会における当該制度の監視機関として設けられたものであります。当審査会の果たすべき役割は極めて重要であり、その重い責任に鑑み、報告書を広く公表することにより、もつて国民からの信頼を得ることを期待するものであります。

まず、本報告書が審査会設置以来の初めての報告となることから、当審査会について、設置の経緯、趣旨を記載し、あわせて、当審査会の構成、任務及び権限等の概要を記載しているのであります。

次に、調査及び審査の結果としての政府に対する当審査会の意見についてであります。

委員間で協議をし、制度の実施状況に關し、問題点や改善すべき点として認識が共有できたものといたしております。

その主な内容は、  
一、特定秘密の概要等の特定秘密の内容を示す  
名称につきまして、具体的にどのような内容の文書が含まれるのかなどがある程度想起されるよう改めること

を確保することが、ひいては政府における特定秘密保護制度の適正な運用につながっていくものと考えるからであります。  
それでは、順次、本報告書の概要につきまして説明をいたします。  
本報告書の対象期間は、審査会設置の日である平成二十六年十二月十日から本年一月三十一日までとしております。

まず、本報告書が審査会設置以来の初めての報告となることから、当審査会について、設置の経緯、趣旨を記載し、あわせて、当審査会の構成、任務及び権限等の概要を記載しているのであります。次に、調査及び審査の結果としての政府に対する当審査会の意見についてであります。委員間で協議をし、制度の実施状況に關し、問題点や改善すべき点として認識が共有できたものといたしております。  
その主な内容は、  
一、特定秘密の概要等の特定秘密の内容を示す  
名称につきまして、具体的にどのような内容の文書が含まれるのかなどがある程度想起されるよう改めること

二、特定秘密が記録された文書等の名称を記し

た特定秘密文書等管理簿を当審査会に提出する」と、

三、政府は、廃棄文書及び廃棄予定文書の内容

などあります。

次いで、調査の過程で、特定秘密の提示を求め

るなど、さまたがれた知識を得ることができました。けれども、今後、特定秘密を含む不開示情報の提出、提示を求める案件や引き続き取り組む課題として、「今後の調査方針及び課題」をまとめていります。

次に、本報告書の対象期間における当審査会の経過についてであります。

政府から、昨二十七年六月に国会報告を受け、

まず、七月に当時の上川国務大臣から国会報告について説明聴取を行いました。その後、調査における第一巡として、内閣情報調査室及び内閣府紹介する。

立公文書管理監から、特定秘密保護制度の運用や  
管理の適正確保のための検証、監察等について説

密を指定した十の行政機関から、特定秘密ことにしてその内容や指定のあり方について説明を聴取し、これらについて質疑を行つたのであります。

その後、第一巡における不明点をたたずために、第二巡として、対象省庁と質問項目を絞り込

〔國務大臣丸川珠代君登壇〕  
○國務大臣（丸川珠代君）　ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を

次に、本法律案の主な内容について御説明を申し上げます。

申し上げます  
昨年十二月、一〇一〇年以降の温室効果ガス排

出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。これまで、各国は二回りで、

協定が採択されました。これが、歴史上初めて全ての国が参加する公平な合意であります。

我が国は、パリ協定に先立ち、昨年七月に、温

室効果ガスを二〇三〇年度に二〇一三年度比で二  
六%、二〇〇五年度比で二五・四%削減するとの

目標を柱とする約束草案を国連に提出しております

す。この目標の達成のため、家庭、業務部門にお

いては約四割という大幅な排出削減が必要であります。このため、国として、地球温暖化の現状や

対策への理解と機運を高め、国民一人一人の自発

的な行動を促進する普及啓発が極めて重要な施策

となります。

を強化するという国の方針を明示し、所要の規定

を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖

化対策の推進 地域における地球温暖化対策の推進のためには、必要な措置を講じようとするものであ

ります。

推進に関する法律の一　一一

地球温暖化対策の推進に関する法律の一  
部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對

する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対しして質疑の通告があります。順次これを許します。田島一成君。

〔田島一成君登壇〕

○田島一成君 民進党の田島一成でございます。

ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、民進党を代表して質問いたします。(拍手)

昨年のCOP21におきまして、パリ協定が採択されました。世界的な気温上昇を産業革命以前に比べて二度Cより十分低く保つとともに、一・五度Cに抑える努力を追求すること、適応能力向上させること、資金の流れを低排出で気候に強靭な発展に向けた道筋に適合させること等によつて、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的とされました。

また、IPCCの第五次評価報告書では、二度Cシナリオを実現するためには、温室効果ガス排出量は二〇二〇年にはゼロまたはマイナスになると指摘しています。

人類存亡の危機を乗り越えるには、先進国として二〇五〇年までに温室効果ガスを八〇%削減

し、世界全体で二一〇〇年までに温室効果ガスをゼロにしなければならないのです。

環境立国日本としても、技術と政策を総動員し、世界をリードする形で温室効果ガスの大削減をなし遂げる相当な覚悟と努力が必要となります。

しかし、今回の法案に、そのような覚悟や、温

減を行わなければならなくなり、今から十分に備えをしておく必要があります。

二度C目標達成のために各国の義務量を上積みしなければならないという御認識が政府にはあるでしょうか。その上で、日本として削減量の上積みを積極的に検討するお考えがあるか、お答えください。

二〇三〇年目標は、究極の目標への一里塚にしかすぎません。現在示されている地球温暖化対策

計画案では、中期目標として、二〇三〇年に二〇一三年比二六%削減達成のみならず、長期的目標変わらず、省庁縦割り、短期的な目先の利益を追求し、長期的な課題は先送りする、まさに安倍政権の姿勢の映し鏡法案であります。

まずは、この法改正によって温室効果ガスの削減がどの程度可能と考えているのか、法改正を行つた場合と行わなかつた場合の温室効果ガス削減量にどの程度差が出るのか、数値を明確にお示しください。

I E Aによれば、COP21に向けて各国が提出した削減目標を完全に達成したとしても、二一〇〇年までに地球の温度は二・七度上昇すると予測しております。今後の義務量でパリ協定の目標は達成でききないことになります。

そうなると、各国のさらなる削減の上積みが求められることになります。日本もさらなる削

減を行わなければならなくなり、今から十分に備えをしておく必要があります。

日本の電力はまだ乾いておりません。イノベーションに頼らずとも、大幅な省エネはまだまだ可

能であります。

例えば、小松製作所栗津工場では、徹底的な熱電力を半減させました。

また、日本保温保冷工業協会によると、工場の配管を覆う保溫材が劣化し、国内製造業の消費エネルギーの約三%が無駄遣いされると指摘されています。これは何と原発七基分がフル稼働した電力を相当いたします。

さらに、日本の住宅のアルミサッシを全て樹脂製のサッシにかえた場合、原発停止に伴う火力発電のたき増し分に相当する年間一億トンのCO<sub>2</sub>削減が可能になると試算されています。これは、先、二〇三〇年度以降は、一・五倍以上の一・七%を毎年削減しないと長期目標の達成はできず、次世代に重い負担を押しつける計算になります。

ところが、建物断熱義務化は大規模建築物に限定、住宅の断熱は不十分なままで、発電所や工場から大量に排出される廢熱の有効利用も進んではおりません。やれることはすらるくやらず、将来のイノベーションに期待するというのでは、余りに無責任、将来世代にツケを押しつけてはいるだけではありませんか。

工場配管の保温材の劣化対応、住宅のアルミニウムの樹脂化などの指摘について、政府はどのように御認識をお持ちか、お答えをお願いします。また、これらの指摘に対し、今以上の対策をとる覚悟がありますか。お答えを願います。

本来であるならば、温室効果ガス削減目標を議論する中でエネルギーのあり方を議論すべきであります。安倍政権では、エネルギー・ミックスを先に決めて、温室効果ガス削減目標はそれに沿つてつくるといふまさにあべこべの策定を行っています。理念も哲学もない削減目標であります。

エネルギー・ミックスにおいても、福島第一原発事故を忘れたかのように、四十年超の老朽原発の再稼働を推し進めるばかりか、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電所をどんどん建設し、再エネを抑え込もうと必死です。

石炭火力発電所の規制については一定強化されることになりましたが、これはしょせん政府のエネルギー・ミックスである石炭火力二六%の枠を出ないようにするための仕組みづくりにすぎません。枠組みが守られない場合の先行きも不透明で、不十分と言わざるを得ません。

石炭火力に前向きな日本に比べて、米国では石炭火力発電への規制を強め、事実上、新設は困難となりました。カナダも石炭火力発電所の排出規

制を導入しています。EUではCCS指令に対応してCCSレーダーを義務化し、英国はついに二〇二五年に石炭火力発電所を全廃する決定を行いました。これら欧米の石炭火力規制の流れについて、政府はどのように受けとめていらっしゃるのか、お答えをお願いします。

また、二〇五〇年八〇%削減に向けては、最終針を表明いたしました。石油支配でかつて巨万の富を築いたロックフェラー家が、今や脱化石燃料の先頭に立っているのです。

このロックフェラー基金の決断についてどのように評価しておられるのか、御答弁をお願いいたします。

このように、世界は着実に脱化石燃料へと向かっています。なぜ日本だけが世界の潮流に逆らって石炭火力発電所を推進しているのでしょうか。しかも、相変わらず発電効率ばかりを優先し、熱の有効利用などの総合効率を全く考慮しない規制を行うのか、理解に苦しみます。

将来のコスト上昇のリスクもあります。この時期、石炭火力の建設推進は将来に必ず禍根を残します。日本も明確に脱石炭火力を宣言し、石炭火

力発電の全廃時期を決めるべきではありませんか。答弁をお願いいたします。

気候変動長期戦略懇談会の提言では、エネルギーの低炭素化、とりわけ電力は再エネ等の低炭素電源を九割以上として排出ほぼゼロにすべきとされています。

また、二〇五〇年八〇%削減に向けては、最終針を表明いたしました。石油支配でかつて巨万の富を築いたロックフェラー家が、今や脱化石燃料の先頭に立っているのです。

このように、世界は着実に脱化石燃料へと向かっています。なぜ日本だけが世界の潮流に逆らって石炭火力発電所を推進しているのでしょうか。しかも、相変わらず発電効率ばかりを優先し、熱の有効利用などの総合効率を全く考慮しない規制を行うのか、理解に苦しみます。

さらに、この提言は政府全体で共有されているのか、政府全体としての意思と合致しているのかについて、御答弁をお願いします。

ささらに、この提言内容と二〇三〇年目標や地球温暖化対策計画は整合性がとれているのかについて、御答弁をお願いいたします。

我々は、昨年の五月に、二〇三〇年に一九九〇年比温室効果ガス三〇%削減、二〇一三年比三六%削減、二〇三〇年の再エネ三〇%以上導入を

目指すべきだとするエネルギー・ミックス中間報告を取りまとめました。今国会には、問もなく、分散型エネルギー社会推進四法案を提出する予定であります。

各自治体がそれぞれの資源を生かして、分散型エネルギー利用を進めるための計画制度等について定める分散型エネルギー利用促進法案。熱の有効利用をさらに進めるため、廃熱の公表制度や規制緩和等について定める熱利用促進法案。国の施設の省エネ、再エネ導入を既存の施設も含めて義務化する公共施設省エネ・再エネ義務化法案。そして、地域の資源を生かしたエネルギー利用により、その利益を地域に還元するため、地域の住民や事業者が協同組合を設立できるようにするエネルギー協同組合法案。

これら四法案を成立させることで、地域資源を生かした省エネや再エネの導入を促進し、地域を活性化するとともに、温室効果ガスの大幅削減を実現したいと思います。

分散型エネルギー社会推進四法案の成立について、政府にもぜひ御賛同いただきたいと思いますが、御答弁をお願い申し上げます。

温暖化対策は、CO<sub>2</sub>削減の緩和策と両輪をなす適応策も重要であります。高潮や洪水への適応、熱中症や熱ストレス、感染症への適応、水不

足や農業分野での適応など、将来の気候変動を見越した体制整備も必要であります。対応は完璧だと断言できますか。

世界は今、大きな転換期に差しかかり、大きなうねりの中に佇立しています。しかし、今の安倍政権は、日本の再エネの導入促進や温室効果ガス削減目標を大きく後退させています。また、日本のすぐれた技術力を十分に生かそうともしていません。今や日本だけが世界に取り残されつづることに気がつくべきです。

我が民進党は、政権交代で、エネルギー分権で

地方の活気を取り戻し、世界一の環境技術立国として地球環境問題解決の先頭に立つことをここにお誓いし、私の質問を終わらせていただきます。

（拍手）

〔國務大臣丸川珠代君登壇〕

○國務大臣（丸川珠代君） 田島議員より、今回の法改正による温室効果ガス排出の削減量についてのお尋ねがございました。

我が国が掲げる二〇三〇年目標を達成するため、特に家庭部門や業務部門においては四割という大幅削減が必要であり、国民一人一人の意識やライフスタイルの転換をお願いする必要がありま

す。

このため、地球温暖化対策計画に定める事項として、こうした転換を促す普及啓発を法律上明記し、これを強化するとの國の方針をはつきり示します。

た上で、今後、普及啓発を抜本的に強化していくに沿って適切に対応してまいります。

こうした普及啓発の強化と、省エネ法等による規制、税制、補助金といった施策をあわせて講ずることにより、家庭部門、業務部門の省エネ等を促進します。

この法律改正による効果の総体を切り出してお示しすることは困難ですが、普及啓発と規制、税制、補助金等の施策の相乗効果により、家庭部門では実現が困難です。一方で、温室効果ガスの排出水準は技術水準や社会経済構造に大きく左右されるものであり、中長期的な削減にはさまざまな道筋があり得ます。

このため、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の研究開発、普及など、イノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めて、長期的、戦略的な取り組みの中で大幅な排出削減を目指し、また世界全体での削減にも貢献していくこととしております。

世界各国が定めた削減目標を全て足し合わせてみると、二度目標を最小コストで達成する経路には、さまざまな機関が指摘をしています。パリ協定の目標達成のためには、世界全体の取り組みの強化が必要と認識をしております。

パリ協定においては、各国が削減目標を五年ご

とに提出、更新すること、削減目標は前進を示すことを規定しております。

我が国としては、まず二〇三〇年目標の達成に向け着実に取り組むとともに、パリ協定の規定に沿って適切に対応してまいります。

長期目標の実現可能性についてのお尋ねがございました。

二〇五〇年八〇%削減は、従来の取り組みの延長では実現が困難です。一方で、温室効果ガスの排出水準は技術水準や社会経済構造に大きく左右されるものであり、中長期的な削減にはさまざま

な道筋があり得ます。

このため、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の研究開発、普及など、イノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めて、長期的、戦略的な取り組みの中で大幅な排出削減を目指し、また世界全体での削減にも貢献していくこととしております。

気候変動長期戦略懇談会の提言についてのお尋ねがございました。

気候変動長期戦略懇談会は、環境大臣の私的懇談会として設置をしており、温室効果ガスの大幅削減と、我が国が直面する経済的、社会的課題の同時解決を目指す観点から、意欲的な提言をいたしました。

提言では、二〇三〇年二六%削減は必ず達成すべき水準であること、長期目標を見据えて、本格的に実現に向けた取り組みを開始すべきであるこ

海外では、御指摘のロックフェラー・ブラザーズ・ファンドも含め、金融機関や機関投資家等が、石炭等の化石燃料を、パリ協定も踏まえた世

界的な低炭素経済への移行過程で財務価値が毀損する資産、すなわち座礁資産と捉え、投融資を引き揚げる動き、ダイベストメントや、投融資先企

業に対して取り組みを求める動き、エンゲージメントが広がってきていると承知をしております。

国内では、このような議論はまだ緒についたばかりではございますが、国内外の金融機関や機関投資家等による動向について、今後も注視をしてまいります。

加えて、環境省としては、低炭素投資を我が国に広げていくための情報発信や環境情報開示システムの整備などに努めてまいります。

気候変動長期戦略懇談会の提言についてのお尋ねがございました。

気候変動長期戦略懇談会は、環境大臣の私的懇談会として設置をしており、温室効果ガスの大幅削減と、我が国が直面する経済的、社会的課題の同時解決を目指す観点から、意欲的な提言をいたしました。

提言では、二〇三〇年二六%削減は必ず達成すべき水準であること、長期目標を見据えて、本格的に実現に向けた取り組みを開始すべきであるこ

平成二十八年四月一日 衆議院会議録第二十

地球温暖化対策計画の案においては、二〇三〇年まで目標を二回り、目標の再引き下げを実現する

べき対策や国の施策を位置づけ、二六%削減達成への道筋を明らかにしております。

また、長期的目標として、二〇五〇年八〇%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけ、革新的技術の研究開発やその社会実装、社会構造やライフスタイルの変革など、長期的、戦略的取り組みについて引き続き検討していくとしております。

現地省としては、毎個移転事其申請認定会の持  
言も踏まえ、今後の長期大幅削減に向け、目指す  
べき社会の絵姿を示すため、長期低炭素ビジョン  
の検討に着手をしてまいります。

昨年十一月、気候変動の影響の評価と対策を取  
りまとめた気候変動の影響への適応計画を我が国  
として初めて閣議決定いたしました。

適応は、政府はもちろんのこと、地方公共団体などさまざまな主体が取り組む必要がないま  
す。

環境省では、適応に関するさまざまな情報を地

号 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改進に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨

供できるよう、こゝの夏の間をめぐり、気候変動適応情報プラットフォームを国立環境研究所に立ち上げます。

援してまいります。加えて、建材トップランナー制度により、サッシ等の省エネ性能の向上を促進します。

今国会に提出を予定されているとのお話をあつた分散型エネルギー社会推進四法案についてお尋ねがありました。

また、地方公共団体において、気候変動影響評価の実施や適応計画の策定を支援するモデル事業を引き続き行ってまいります。

こうした制度的対応と支援の両輪により、工場と住宅の省エネを推進してまいります。

今後、同法案が国会に提出された場合には国会において議論されるものと認識しており、この場でのコメントをすることは差し控えます。

今後、関係省庁でよく連携しながら、諸外国の状況も参考にしつつ、進捗管理の方法の構築を図り、計画の実効性を高めてまいります。(田手)

と、我が国の石炭火力の対応方針についてお尋ねがありました。

なお、再生可能エネルギー等を活用した分散型エネルギー・システムについては、エネルギー・基本  
計画における「再生可能エネルギー等の活用」に記載する。

○國務大臣(林幹雄君) 田島一成議員から三つの  
〔國務大臣林幹雄君登壇〕

請負業者扱いの重きがあることは承知しておりますが、石炭の比率はアメリカでは四〇%と、日本の三一%と比較して高いため、これを規制する必

言語においてもその構築を進めることとしており、政府としても、引き続きしっかりと取り組みを進めてまいります。（拍手）

質問がありました。  
まず、我が国のさらなる省エネの可能性と住宅  
と工場の断熱化についてお尋ねがありました。

要性が高いなど、エネルギーをめぐる環境は各国  
それぞれであります。そのため、エネルギー政策  
については、各国の事情に基づいて進めていくべ

○議長(大島理森君) 真山祐一君。

省エネについては、エネルギー・ミックスで見込  
んだ、二〇三〇年度までに石油危機後並みにエネ  
ルギー効率を改善するという水準を目指して、徹

きものであります。  
我が国のエネルギー事情を踏まえれば、石炭火  
力は、安定供給性や経済性にすぐれた重要なペー

○真山祐一君 公明党の真山祐一です。  
ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に關する法規の一部を改正する法律案につきま

底した省エネを進めてまいります。

スロード電源であり、廃止するのではなく、環境負荷を低減しつつ活用していくことが不可欠で

して、公明党を代表し、関係大臣に質問いたしました。（拍手）

化は、交換費用の一部を引き継ぎ支援して対応してまいります。工場の廃熱利用は、他の工場の廃熱を利用する工場の省エネ取り組みを、省エネ法で高く評価する措置を新たに講ずることで促進してまいります。住宅のアルミサッシの樹脂化は、

省エネ法において、事業者に厳しい発電効率の基準を課し、古くて効率の悪い石炭火力の休廃止や稼働率の低減を促することで、CO<sub>2</sub>の排出を削減つつ、高効率な石炭火力への新規投資を進めます。

昨年十一月 CO<sub>2</sub>P21において、温室効果ガス排出削減のための新たな国際枠組みとしてパリ協定が採択され、平均気温上昇を産業革命前から二度より低く保つことを目標とし、かつ、一・五度以下に抑える努力を追求することが確認されました。

た。今後、各国が温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを実施します。

パリ協定が、百九十六カ国という極めて多くの国が参加する国際枠組みとして合意できましたことは、歴史的大きな意義があります。

日本は、二〇三〇年度までに二〇一二年度比マイナス二六%の排出削減目標を掲げました。今後、その実現に向けて、二〇五〇年八〇%排出削減を見据えながら、従来の計画と一線を画した地球温暖化対策計画を策定しなければなりません。

現在策定中の地球温暖化対策計画の基本的な考え方について、環境大臣に答弁を求めます。

日本約束草案では、広く国民生活にかかわる民生部門で約四割の排出削減を目標とし、そのため、本法律案では温室効果ガス削減の国民運動強化を掲げています。

公明党は、二〇〇八年に、七月七日クールアーチス・ティーの制定を推進し、以来、七月七日を中心としたライトダウンキャンペーンなどの取り組みを推進してきました。

私たちは、気候変動による危機、例えば海面上昇による陸地の水没や異常気象による大規模災害

など、直面する課題を直視する必要があります。

政府は、昨年十一月、気候変動による災害など、起こり得る環境影響に対処するための適応計画を決定しました。

気候変動による影響を正しく認識することが重要であり、そのための環境教育をさらに充実することが必要と考えますが、環境大臣の御所見を伺います。

次に、途上国支援について伺います。

昨年十一月二十六日、安倍総理は、COP21に際し、「美しい星への行動」（ACE）を発表し、二〇二〇年までに官民合わせて約一兆三千億円、現在の一・三倍に匹敵する途上国支援を行うことを約束されました。

途上国にとって地球温暖化は、先進国における経済成長の負の遺産と見る向きも強く、温暖化対策のために自国の経済成長を犠牲にすることはできないと考える国も少なくありません。だからこそ、グリーンイノベーションを経済成長に取り込もうとしているのです。

また、昨年三月、宮城県仙台市で第三回国連防災世界会議が行われ、仙台防災枠組が採択されました。東日本大震災を経験した日本が防災、減災分野で果たすべき役割は大きいと考えます。

日本は、外務大臣の御所見を伺います。  
次に、二国間クレジット制度について伺います。  
ACEでは、日本がグリーンイノベーションの牽引役として貢献することを掲げています。そのため、政府は、今春を日程にエネルギー・環境イノベーション戦略を策定することとしています。

本戦略は、経済産業省のエネルギー革新戦略が二〇三〇年を見据えたエネルギー・ミックス実現のための戦略であるのに対し、二〇五〇年を見据えた長期的な革新的技術開発戦略です。  
こうした新技術の開発とともに、開発されたすぐれた環境技術を広く国際的に普及する仕組みが重要です。二国間クレジット制度、JCMは、環境技術の普及という観点からも実効性のある取り組みです。パリ協定においても、JCMを含む市場メカニズムの活用は日本が主導してきた分野です。

このたびの改正で、地球温暖化対策計画に国際協力を明記することになりますが、とりわけ二国間クレジット制度は有効であると考えます。

次に、地方公共団体実行計画について伺います。  
本法律案では、地域における温暖化対策のさらなる推進を目的に、複数の地方公共団体が共同で実行計画を作成できるようにするなど、計画に

次に、北東アジアにおける環境への取り組みについて伺います。

今月、静岡県で、日中韓三国大臣会合が開催されます。本会合は、一九九九年から毎年開催され、北東アジアは一つの環境共同体であるという共通認識を醸成してきました。

パリ協定に世界最大の排出国である中国が参加した意義は大きく、その取り組みが注目されます。

この意義を深めるためにも、環境意識を共有してきた日中韓三カ国環境大臣会合の場を通して、昨年四月に採択された三カ国共同行動計画を前提に、北東アジアにおける持続可能な環境モデル地域を目指すことを確認し、行動を加速することです。

本が五月に行われるG7環境大臣会合において日本が、国際社会をリードすることになると考えます。北東アジアにおける環境への取り組みをどのように進めていくお考えか、環境大臣の答弁を求めます。

次に、地方公共団体実行計画について伺います。  
本法律案では、地域における温暖化対策のさらなる推進を目的に、複数の地方公共団体が共同で

における記載事項の例示として都市機能の集約等を追加することなどが盛り込まれております。

地方創生の観点からも、グリーンイノベーションによる地域経済の活性化が期待されています。風力や地熱、バイオマスなどの地方の豊富な資源を活用し、自立分散型エネルギー社会を構築することで新たな雇用、所得を生み出し、また、町の防災力向上にもつながります。

ことで新たな雇用、所得を生み出し、また、町の会を推進できると考えますが、環境大臣の御所見を伺います。

最後に、再生可能エネルギーの普及について伺います。

二六%削減目標を達成するためには、再生可能エネルギーの飛躍的な導入が必要です。

本年一月五日、公明党の経済産業部会と省エネ社会推進本部が再生可能エネルギーの導入拡大に向けた提言を政府に申し入れ、特に、司令塔の役割が期待される再生可能エネルギー等関係閣僚会議の早期開催を求めました。

その提言を受け、先月、再生可能エネルギー等関係閣僚会議が開催され、以下の点が確認されました。

## (号外)

官報

二〇三〇年二六%削減目標を達成し、二〇五〇年八〇%削減の展望を開くためには、飛躍的な再生可能エネルギーの導入、それを可能にするイノベーションが必要です。とりわけ、水素エネルギー分野は日本が先駆けており、その活用によって再エネ導入が飛躍的に進む可能性があります。

水素エネルギーを含めた再生可能エネルギーの飛躍的な導入拡大に対する御所見を、環境大臣、経済産業大臣、それぞれに伺います。

昨年九月、国連で採択された持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ、SDGsにおいても、地球温暖化対策は重要課題となっています。

そして、SDGsは、途上国のみならず、先進国においても、貧困に取り組むことを要請しています。気候変動によるものに限りませんが、頻発する大規模災害は多くの貧困を生み出します。それは、東日本大震災からの復興の途上にある日本が直面している課題でもあります。

二〇三〇年二六%削減目標を達成し、二〇五〇年八〇%削減の展望を開くためには、飛躍的な再生可能エネルギーの導入、それを可能にするイノベーションが必要です。そして三つ目は、エネルギー革新戦略の取りまとめです。

〔國務大臣丸川珠代君登壇〕  
○國務大臣（丸川珠代君） 真山祐一議員から、地球温暖化対策計画についてのお尋ねがございました。先日、政府として取りまとめた計画案では、我が国がを目指す方向として、二〇三〇年度に二〇一三年度比二六%削減するとの中期目標の達成に向けて着実に取り組むこと、パリ協定を踏まえ、長期的目標として二〇五〇年八〇%の温室効果ガスの排出削減を目指すこと、我が国有するすぐれた技術を生かし、世界全体の温室効果ガスの排出削減に最大限貢献することを位置づけております。

その上で、基本的考え方として、環境、経済、社会の統合的向上に向けた施策の推進、日本の約束草案に掲げられた対策の着実な実行、パリ協定を踏まえた技術のイノベーションや社会構造、ライフスタイルの変革など、長期的、戦略的取り組みについての検討、エネルギー・環境イノベーション戦略や二国間クレジット制度等を通じた世界の温室効果ガス削減への貢献、全ての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化、毎年の点検を踏まえ、必要に応じた計画の見直しついて位置づけております。

私たち公明党は、SDGsにおける、誰も置き去りにしないとの理念を共有し、今後とも、地球温暖化対策に総力を挙げることをお誓い申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔國務大臣丸川珠代君登壇〕

計画案については現在意見募集を行っております。その結果も踏まえて、政府として、地球温暖化対策計画を閣議決定し、我が国の地球温暖化対策を着実に前進させてまいります。

先日、政府として取りまとめた計画案では、我が国が目標とする方向として、二〇三〇年度に二〇一三年度比二六%削減するとの中期目標の達成に向けた着実に取り組むこと、パリ協定を踏まえ、長期的目標として二〇五〇年八〇%の温室効果ガスの排出削減を目指すこと、我が国有するすぐれた技術を生かし、世界全体の温室効果ガスの排出削減に最大限貢献することを位置づけております。

環境省では、気候変動に関する政府間パネルによる第五次評価報告書が示す科学的見込みによる影響等の正確な情報を教育現場等でわかりやすく提供していくことが必要です。

環境教育の充実強化についてお尋ねがございました。

気候変動問題の正しい知識を浸透させるための環境教育の充実強化についてお尋ねがございました。

今後も、このコミュニケーションによる出前授業を充実させるなど、子供を初め国民の皆様が気候変動による影響を正しく理解できるよう取り組んでまいります。

二国間クレジット制度、JCMについてお尋ねがございました。

昨年のCOP21では安倍総理から、日本は、JCMなどを駆使することで、途上国の負担を下げながら画期的な低炭素技術を普及させていくと世界に向けて発信をいただきました。私自身も、積極的に国際交渉を行うとともに、パートナー国の方々にも働きかけを行つたところです。

パリ協定においては、JCMを含む市場メカニズムの活用が可能となり、JCMを展開していく上での国際的な位置づけが明確になりました。

今後のJCMの展開については、世界に先駆けて取り組んできた経験を活用しながら、さまざまな技術を生かした、より広い分野におけるプロジェクト形成支援、プロジェクトの実現可能性を踏まえたパートナー国の大拡大、具体的な成果についての国際的な情報発信に取り組んでいく所存です。

今後も、JCMを一層推進し、すぐれた低炭素技術による世界全体の排出削減に向けて、我が國

としてリーダーシップを發揮してまいります。

北東アジアにおける環境への取り組みについてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、北東アジア地域は一つの環境共同体であり、日中韓三カ国が協力を継続、強化しつつ、共通の環境課題に対処していくことが重要であります。

昨年の日中韓三カ国環境大臣会合において採択された共同行動計画では、北東アジアの環境改善と持続可能な発展に貢献する三カ国の環境協力をさらに強化することが重要であるなどのビジョンを掲げています。さらに、大気環境改善や気候変動対応を中心とする九つの優先分野について具体的な活動を定めています。

今後、計画に基づく活動が着実に成果を上げることが重要です。

環境省としても、こうした取り組みを促進することにより、自立分散型エネルギー社会の形成をさらに効果的に推進してまいります。

再生可能エネルギーについてもお尋ねがございました。

環境省では、水素について、再生可能エネルギー等から水素を製造し、貯蔵、輸送を経て、利用するまでの低炭素な水素サプライチェーンの実現や、再生可能エネルギー由来の水素ステーションの導入支援等の取り組みを実施しております。

こうした施策により、水素の活用を含む再生可能エネルギーの大幅な導入拡大を実現してまいります。（拍手）

〔国務大臣岸田文雄君登壇〕

○国務大臣（岸田文雄君） 我が国による気候変動及び防災、減災分野の途上国支援についてお尋ねがありました。

昨年のCOP21首脳会合において安倍総理からの先の二〇五〇年八〇%の削減を実現するためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要です。

このため、環境省では、浮体式洋上風力発電や、地域で再生可能エネルギーをつくり地域で消費するエネルギー・システムの実証等を行つております。

また、利用時に二酸化炭素を排出しない水素は、再生可能エネルギーの貯蔵にも活用ができる、

尋ねがございました。

その導入拡大に貢献をするものです。

環境省では、水素について、再生可能エネル

ギー等から水素を製造し、貯蔵、輸送を経て、利用するまでの低炭素な水素サプライチェーンの実現や、再生可能エネルギー由来の水素ステーションの導入支援等の取り組みを実施しております。

このことといたしますが、例えば、地熱発電事業への支援、防災インフラの整備など、御指摘の分野の

案件も含め、日本の得意分野での支援を念頭に置きつつ、検討してまいります。

また、東日本大震災を初め多くの災害から得た知見や技術を生かしつつ、御指摘の仙台防災枠組や日本独自の仙台防災協力イニシアティブの着実な推進を通じて、途上国の防災能力の向上や防災の主流化に貢献してまいります。(拍手)

○國務大臣林幹雄君登壇

〔國務大臣林幹雄君登壇〕

○國務大臣(林幹雄君) 真山祐一議員から、再生可能エネルギーや水素エネルギーの飛躍的な導入拡大についてお尋ねがありました。

再生可能エネルギーや水素エネルギーは、エネルギー自給率の向上を通じた安定供給の確保や低炭素社会の創出等の観点から重要です。

そのため、再生可能エネルギーについては、固定価格買い取り制度の適切な運用見直しに加え、低コスト化に向けた研究開発などに取り組みます。

また、水素・燃料電池戦略ロードマップに基づき、二〇三〇年までに八十万台程度の燃料電池自動車を普及するなどの目標に向け、着実に取り組みます。

また、御指摘の再エネ閣僚会議を踏まえ、環境アセスメントの迅速化等の関係省庁連携プロジェクトの推進、強い経済とCO<sub>2</sub>抑制の両立を目指

すエネルギー革新戦略の取りまとめ、イノベーション・コースト構想の成果も活用しつつ、福島新エネ社会構想の実現に向けた取り組みをしつかりと進めてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

(通知書受領)

一、昨三月三十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

放送法第七十条第一項の規定に基づき、承認を付した旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(常任委員員辞任及び補欠選任)

一、昨三月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

出席國務大臣

外務大臣	岸田文雄君
経済産業大臣	林幹雄君
環境大臣	丸川珠代君

一、昨三月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律

(特別委員員辞任及び補欠選任)

一、昨三月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員	前原誠司君
補欠	神山洋介君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、昨三月三十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

社会福祉法等の一部を改正する法律

一、昨三月三十一日、議長において、次のとおり踏切道改良促進法等の一部を改正する法律  
東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律

一、昨三月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員	前原誠司君
補欠	神山洋介君
神山洋介君	前原誠司君

## (議案付託)

一、昨三月三十一日、委員会に付託された議案は

次のとおりである。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国と

オマーン国との間の協定の締結について承認を

求めるの件(条約第一号)

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国と

イラク・イスラム共和国との間の協定の締結に

ついて承認を求めるの件(条約第三号)

以上二件 外務委員会 付託

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京

パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改

正する法律案(平野博文君外三名提出、衆法第

一九号)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及び

スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出第三一号)

## (議案通知)

以上二件 文部科学委員会 付託

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法

律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

## (議案送付)

一、昨三月三十一日、予備審査のため次の本院議

員提出案を参議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理

の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長

提出)

## 一、昨三月三十一日、参議院に送付した本院提出

案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

一、昨三月三十一日、参議院に送付した内閣提出

案は次のとおりである。

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促

進に関する法律の一部を改正する法律案

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との

間の協定の締結について承認を求めるの件(第

百八十九回国会内閣提出、本院継続審査)

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和

国との間の協定の締結について承認を求めるの

件(第百八十九回国会内閣提出、本院継続審査)

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国と

の間の協定の締結について承認を求めるの件

を改正する法律案(内閣提出第三一号)

## (議案通知)

一、昨三月三十一日、参議院送付の次の内閣提出

案を可決した旨参議院に通知した。

社会福祉法等の一部を改正する法律案(第百八

十九回国会内閣提出、参議院継続審査)

## (議案通知書受領)

一、昨三月三十一日、参議院から、次の本院提出

案を可決した旨の通知書を受領した。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

案

## 一、昨三月三十一日、参議院から、次の参議院議

員提出案は、同院においてこれを否決した旨の

通知書を受領した。

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案(大久保勉君外七名提出)

(質問書提出)

一、昨三月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ハローワークの求人票における労働条件と実際

の労働条件との食い違いの改善に関する質問主意書(仲里利信君提出)

T P P 協定による原産国表示廃止の可能性に関する質問主意書(岡本充功君提出)

陸上自衛隊福知山駐屯地で展示されている銃弾に関する質問主意書(岡本充功君提出)

現在起こっているまたはこれから起こる武力紛争に対する政府の戦争、戦没者、戦死者の認識に関する質問主意書(岡本充功君提出)

産業競争力の強化に関する実行計画における外国人技能実習制度の抜本的な見直しに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨三月三十一日、議員から次の質問主意書を撤回する旨の申し出があつた。

産業競争力の強化に関する実行計画における外国人技能実習制度の抜本的な見直しに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

衆議院議長

大島 理森殿

平成28年3月30日

情報監視審査会会长  
額賀福志郎

衆議院情報監視審査会規程第22条第1項により、平成27年年次報告書を作成したので提出する。

本報告書は、衆議院情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決）第22条第1項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出するものである。

なお、本報告書の対象期間は、本審査会設置の日である平成26年12月10日から平成28年1月31日までである。

## 年 次 報 告 書

### 衆議院情報監視審査会

「衆議院ホームページ」の「情報監視審査会」にて本資料の電子ファイル（PDFファイル）を  
閲覧することができます。  
([http://www.shigien.go.jp/internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/shiryo/jyouhoukanshi.htm](http://www.shigien.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/jyouhoukanshi.htm))

## はじめに

はじめに

衆議院情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するための常設の機関です。その任務は、特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査を行うことです。さらに、他の委員会等が行った特定秘密の提出・提示要求に行政機関の長が応じなかつた場合に、その判断の適否等を審査します。

特定秘密の保護に関する法律は、平成 26 年 12 月より施行され、昨年 6 月には内閣から前年中の状況を取りまとめた報告書が国会に提出されました。

当審査会では、昨年 7 月に上川国務大臣から説明を聴取するとともに、政府からの説明聴取及び質疑を重ね、委員等の活発な議論の下、特定秘密の保護に関する制度の運用を調査してまいりました。

この度、衆議院情報監視審査会規程第 22 条の規定に基づき、調査の経過及び結果についての報告書を取りまとめましたので、議長に対し提出する運びとなりました。

特定秘密保護制度の運用に関し、国民を代表してこれを監視するという当審査会の果たすべき役割は極めて重要なものがあります。

本報告書は、本年 1 月末までの当審査会の活動を対象としているのですが、制度運用の常時監視の観点から、引き続き当審査会が十全にその役割を果たし、国民から信頼される審査会となるよう努めてまいる所存であります。

## — 目次 —

はじめに

第 1 情報監視審査会について	1
1 情報監視審査会の設置の経緯	1
2 情報監視審査会の設置の趣旨	4
3 情報監視審査会の概要	
(1) 情報監視審査会の構成	5
(2) 情報監視審査会の任務及び権限	5
(3) 情報監視審査会の保護措置	5

第 2 政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する衆議院情報監視審査会の意見（調査及び審査の結果）	7
--	---

1 政府に対する意見	8
2 1 の意見の理由及び背景	10
3 今後の調査方針及び課題	14

### 第 3 調査及び審査の経過

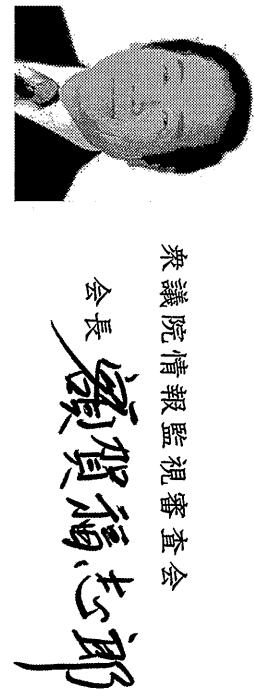
1 調査及び審査の主な経過	
(1) 調査	16
(2) 審査	18

### 2 調査の方法

(1) 政府からの説明聴取及び対政府質疑	19
(2) 特定秘密の提出・提示要求及び委員派遣	20
(3) 資料要求	21

### 3 調査の概要

(1) 報告に関する政府からの説明聴取及び質疑	22
ア 上川国務大臣からの報告聴取	22
イ 内閣官房及び内閣府独立公文書管理監からの意見聴取及び質疑	22
(ア) 政府参考人からの説明聴取	23
a 内閣官房	23
b 内閣府独立公文書管理監	26
(イ) 主な質疑事項及び意見の概要	28



衆議院情報監視審査会

会長  
麻生 太郎

## (2) 関係省庁からの説明聴取及び質疑 ..... 38

## ア 国家安全保障会議 ..... 38

## イー① 内閣官房（国家安全保障局関連） ..... 43

## イー② 内閣官房（事態対応・危機管理担当関連） ..... 46

## イー③ 内閣官房（内閣情報調査室関連） ..... 48

## ウ 警察庁 ..... 55

## エ 総務省 ..... 66

## オ 法務省 ..... 69

## カ 公安調査庁 ..... 73

## キー① 外務省（大臣官房） ..... 80

## キー② 外務省（国際情勢統括官組織） ..... 83

## キー③ 外務省（北米局） ..... 86

## キー④ 外務省（アジア大洋洲局） ..... 90

## キー⑤ 外務省（総合外交政策局） ..... 96

## キー⑥ 外務省（領事局） ..... 98

## キー⑦ 外務省（欧洲局） ..... 100

## キー⑧ 外務省（IS（イスラム国）関係） ..... 101

## ク 経済産業省 ..... 103

## ケ 海上保安庁 ..... 107

## コー① 防衛省（防衛政策局） ..... 113

## コー② 防衛省（運用企画局） ..... 120

## コー③ 防衛省（経理装備局） ..... 123

## (3) 内閣審査情報センターにおける説明聴取及び質疑 ..... 125

## 参考資料

## 1 国会法（抄）、衆議院規則（抄）、衆議院情報監視審査会規程、

## 特定秘密の保護に関する法律（抄） ..... 129

## 2 上川国務大臣の報告（平成 27 年 7 月 2 日、衆議院情報監視審査会）

## ..... 137

## 3 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（平成 27 年 6 月 22 日閣議決定、国会報告）の概要 ..... 139

## 4 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

## （平成 27 年 12 月 17 日、内閣府独立公文書管理監） ..... 144

## 5 活動経過一覧表 ..... 145

## 6 会長一覧、委員一覧 ..... 147

## 外 市 ( ) 載 由

## 第 1 情報監視審査会について

## 1 情報監視審査会の設置の経緯

平成 25 年 10 月 25 日、第 185 回国会に内閣から提出された「特定秘密の保護に関する法律案」は、衆議院及び参議院における審議を経て、平成 26 年 12 月 6 日に成立した。「特定秘密の保護に関する法律」（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）は、衆議院における審議の過程において、12 項目にわたる修正がなされた。そのうち、国会との関係では、①国会に対して特定秘密を提供する場合には、国会において保護措置を定めるものとすること（特定秘密保護法第 10 条関係）、②特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること（特定秘密保護法附則第 10 条関係）とされた<sup>1)</sup>。

上記の修正を受け、特定秘密保護法成立後の平成 26 年 1 月に衆議院が行ったドイツ、英国、米国 3 か国の調査結果を参考にしつつ、各党内で国会における特定秘密の保護に関する方策についての検討が開始された。その結果、第 186 回国会の同年 5 月 30 日、自由民主党及び公明党から、衆議院及び参議院両院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定めること等を内容とする「国会法等の一部を改正する法律案」（以下「国会法等改正案」という。）、「衆議院規則の一部を改正する規則案」（以下「衆議院規則一部改正案」という。）及び「衆議院情報監視審査会規程案」が提出された。

3 案は、平成 26 年 6 月 12 日、衆議院議院運営委員会において可決（衆議院規則一部改正案及び衆議院情報監視審査会規程案は修正）され、翌 13 日の衆議院本会議で可決された。その後、参議院においても、同月 17 日に自由民主党及び公明党から「参議院規則の一部を改正する規則案」及び「参議院情報監視審査会規程案」の 2 案が提出され、衆議院から送付された国会法等改正案とともに、同月 20 日に参議院議院運営委員会、参議院本会議において 3 案とともに可決、成立した。

その後、特定秘密保護法の施行日である平成 26 年 12 月 10 日にこれら国会法等の一部を改正する法律等が施行され、国会法第 102 条の 13 の規定に基づく

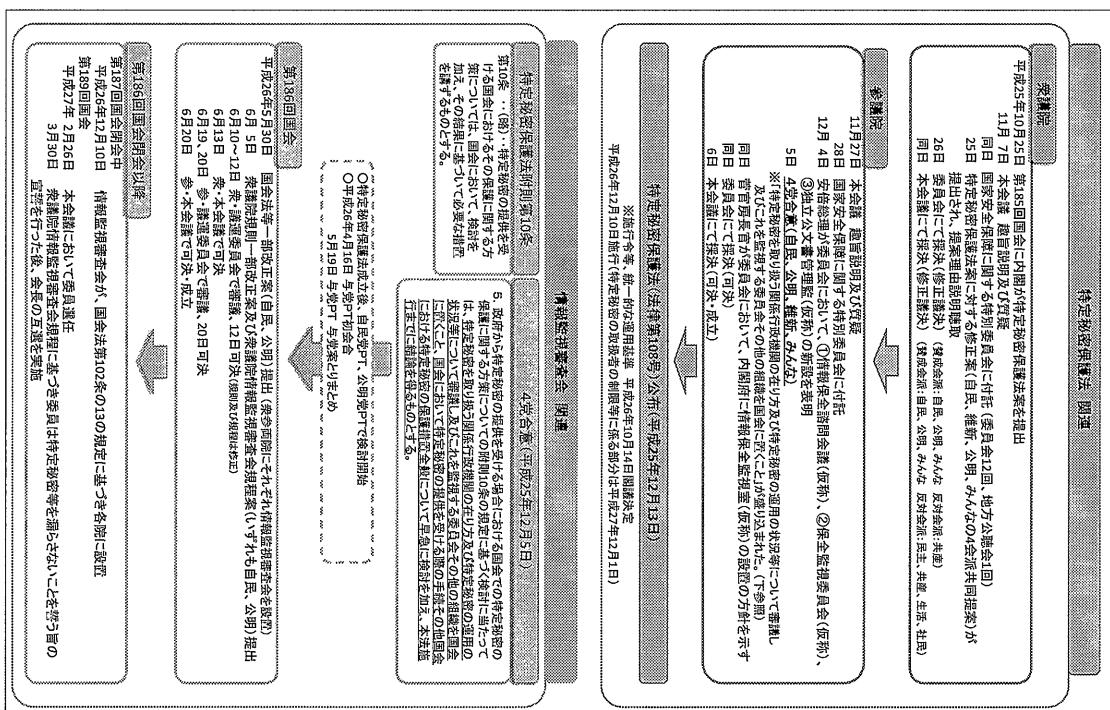
<sup>1)</sup> これに關し、平成 25 年 11 月 26 日の衆議院国家安全保障に関する特別委員会において、島中光成委員が「特定秘密を扱う関係行政機關のあり方及び特定秘密の適用の状況等について審議し、及び、これを監視する委員会その他の組織を国会に置くこと、国会において特定秘密の提供を受ける際の手続をどうしてまいりたい」と答弁している（第 185 国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議論第 19 号 12 頁）。

き両院に情報監視審査会が設けられた。

平成 27 年 1 月 26 日、第 189 回国会が召集された。同年 2 月 26 日、衆議院本会議において、8 名の情報監視審査会委員が退任された。同年 3 月 30 日、衆議院情報監視審査会規程第 4 条の規定に基づき委員は特定秘密等を漏らさないことを誓う旨の宣言を行った後、会長の互選が行われ、額賀福志郎君が初代会長に選出された。



委員会書類(平成27年3月30日)



## 2 情報監視審査会の設置の趣旨

特定秘密保護法附則第10条の規定に基づく検討を踏まえ、国会法等の一部を改正する法律等により、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護の方策が定められたが、その方策の中核として情報監視審査会が設置された。情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査を行うとともに、委員会等が行った特定秘密の提出要求（提示要求を含む、以下同じ。）に行政機関の長が応じなかつた場合に、その判断の適否等を審査することを目的とした常設の機関である。

### 情報監視審査会における「調査」と「審査」

#### 調査（常時監視）

（国会法第102条の15、第102条の16）  
→特定秘密に係る行政運用を常時監視するため、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての調査

○調査のため、毎年、特定秘密保護法第19条の規定による政府からの報告を受け、提出・提示要求を示すため、特定秘密の提出・提示要求を示す行政機関の長の判断に依り、提出された特定秘密を基に調査する

○委員会等からの特定秘密の提出・提示要求に応じない行政機関の長に対応して、委員会等からの審査要請等に応じ、審査を行ふ

○政府に対し、特定秘密に係る行政運用について改善すべき旨の勧告ができる

#### 審査

（国会法第102条の17）  
→委員会等からの特定秘密の提出・提示要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査

○委員会等からの特定秘密の提出・提示要求に応じない行政機関の長に対応して、委員会等からの審査要請等に応じ、審査を行ふ

○政府に対し、特定秘密の提出・提示要求を示す行政機関の長に依り、提出された特定秘密を基に審査を行ふ

○審査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、改善すべき旨の勧告ができる

○政府に対し、委員会等への特定秘密の提出・提示を勧告することができる

## 3 情報監視審査会の概要

### （1）情報監視審査会の構成（委員8名、平成28年1月31日現在）

会長	額賀福志郎君	(自由民主党)
副会長	岩屋毅君	(自由民主党)
幹事長	平沢勝栄君	(自由民主党)
幹事	純君	(自由民主党)
議員	坂高司君	(自由民主党)
議員	藤祐一君	(民主・維新・無所属クラブ)
議員	井出庸生君	(民主・維新・無所属クラブ)
議員	濱原良夫君	(公明党)

### （2）情報監視審査会の任務及び権限

情報監視審査会の任務及び権限は、①行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、当該運用について改善すべき旨の勧告をすること、②委員会等からの特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出要求に行政機関の長が応じない場合に、その判断の適否等を審査し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、委員会等へ報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることの2つである。①の勧告をした場合、情報監視審査会は、行政機関の長に対し、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

また、情報監視審査会から調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、行政機関の長はその求めに応じなければならない。

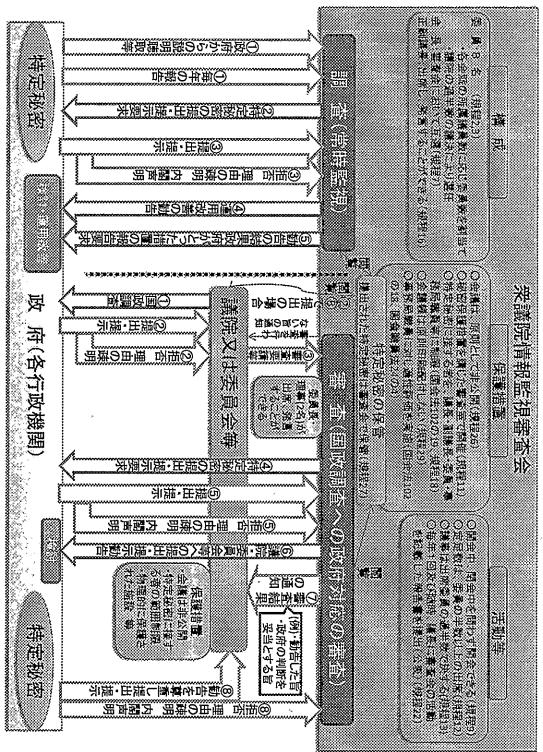
なお、特定秘密に係る行政運用の常時監視という設置の趣旨に鑑み、情報監視審査会は、国会の会期中であると開会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

### （3）情報監視審査会の保護措置

情報監視審査会に提出された特定秘密の漏えい防止のため、国会法、衆議院情報監視審査会規程（以下「審査会規程」という。）等により、以下のとおり様々な保護措置が講じられている。

- ・本会議の議決による委員の選任（審査会規程第3条）
- ・特定秘密等を他に漏らさない旨の委員の宣誓（審査会規程第4条）

- ・特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯としての報告（審査会規程第31条）
  - ・保護措置を講じた情報監視審査室での会議開催（審査会規程第11条）
  - ・会議の原則非公開（審査会規程第26条）
  - ・会議録の原則非公開（原則印刷・配付せず）（審査会規程第29条）
  - ・会議録の閲覧制限（審査会規程第30条）
  - ・特定秘密の保管（審査会規程第27条）
  - ・特定秘密の閲覧制限（審査会規程第28条）
  - ・情報監視審査会の業務を行なう職員に対する適性評価の実施（国会法第102条の18、国会職員法第24条の4、第24条の5）
  - ・情報監視審査会に提出された特定秘密の利用者・知得者の制限（国会法第102条の19、議院証言法第5条の4）  
なお、政府が特定秘密の提出を適切に行なうよう、情報監視審査会として、厳格な保護措置やその運用を定めた内規を制定している。



## 第2 政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する

る衆議院情報監視審査会の意見（調査及び審査の結果）

そこで眞鍵な詫問を尋ねた。

特定秘密は、「我が国の安全保障（國の存立に關わる外部からの侵略等に対する）として國家及び國民の安全を保障することをいう。」に関する情報のうち、特に秘匿することが必要であるもの」であり、その範囲の必要性は理解しつつも、当審査会が、特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視し、特定秘密を含む不顯示情報の提供を受けることができるとする権能に鑑みれば、その責任は極めて重いものと考える。政府においては、当審査会並びに立法府に対する説明責任の履行について、一層の改善を図ることを強く求める。

明責任の履行について、一層の改善を図ることを強く求める。その上で、当審査会は、政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する意見として適当と判断したものを、委員間で協議した上で整理し、審査会として合意した事項について以下に記載した。政府においては当審査会の意見について、真摯に対応するべきである。

当審査会は、政府に対する特定秘密保護制度に係る運用改善勧告権を有しているところであり<sup>2</sup>、今回の報告書においては意見にとどめるものの、今後の政府の対応では、勧告の対象となることもあり得る。

〔国会法第102条の16〕において、「情報漏洩審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の運営にし、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる」とこととされる。

1 政府に対する意見

(1) 特定秘密の内容を示す名称（特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び特定秘密指定書の「対象情報」の記載）は、特定秘密として取り扱われる文書等の範囲が限定され、かつ、具体的にどのような内容の文書が含まれているかがある程度想起されるような記述となるよう、政府として総点検を行い、早急に改めること。

その上で、各行政機関が特定秘密の内容を示す名称の付け方に關し、各行政機関の間でばらつきが出ないよう、横断的な事項について政府としてある程度統一した方針を策定し、公表すること。

(2) 特定秘密を保有する行政機関の長は、指定された特定秘密ごとに特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（特定秘密文書等管理簿）を、特定秘密ごとの文書等の件数とともに当審査会に提出すること。文書等の名称からその内容が推察しにくい場合は、文書等の内容を示す名称をもって説明すること。

内閣府独立公文書管理監は、特定秘密文書等管理簿を提出させ、それを基に文書等の内容を示す名称となっているか否かを審査し、不適切と思料するものについては改めること及びこれらの経過につき当審査会に報告することについて検討すること。

(3) 特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討すること。

また、1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告すること。

(4) 政府においては、当審査会への説明に際し、特定秘密以外の秘密等不開示情報の解除など事前に十分な準備を行ってから審査会に出席し、答弁すること。

ること。特に、国会に対する説明責任と審査会に対する情報提供の在り方について改めて検討すること。

(5) 特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定書の内容について、不開示部分とされている部分を除き、各行政機関の長が積極的に公表すること及び内閣情報調査室は、これらの公表結果を取りまとめ、特定秘密全体の指定件数とともに総括的な閲覧を可能とすることについて検討を行うこと。また、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要の記載について、他省庁と同様の記述となっているものについては、審査会においてそれぞれの相違点を明確に答弁すること。

(6) 内閣府独立公文書管理監の活動・機能等について当審査会として重大な関心を持っていることから、審査会に定期的に活動状況報告を行うこととする運用基準の改正等を検討すること。

## 2-1の意見の理由及び背景

(外)  
事  
報

(1) 各行政機関が特定秘密を指定する際に、各特定秘密の内容を示す名称（特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び特定秘密指定書の「対象情報」の記載）の幅の広さと記述内容の具体性の欠如に鑑み、外務省などは、1部局の保持する文書のうち特定秘密の指定の3要件等の定義に該当するものがほぼ全て含まれるようなものが存在している。

特定秘密として指定されるものは情報であり、特定の文書等ではないことは理解できるものの、特定秘密の指定が適正に行われているかどうかを当審査会において監視するためには、どのような特定秘密が指定され、当該特定秘密が含まれる文書等がどのようなものであるかがある程度想起されなければ、特定秘密の指定の適正性を審査することは極めて困難であり、不適切である。また、特定秘密指定書は、政府において特定秘密の検証及び監査を行う内閣府独立公文書管理監においても特定秘密の指定の適正性を判断するために重要な書面であると考えるところである。

そのため、特定秘密指定書の内容を示す名称は、特定秘密として取り扱われる個別の文書等の範囲が限定的であり、かつ、特定秘密が記載された文書等が具体的にどのような内容であるかがある程度想起される記述に改めることが必要と考えるので、政府として特定秘密指定書の記載内容について検討を行い、早急に改めるべきである。

一方、内閣官房の答弁においては、各行政機関が特定秘密の内容を示す名称の付け方に關し、情報収集衛星、人的情報源、外国との情報協力の3類型について、内閣情報調査室の指定書案を各省庁に示しており、各省庁における準化は図られているものと見解が示されている。

当審査会としては、現状において各省庁の特定秘密の内容を示す名称の付け方が平準化しているとは認められないため、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に關し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）に定めるものより詳細な方針として、例えば、情報収集衛星の画像データ等のように年ごとに指定する、詳細な項目ごとに指定する、分野ごとに指定するといった具体的な指定の方針について、特定秘密の内容を示す名称の付け方により特定秘密の内容が推知されないよう工夫しつつ、現在のように特定秘密の指定を行う指定省庁の個別の判断に

委ね、はらつきが出ることのないよう、各省庁横断的な事項については政府としてある程度統一した方針の策定が必要と考える。なお、方針を策定した場合は、広く公表すべきである。

### (2) 行政機関別の特定秘密が記録された行政文書の保有状況について

政府に指摘されているが、それをもって、年ごとの増減の理由等を検証することは困難である。

ある特定秘密が記録された行政文書が大量に増加していないか、または、廃棄されていないか等を監視するため、特定秘密ごとの行政文書件数及びその推移を把握することは、適正な制度の運用を監視する上で最低限の指標と成り得るものと考える。それとともに、当審査会が特定秘密の運用状況を調査するに当たり、特定秘密として指定されている情報について知るために、特定秘密が記録された行政文書の内容を適切に示す名称を知ることが必要である。

そのため、特定秘密を保有する行政機関の長は、指定された特定秘密ごとに特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（特定秘密文書等管理簿）を、特定秘密ごとの文書等の件数とともに当審査会に提出することを要請する。その際、文書等の名称からその内容が推察しにくい場合は、文書等の内容を示す名称をもって説明することを要請する。

その上で、内閣府独立公文書管理監は、「平成26年中に指定された特定秘密について検証・監査を行った結果、これら全てについて、適正に行われていると認められ、行政機関の長に対し、是正を求めるべき事案はなかった」（平成27年12月17日内閣府独立公文書管理監報告）としているが、特定秘密文書等管理簿の提出など特定秘密を含む文書等の名称を見るところなくして、特定秘密の指定が適正と判断することは困難と思われる。独立公文書管理監は、行政機関に、特定秘密文書等管理簿を提出させ、それを基に文書等の内容を示す名称となっているか否かを審査し、不適切と思料するものについては改めるよう検討するべきである。併せて、これらの経過につき当審査会に報告することについて検討することを求める。

(3) 特定秘密を含む文書等の廃棄については、特定秘密の指定期間中に当該特定秘密を含む文書等が保存期間満了により廃棄された場合、外部チェックがないと不適切な廃棄が行われる可能性がある。

そのため、特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることを原則とし、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の保存期間満了前に当該特定秘密を含む文

<sup>3</sup> 特定秘密保護法第3条第1項において、行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公にならないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を與えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとするとされている。

書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監がチェックするような制度を検討することが必要と考える。特定秘密を含む文書等を廃棄する行政機関は、独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討することを求める。

また、廃棄が適正に行われていることを確認するために、1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の保存期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告することを要請する。

(4) 「情報監視審査会において、特定秘密そのものではない事項についても、政府は「答弁を差し控える」旨の答弁をすることが多かった。情報が開示されないと審査会の任務である特定秘密の指定が適正かどうかの調査ができないとの発言が委員からなされているところである。政府の答弁者が、事前に特定秘密以外の秘密等不開示情報の必要な解除手続を踏んでいないなどの事情を考慮しなければならない場合ははあるとは思われるが、当審査会が様々な特定秘密の保護措置を講じていていることに鑑み、当審査会における答弁に当たっては、かかるべき事前の準備を行い、当審査会に出席するよう要請する。

同様の観点から、復興福島県会長から、審査会は特定秘密に関する国民と行政との接点にあるとの観点から、国益と国民の利益をよく勘案し、より良い方向性を作りいけるように関係者が努力する必要がある旨の指摘が幾度もされているところである。

また、委員間の申合せにより、特定秘密のみならず特定秘密以外の秘密等不開示情報についても、委員が情報を漏えいした場合に懲罰対象とする等の議員の身分に係る厳格な守秘義務を課している。

このようなことから、特定秘密の開示を要求することに鑑み、政府においては、特に、国会に対する説明責任と審査会に対する情報提供の在り方について改めて検討するべきである。

(5) 特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定書の内容については、既に、情報公開法の規定等に基づき、不開示部分を除き公開しているものもあるところである。

特定秘密保護制度に対する国民の懸念を払拭するためにも、特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定書の内容について、不開示部分とされている部分を除き、各行政機関の長が積極的に公表するとともに、特定秘密保護制度を所管する内

閣情報調査室は、これらの公表結果を取りまとめ、特定秘密全体の指定件数と総括的な閲覧を可能とすることについて検討するべきである。  
なお、当審査会においては、本調査に当たり、特定秘密の政府内及び各省庁内における共有の在り方についても関心事項としており、また、特定秘密の指定・解除については、特定秘密指定管理簿を基にして省庁横断的に監視していくことに鑑み、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要の記載について、他省庁と同様の記述となっているものについては、審査会においてそれぞれの相違点を明確に答弁されることを望むものである。

(6) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密保護法の本則により位置付けられたものではなく、運用基準に基づき、政府内において制度運用の検証・監察を行うこととされているが、独立公文書管理監の活動を当審査会が監視することができるか、また、当審査会にどこまで報告を求めるべきなのかといった、独立公文書管理監と当審査会との関係は曖昧なものとなっている。独立公文書管理監が内閣総理大臣に報告するのみならず、当審査会に活動状況を定期的に報告することが必要と考える。独立公文書管理監の特定秘密に関する検証・監察が適正に行われているかは、当審査会の重大な関心事項であることから、運用基準の改正等を検討すべきである。

<sup>4</sup> 特定秘密保護法附則第9条において、政府は、特定秘密の指定・解除について、独立した公正な立場において検証し、及び監査することができる新たな機関の設置等について検討したこととされた。本矣に基づき、内閣府下部組織合併の改正により、独立公文書管理監が設置され、その活動内容は、運用基準（開設決定）に定められている。

## 3

## 今後の調査方針及び課題

本報告書の対象期間中、調査を進め、特定秘密の提示を求めたが、これにより得られた様々な問題点について、調査を続行する必要があると考える。また、昨年12月に公表された内閣府独立公文書管理監の總理報告、同月に特定秘密保護法の適性評価に係る部分が施行されたことに伴い、その実施状況等についても審査会で議論を進めていく必要がある。さらに、本報告書及び当審査会の活動について有識者の意見を聴取する場を設け、今後の調査方針や来年度の報告書作成などの参考とする。

今後は、国家安全保障会議の4大臣会合における議論についての情報開示に関し、その在り方に引き続き検討を重ねていく必要があり、それ以外の課題についても、以下の調査方針（工程表）に基づき、必要があれば特定秘密の提出・提示を求め、調査を進めることとする。調査の結果については、年次報告書とは別に特定課題についての調査結果報告書を作成するなど、必要に応じ随時適切な形で公表することも検討する。

その際、指定省庁からの特定秘密の概要やその指定理由の聴取を行うだけでなく、各省庁が保有する特定秘密が記載された文書等の名称の一覧（特定秘密文書等管理簿）などの提出を受けることとし、これを端緒に、具体的な特定秘密の開示を要求した上で審査会等の場で直接確認するなど、指定の適正性を確認するためには具体的な調査を行う必要がある（意見（2）関連）。

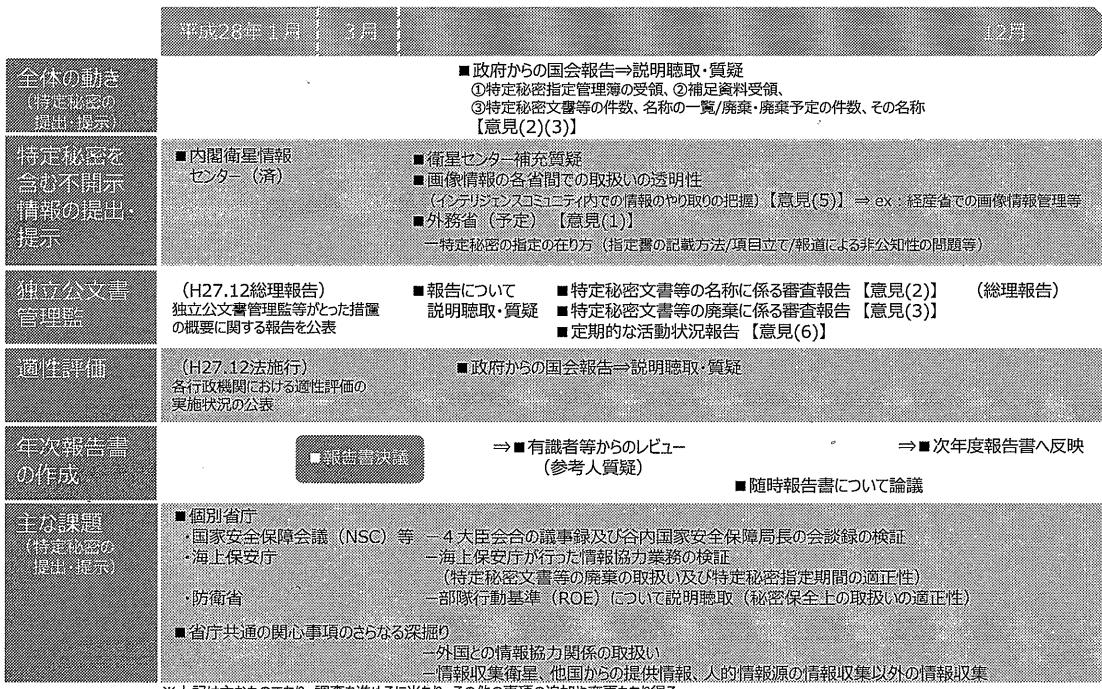
当審査会は特定秘密の指定の適正性を審査する役割を担っているが、これには2つの側面からのチェックが必要であると考える。

一つは、本来国民に開示されるべき情報が省庁による恣意的な運用により特定秘密に指定され、隠蔽されていないかチェックすることである。

もう一つは、本来、特定秘密に指定すべき情報を隠密や秘に指定するなど省庁が適切に指定しないことについてチェックすることである。情報が、特定秘密に指定されていれば、情報監視審査会においてチェックすることができるが、指定されていない場合には、当該情報の存在自体が外部からは容易に窺い知れず、誰もチェックができないこととなり、特定秘密を超える、又は同等の秘密について適切な保護措置が講じられていないという状況になりかねない。

今後はこのような観点からも調査を進めていく必要がある。

## 今後の調査方針（工程表）



## (外) 聽聞会

## 第3 調査及び審査の経過

## 1 調査及び審査の主な経過

## (1) 調査

本報告書が対象とする期間中、審査会を9回開催し、うち7回において、政府からの説明聴取及び対政府質疑を行った。

また、特定秘密の提示を要求するとともに委員派遣を実施し、内閣衛星情報センターにおいて、同センターが情報収集衛星により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報の提示を受けた。その主な経過は次のとおりである。

国会 (審査会回次)	年月日	調査に関する主な経過等
27. 6.22	8.24 (第5回)	警察庁、法務省、公安調査庁及び外務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 政府参考人：警察庁、法務省、公安調査庁及び外務省
7. 2 (第3回)	8.27 (第6回)	総務省、経済産業省、海上保安庁及び防衛省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 政府参考人：総務省、経済産業省、海上保安庁及び防衛省
第百八十九回国会 (第4回)	9.25 (第7回)	行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 政府参考人：内閣官房、内閣府独立公文書管理監、警察庁、公安調査庁及び外務省
第百八十九回国会	11.19 (第8回)	行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 政府参考人：内閣官房、法務省、海上保安庁及び防衛省
第百九十四回国会	28. 1. 4 (第1回)	第190回国会(常会)召集(会期150日間 6.1まで) 1. 20 1 委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。 2 特定秘密の提示を要求する決議を行った。 3 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 政府参考人：内閣府独立公文書管理監及び法務省
		政府参考人：内閣官房及び内閣府独立公文書管理監

国会 (審査会回次)	年月日 (審査会回次)	調査に関する主な経過等
第百九十九回国会	1. 25 (委員派遣)	行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査のため、委員派遣を実施した。詳細は、2(2)参照。

## (2) 審査

本報告書が対象とする期間中、委員会等からの審査の申出はなかった。

## 2 調査の方法

## (1) 政府からの説明聴取及び対政府質疑

平成 26 年中に指定された特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況については、政府から、平成 27 年 6 月 22 日に「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」がなされ(以下「国会報告」という。)、その際、情報監視審査会には、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する統一的な運用を図るための基準」(平成 26 年 10 月 14 日閣議決定。以下「運用基準」という。)に基づき特定秘密指定管理簿が添付されて提出された。

調査の方法として、まず、上川国務大臣から国会報告について説明聴取を行った<sup>5</sup>。その後、調査における第 1 巡として、内閣情報調査室及び内閣府独立公文書管理監から、特定秘密保護制度の運用や管理の適正確保のための検証・監察等について説明を聴取するとともに、政府に対し資料要求を行い、提出された特定秘密指定管理簿補足資料(以下「補足資料」という。2(3)参照)に基づいて、平成 26 年中に特定秘密を指定した 10 の行政機関から、特定秘密ごとにその内容や指定の在り方について審査会で説明を聴取し、その場で委員からの自由質疑を行った。

第 1 巡の説明及び自由質疑の後にさらなる不明点をただすため、対象省庁を絞り込み、

## 調査方法の概要

## (特定秘密指定管理簿補足資料の要求理由等)

質問項目を事前に審査会として精査し、担当省庁に対し通告を行った上で、第 2 巡として、当該省庁からまず通告した質問項目について説明(回答)

## (特定秘密指定管理簿補足資料の要求理由等)

## 各省庁一巡の説明聴取及び自由質疑(1巡回)

して、当該省庁からまず通告した質問項目について説明(回答)

## 説明及び答弁の不明点や疑問点について質問項目の抽出

を聽取した後、さらに

## 質問項目を各省庁に通告

委員からの自由質疑を行い、議論を深めていくという手順で調査を行った。

## 質問項目に對する各省庁からの回答についての説明聴取及びそれに對する自由質疑(2巡回)

## 委員出席、特定秘密の提示

<sup>5</sup> 参考資料 3 (139 頁)  
<sup>6</sup> 参考資料 2 (137 頁)

## (2) 特定秘密の提出・提示要求及び委員派遣

本報告書が対象とする期間中、以下のとおり委員派遣を行うとともに、特定秘密の提示を受けた。

国会回次	年月日 (審査回次)	提供を受けた特定秘密の概要等
第百九十回国会	28. 1. 20 (第1回)	国会法第102条の15に基づき、安倍内閣総理大臣に対して、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件の調査に關し、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定及び取扱い状況について特定秘密の提示を要求する決議を行った。 併せて、東京都への委員派遣の決議を行った。 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査のため、委員派遣(委員派遣)を実施した。 派遣先において、内閣衛星情報センターが情報収集衛星等により收集した画像情報及びそれを分析して得られた情報について提示を受けた。 参考委員会長額賀福志郎君(自民) 岩屋綱君(自民) 平沢勝栄君(自民) 松本純君(自民) 大塚司君(自民) 後藤祐一君(民維) 井出庸生君(民維) 森原良夫君(公明)

## (3) 資料要求

当審査会としては、受領した国会報告と特定秘密指定管理簿のみでは、特定秘密の指定・解除等の適正性等に関する調査を進めていくことは難しいとの判断から、特定秘密を指定した10の行政機関に対し、補足資料として、以下の項目に係る資料の事前提出を要求し、それに基づいて各省庁から説明を聽取することとした。

## 【特定秘密指定管理簿の補足資料 項目】

【省庁ごとに該当する際の決定理由】(以下「指定書」という。)があるが、指定書のうち特定秘密指定期間別表に記載されている項目を除き、さらに適性評価の実施状況及び審査会の関心事項を追加したもの

## 【特定秘密の項目ごと】

- ① 指定した特定秘密の具体的な内容(特定秘密指定管理簿より詳細な内容)
- ② 特定秘密の指定が必要と判断した理由(3要件)
  - ・特定秘密保護法別表に掲げる事項に該当すると判断した理由
  - ・公にならないことと判断した理由
  - ・その漏洩しが我が国の安全保謐に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に危険することが必要であると判断した理由
- ③ 運用基準II 3(4)に規定する指定を解除すべき条件の設定状況
- ④ 当該特定秘密の管理本部の概要(人材・物的保護状況)
- ⑤ その判断に係る特定秘密の概要に秘密が含まれる(黒塗りされている)場合は、更新の見込み
- ⑥ 指定の有効期間の決定理由(短くした場合のデメリット)、有効期間経過後の更新の見込み

## 【省庁ごと】

- ⑦ 特定秘密管理者の指定理由、特定秘密の取扱いの業務を行う部署名、実際の管理本部
- ⑧ 特定秘密の業務を行うことができる各行政機関の職員の数、適合事業者の従業員の数
- ⑨ 特定秘密指定管理簿の指定の整理番号の付け方のルール

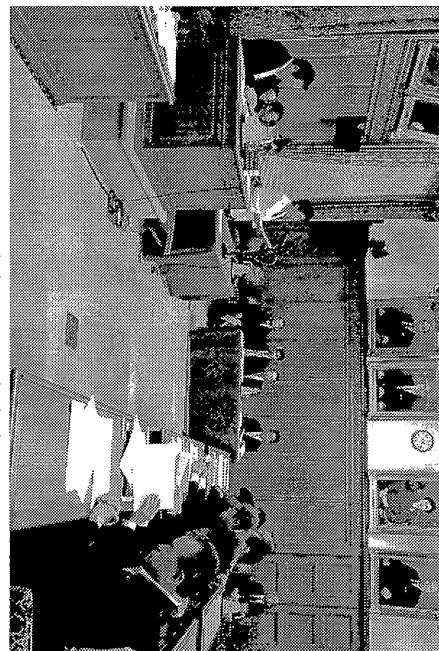
### 3 調査の概要

#### (1) 報告に関する政府からの説明聴取及び質疑

ア

上川国務大臣からの報告聴取

平成 27 年 6 月 22 日、国会法第 102 条の 14 に基づき、内閣から国会報告（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）を受領した。平成 27 年 7 月 2 日、上川国務大臣から特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告の説明を聴取した。



#### (ア) 政府参考人からの説明聴取

##### a 内閣官房

政府参考人から特定秘密保護法第 19 条の規定に基づく国会報告の概要等について説明聴取した。その概要は以下のとおりである。

##### (a) 国会報告

- 特定秘密保護法第 19 条において、政府は毎年、特定秘密の指定及びその解除等の実施状況について国会に報告し、公表することとされている。なお、報告、公表に当たっては、有識者（情報保全諮問会議委員<sup>8</sup>）の意見を付すこととされている。
- 今回の報告対象期間は法施行日（平成 26 年 12 月 10 日）から平成 26 年末までとなっている。
- 国会報告の対象項目は閣議決定された運用基準 V 5 (1)ア(ア)～(シ)に規定され、特定秘密の指定件数、有効期間の延長の件数、指定の解除の件数、特定秘密であつた情報を記録する行政文書ファイル等の移管、廃棄の件数などを国会に報告するものとされている。

##### (b) 特定秘密の指定

- 特定秘密の指定は、特定秘密保護法第 3 条第 1 項に基づき、指定主体は行政機関の長であること、特定秘密の指定の要件は、①別表該当性、②非公知性、③特段の秘密の必要性の 3 要件に該当する必要がある。①の別表該当性は、運用基準でさらに限定、細分化した細目を定めている。また、指定主体である行政機関の長は、特定秘密保護法施行令で、62 ある行政機関のうち、19 機関<sup>9</sup>に限定されている。
- 各行政機関の長による特定秘密の指定は、大臣等の決裁により行われる。指定の基になる特定秘密指定書（以下「指定書」という。）に、対象情報、指定の整理番号、

<sup>8</sup> 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）の適正な運用のため、内閣総理大臣が外部の有識者の意見を聞く場として情報保全諮問会議（座長：渡辺恒雄新潟新聞グループ本社代表取締役社長・主筆）が開催された。

<sup>9</sup> 平成 27 年 10 月 1 日、防衛装備庁が追加され、20 省庁となつた。

- (d) 該当する運用基準に記載の法別表の事項の細目の記号、  
指定の理由など当該特定秘密の保護に関する業務を管  
理する特定秘密管理者の官職、当該特定秘密の取扱い  
の業務を行わせる職員の範囲が記載され、決裁される。
- 運用基準では、この対象情報や指定の理由の記述によ  
り、特定秘密の指定の範囲、指定の要件該当性を明確  
にさせることを求めている。
- 特定秘密が指定されると、適切に管理するため整理番  
号、指定の年月日、指定した対象情報の概要など、指  
定書のポイントを一覧表の形で、帳簿（特定秘密指定  
管理簿）に記載している。
- 特定秘密の指定が行われると特定秘密を記録した文書  
は赤字で特定秘密のスタンプ表示がなされる。情報の  
性質上、物理的に表示できない場合などは、特定秘密  
の指定があったことを関係者に通知するものとされて  
いる。

- (e) 政府全体の適性評価の実施状況  
適性評価を実施した件数は0件、評価対象者が調査に同  
意しなかった件数、適性評価についての苦情の件数、いづ  
れも0件である<sup>10</sup>。
- (f) 情報保全諮問会議の意見  
平成27年5月18日の情報保全諮問会議の意見に対し、  
どのように対応するかは今後関係省庁とともに検討を進  
めていくものとしている。諮問会議における意見のうち、  
今国会報告までに事実関係等が確認できたものについて  
は報告書の脚注<sup>11</sup>に記載した。

- (c) 特定秘密の指定と個別文書との関係
- 特定秘密とするべき情報を入手し、文書作成後、これを  
特定秘密に指定することも可能であるが、この場合には、情報入手してから指定の決裁を受けるまでの間  
の秘密保全について問題がある。そのため、多くの場  
合、機密情報を入手することが事前にわかるため、あ  
らかじめ対象情報を特定し、指定している。例えば、  
情報収集衛星による衛星画像の平成27年分については、  
平成27年1月1日から特定秘密として指定するという  
決裁を平成26年中に受けている。
- 1件の特定秘密の指定により、該当する特定秘密を入  
手して文書を作成し、その文書を加工して別の報告書  
を作るたび特定秘密文書が増えていくことになる。そ  
のため、特定秘密の指定件数は変わらない場合でも、  
特定秘密文書の件数は多くなっていくことがある。

10 平成27年8月19日時点の答弁  
11 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)  
10頁及び11頁参照

**b 内閣府独立公文書管理監**

政府参考人から検証、監察に関する概要について説明を聴取した。その概要是以下のとおりである。なお、平成 28 年 1 月 20 日、内閣府独立公文書管理監から会議録中特に秘密を要するものとの決議対象であった部分について、今般開示対象とするとの申出があった件について説明を聴取し、質疑を行った。

## (a) 組織

内閣府独立公文書管理監は、政令である内閣府本府組織令により、特定秘密保護法の施行日である平成 26 年 12 月 10 日に内閣府に設置された。同日、内閣府訓令により、情報保全監察室（定員 20 人）も併せて設置され、室長である独立公文書管理監の下、19 名の室員が担当省庁と役割を分担しつつ、検証、監察の事務に従事している。

## (b) 設置の経緯

特定秘密保護法附則第 9 条に、政府は独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及び解除の適正を確保するためには必要な方策について検討し、所要の措置を講ずる旨規定され、この検討に基づき、独立公文書管理監及び情報保全監察室が設置された。

## (c) 任務

運用基準において特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が法令や運用基準に従つて適正に行われることを確保するための検証・監察とされている。

## (d) 具体的な職務の内容

- 行政機関の長に対し、主体的に特定秘密である情報を含む資料の提出や説明を求め、又は実地調査をすることと、そして特定秘密の指定等が特定秘密保護法等に従つて行われていないと認めるときに、指定の解除、フ

## (e) 通報窓口

独立公文書管理監及び情報保全監察室は、通報窓口を設置し、受理した通報を処理することとされている。  
特定秘密の取扱業務を行う者や行っていた者、業務により提供された特定秘密を得た者は、第 1 次的には各行政機関の通報窓口に通報することができる。  
他方で、通報者は、行政機関の長から調査を行わない旨の通知又は、調査の結果の通知を受けた場合には、独立公文書管理監に通報できる。また、当該行政機関に通報すれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当な理由がある場合等一定の場合には、行政機関の長への通報を経ることなく、独立公文書管理監に直接通報ができる。

## (f) 活動状況

- 年 1 回、特定秘密の指定等の適正を確保するため、独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告し、公表することとされている。
- 運用基準上、適性評価については、独立公文書管理監の検証・監察の対象とはされていない。
- 特定秘密保護法第 19 条に基づく政府報告の関係では、独立公文書管理監として、意見を述べることができるとしてされているが、今回はいまだ検証・監察の過程にあることから、特に意見は述べていない。
- 各行政機関から、特定秘密指定管理簿の写し等、必要な資料の提出を受け、これらを精査するとともに、各行政機関に対し説明を求めるなどして、実効性のある検証・監察を着実に進めている。

## (イ) 主な質疑事項及び意見の概要

委員等からの主な質疑事項及び意見の概要是以下のとおりである。なお、政府参考人からの答弁の概略を質疑事項及び意見の下に記載した。

## a 適性評価に関する事項

- ① 適性評価の今後の見通しについて伺いたい。
- ② 關係省庁が適性評価を実施する際、統一された基準はあるか。また、人事異動を行うたびに適性評価を実施するのか。

【平成27年8月19日審査会】

- ① 法律上、適性評価の規定は公布の日（平成25年12月13日）から2年以内に施行することとなっており、平成27年12月までに完全実施できるよう10月1日発足する防衛装備庁も含め、各省庁で準備を進めている。
- ② 適性評価については、運用基準で詳細に規定しており、各職員に対して行う質問票の中身についても規定している。また、やり方の手引を作つて各省の担当者に研修を行っており、かなりの程度、各省庁同一の水準で行われていると理解している。
- ③ また、適性評価は人事異動の都度行うこととなってい る。内閣官房にこの夏の異動で来る予定者は、事前に届出を受けて適性評価の上で配置されている者もあれば、配置の直後に適性評価を完了して了解された者もいる。

## b 独立公文書管理監の検証・監察手法に関する事項①

- ① 独立公文書管理監及び情報保全監察室が実施しているルーチン以外の抜き打ち監察を行っているか、また今後行う予定はあるか。
- ② 実地調査の際に相手先の省庁が意図的に隠蔽を図ろうとした際の独立公文書管理監の権限について伺いたい。

【平成27年8月19日審査会】

（答弁）

- ③ 382件の特定秘密の指定ごとに検証・監察を行っている。約20万件の特定秘密が記載された文書ごとには行っていない。理由としては、指定そのものの適否を判断する上で、指定書の内容の精査、チェックや疑問点についてのヒアリングを行うことが必要だと考えたためである。
- ④ 何を検証するかというと特定秘密の指定等の適正を確保することにある。運用基準で、特定秘密が法令や運用基準といったルールに従っているかどうかを観点とし、不適正な場合は、是正を求めることがある。指定の3要件を満たしているかどうかを確認するために、指定書の対象情報や意味内容の理解のためのチェックやヒアリングが効果的であると実感している。

これが制度上も予定されている。  
ヒアリングや書面審査を通じて検証・監察を実施してお  
り、それによりかなりの部分が揃えている。実地調査で  
なくとも、その内容が指定として適正か、要件を満たし  
ているかどうかは判断できる。実地調査の意味は、任務  
のうち、もう一つの柱である特定行政文書ファイル等が  
適正に管理されているか確認することであり、今後、実  
地調査についてもそのようなフェーズで活用していく  
ことになる。

実地調査の実効性については、令状を持って踏み込んだ  
いく権限があるわけではないが、実地調査の権限及び  
任務が闇黙決定された運用基準で明記されており、各行  
政機関の長は従う義務がある。

## c 独立公文書管理監の検証・監察手法に関する事項②

- ③ 独立公文書管理監は、特定秘密に係る全文書を見るこ  
とができる立場だと聞いているが、実際の調査は案件ごと  
に行っているか、それとも文書をすべてチェックして  
いるか。
- ④ 指定書のチェックやヒアリングによる検証だけで「かな  
りの程度」勝えるとする根拠はなにか。
- ⑤ どんな情報であるか個別の文書を見なくてわかるか。特  
定秘密が適正かどうか、すべての文書を見られる立場で  
あるのに見ないのは残念だ。

【平成27年9月25日審査会】

- （答弁）
- ① 現在は、各省庁からの報告を受けた内容を端緒として、  
ヒアリングや様々な資料入手するなどして検証・監察  
を進めている。独立公文書管理監を通報先とする通報制  
度があり、これを端緒として重点的に検証・監査を行う

⑤ 指定書が一番の基本だが、それだけで判断できるとは考えていない。ヒアリングや質問、回答及び公開情報の収集等を繰り返している。何を指定しているか等について納得できるまで検証しており、適切に検証・監察を続けている。

d 独立公文書管理監の検証・監察手法に関する事項③

- ⑥ ヒアリングを繰り返さないとわからぬといふことが、指定書の書き方について運用基準を満たしていないということではないか。ヒアリングをする前に文書や文書きストを見るべきだ。ヒアリングで初めて区別がついたとすれば、区別のつくような指定書の書き方になつてないといふことであり、独立公文書管理監としては是正を求めるべきだ。
- ⑦ ヒアリングは1項目にどのくらいの時間をかけているか。指定書は似た記述が多く、ヒアリングの端緒にもならないと思うがどうか。
- ⑧ 独立公文書管理監において、指定書を今まで改めたものはあるか。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

- ⑥ 文書が無い特定秘密もあり得るが、文書を見ることは有益なので、確認することもあり得る。
- ⑦ ヒアリングの時間については、内部でディスカッショントとして、確認したいことを決め、答弁をもらった上で、さらにその答えて我々が納得できるか、また、他の省庁の似たような案件を横並びで検討したりしながら繰り返し行っている。何時間ということは言えない。
- ⑧ 今の時点（平成27年9月25日）で、是正を求めたものはない。

e 独立公文書管理監の検証・監察スケジュール

- ① 検証、報告のスケジュールはどうなっているか。
- ② 総理報告の予定はどうなっているか。

【平成27年9月25日審査会】

- (答弁)
- ① 指定の適正の検証については心証では、概ね7割方進捗している。今後、特定秘密表示が適正になされているか

どうかを、各行政機関の保有する特定秘密文書を実際に確認しつつ、検証・監察していく予定である。総理報告のスケジュールについては、検証・監察の進捗、報告書の内容の充実の観点も踏まえて今後判断していく。

② 総理報告のスケジュールは現時点（平成27年9月25日）で決まっていない。時期的にできるだけ早くといふこともあるが、まずは指定について正確に判断したい。具体的にいつと言えない。

f 指定権限のない行政機関が特定秘密を保有している理由

特定秘密の指定権限のない国土交通省が特定秘密の記録された行政文書（829件）を保有している理由について伺いたい。

【平成27年8月19日審査会】

(答弁) 災害対策として、被災地の衛星写真をもらうというよう自ら特定秘密を指定しない行政機関であっても特定秘密の提供を受けることはある。

g 特定秘密と行政文書①

① 特定秘密指定管理簿の件名を見ると、そこからどのような文書か想像しうるものと、そうでないものがある。特定秘密指定の項目ごとに行政文書の件数を明らかにすべきと考えるがどうか。

【平成27年8月19日審査会】  
② 指定管理簿の項目に、どれだけの文書が属しているか、その総数、文書のタイトル等の一覧がないと、特定秘密の指定の有無の適正さをチェックすることができないため、開示を求める。

③ (②の答弁を受け)やはり文書の合帳及び文書名を見ないと具体的な調査ができるので、開示を求める。

【平成27年9月25日審査会】

- (答弁)
- ① 件数の多寡にはらつきがあり、項目によつては、特定秘密ごとに行政文書の件数を明らかにすることにより各行政機関の情報分析あるいは情報収集能力、関心度合いを外部から推察され、ひいては今後の情報収集活動に支障を及ぼすというおそれがあり、公表を前提とした国会

報告に記載することは不適当と考えている。なお、審査会の場において、個別に各省庁へ審査あるいは調査されることはあるとを考えている。

② 調査、室単位で文書の台帳を作成しており、文書数、文書名等を確認することは制度上可能だが、一つの文書に複数の特定秘密が存在する場合にどのようにカウントするのか、文書の件名 자체に秘密がある場合には、どのようにするのかという問題点がある。10省庁に照会したところ、文書件数については提出できるが、文書名は一部提出できないと複数の省庁から回答があつた。行政機関別の文書数調査でも3ヶ月程度かかったところ、今後、各省庁と対応の可否を詰めていきたい。

③ 文書の台帳については、指定ごとに文書が何件あるかについて提出できると聞いているが、文書名については、文書名そのものが、例えばサードパーティールール<sup>12</sup>に触れるもの等があり、文書の件名全部は提出できない。ただし、文書の件名も、一部は出せないけれども、提示できるものはあると聞いており、その提出の仕方にについては各省庁と今後調整させていただきたい。

#### h 特定秘密と行政文書②

④ 特定秘密が記録された行政文書を束ねて特定秘密を1件とするときに何らかの基準を政府として設けているか。

【平成27年8月19日審査会】  
⑤ 政府としての基準はないとの説明があつたが、政府はどういうふうに実態を把握し、今後どのような指導をしていくのか。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

特定秘密が記録された行政文書のある省庁では1件としており、ある省庁ではまとめていることはあると思うが、それについての政府の基準はない。行政文書の件数は、推移を見る上では意味があるが、一つ一つの件数の多少はあまり意味がないのではないか。文書はその都度、その目的に応じて作成されるため、各省庁に一律の基準ということをもって文書の単位を規定していくのは困

難と考えている。

⑥ 答弁は、個々の文書を束ねる際の基準について述べた。

一つの衛星画像を四つに分割すれば四つの文書となり、また、既存の文書を引用して報告書を作成すれば追加で1件となる。行政上、業務上、各省庁一律にするのは困難である。

また、特定秘密の指定について、指定の対象は情報であり、特定秘密が記載された文書が必ずしも存在するわけではない。制度が文書を出発点としておらず、行政文書は、各行政機関において必要に応じて作成されるため、実務を踏まえると個々の文書を束ねて一つにする基準という考え方がなじまないと考えている。情報収集衛星、人的情報源、外国との情報協力、この3類型について、内調の指定書類を各省庁に示してあり、各省庁における標準化は図られているものと考えている。

特定秘密管理者等の設置状況  
各省庁の特定秘密管理者及び補助者の設置状況について内閣官房においてどの程度把握しているか。

【平成27年8月19日審査会】

(答弁)

特定秘密管理者については、特定秘密指定管理等の中には特定秘密ごとに管理者が誰かということを記載している。管理者数については、情報保全諮問会議において、その数を公表すべきとの指摘があり、国会報告で追記しており、それぞれ局長級の者が指定されている。

<参考>

国会報告10頁(抜粋)

\* 7 特定秘密の指定をした各行政機関ごとに、指定を担当する特定秘密管理者の数を見ると、国家安全保障会議が1、内閣官房が3、警察庁が1、総務省が1、法務省が1、公安調査庁が1、外務省が7、経済産業省が1、海上保安庁が1、防衛省が3であつた。なお、特定秘密管理者については、運用基準において、行政機関の長が特定秘密の保護に関する業務を管理する者として局長級の職員から指名することとされている。

12 第三者に提供しないことを前提に入手した情報

## j 番号における答弁の在り方

- ① 答弁の際に、「ここから先の話をするに踏み込むおそれがある」、「特定秘密に踏み込むおそれがある」といった発言をした省庁があった。特定秘密又は不開示情報として指定した以上は、どこまでは説明てきて、どこは説明できないというのを整理して説明できるよう指導していただきたい。
- ② 特定秘密及び特定秘密以外の情報を審査会に開示することについて、各省に対してどのような指導をしているか。
- ③ 審査会における説明者は、明確に秘密を理解して出席してもらいたい。すべて秘密のおそれがあると言われると説明にならない。また、説明をする際には、情報開示の手続を済ませてから出席いただきたい。

【平成27年9月25日審査会】

## (答弁)

- ① 一定程度各省庁に説明してきた。ただ、自由質疑であつたので各省庁の内規上必要な秘密開示の手続がとれなかつたものもあり、出席した政府参考人の判断で答弁できなかつたものもあるのではないか。今日（平成27年9月25日審査会）は、事前に質疑項目を示していただいたので、サードパーティールール、人的情報源以外の不開示情報は基本的に開示するなど適切な対応がなされるよう各省庁に伝えてある。
- ② サードパーティールール及び人的情報源にかかる特定秘密及び特定秘密に至らない情報などに限り、提供しない、説明しないことが許される。その他は、一般的な基準はないが、すなわち、内閣声明を出さないと審査会への説明を拒否できないということを各省に指導している。
- ③ 本日、質問を事前にいただいているが、以前は局長でも大臣の了承が内規上必要ということがあり、お答えできなかつたとも聞いている。きちんと対応するものと思う。

## k サードパーティールールと特定秘密

- ① サードパーティールールについて、国外又は国内で万マスコミに情報がリークされた場合においても特定秘密としての扱いが必要か。

【平成27年9月25日審査会】

## (答弁)

- 外國政府との信頼関係であり、例えば、アメリカの情報公開においてアメリカ政府が開示するのであれば、特定秘密にならない。それ以外の、例えばワイリーグスマスコミ等で開示されたとしても、外國政府において自らが持っている情報が漏えいしたと認めるかどうかということになる。非公知性の条件が満たされない場合、特定秘密の保護の対象からは外れる。

## l 指定書の記載の在り方

- ① 特定秘密の指定書が具体性に欠け、特定秘密の内容が窺えない。決裁時に決裁官が、指定書から特定秘密の内容を把握しているかどうかかも疑問である。運用基準（「3指定手続」）に反しているのではないか。各省庁の特定秘密管理者及び補助者の把握状況について伺いたい。
- ② 指定された特定秘密がどのような情報かを知るため、指定書が重要であり、指定書に係る運用基準において、他の情報と区別されることとされているが、実際には他の情報と区別できず、防衛省と外務省を比べてみても平準化はなされていないのではないか。

【平成27年9月25日審査会】

## (答弁)

- ① 運用基準上は、当該指定に係る情報を他の情報と区別すること、指定の理由を明確にすることになっており、これに反していないと考えている。指定書の案を示し、記述の平準化を図っている。
- また、決裁官の特定秘密の内容把握について各行政機関に確認したところ、担当部署から各決裁権者に説明をし、理解を得てから決裁を行っているとの回答があつた。
- ② 指定の仕方の平準化について、各省庁にひな形を示しており、ある程度採用されているものと認識している。外

おいて定性的な説明は可能と思う。

務省と防衛省は経緯が違うので指定の仕方が異なっていると思われる。防衛省の新たな特定秘密は1件であり、残りは自衛隊法に基づく旧防衛秘密である。細かく指定すると、政府の情報関心が知られる可能性が高まる。また、指定管理簿・指定書の黒塗りが多くなる。基本的に、指定書の対象情報と理由をあわせて見れば、業務に携わっている者であればわかる。ただ、国民全体や業務に携わらない人はわからないかも知れない。

m 廃棄及び廃棄予定文書の扱い

- ① 平成26年中に特定秘密に指定したもので、平成27年中に廃棄を予定している文書があるか。あればその概要も報告を求める。
- ② 平成27年以後の国会報告は、廃棄した文書の概要、並びに、年度末又は次年度に廃棄を予定している特定秘密の概要を示すべき。
- ③ 廃棄文書、廃棄予定文書について国会報告が無理でも審査会において補足の説明をしてもらいたい。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

- ① 特定秘密の指定10省庁に照会したところ、4省庁で今年中の廃棄又は廃棄予定があるとの回答であった。廃棄された文書の概要は、情報収集衛星の画像のように元データが保存されているもの、外国政府からの情報の内、状況が変化し、長期間保存する必要がなくなったもの、会議や内部検討で用いた文書で他省庁に文書で原本が保存されているものなどである。精査には改めて他省庁との調整が必要である。
- ② 廃棄した文書、予定の概要を国会報告することは困難である。廃棄予定は事前に確定しがたい。また、文書は、ファイル単位で管理されており、その面からも対応は難しい。運用基準では、国会報告において、過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数は公表するよう規定しており、別途お尋ねがあれば詳細は説明できると考えている。
- ③ 文書件名は、可能かどうか各省に確認すれば、審査会に

## (2) 関係省庁からの説明聴取及び質疑

関係省庁からの説明聴取及び質疑を行った。その概要是次のとおりである。原則として、省庁ごとに、政府参考人の部局ごとに、政府参考人の説明概要、委員等からの主な質疑・意見及び政府参考人の答弁についての概要・趣旨を記載した。

記述に当たり、本審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないとともに、若干の表現上の工夫を加えている。

ア 国家安全保障会議

平成 27 年 8 月 19 日及び 9 月 25 日、国家安全保障会議における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

## (ア) 政府参考人からの説明概要

## a 特定秘密の概要

国家安全保障会議では、平成 26 年末時点で 1 件の特定秘密を指定している。その概要是、指定の日（平成 26 年 12 月 26 日）までに既に開催された 4 大臣会合の議論の結論と、指定の日以降、平成 26 年末までに国家安全保障会議が開催された場合の議論の結論等について、指定の日の前後で書き分けている。いずれも、特定秘密の指定の対象となる情報は、国家安全保障会議の議論の結論である。

## b 指定の理由

指定した特定秘密は、我が国の安全保障に関する具体的な政策、方針等に関する情報であるため、当該情報が明らかになることにより、外国政府等との信頼関係が失われ、協力が滞るおそれがあるほか、国民の生命及び身体の保護、領域の保全などに著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要がある。

## (イ) 主な質疑応答・意見の概要

## a 国家安全保障会議の結論と報道

- ① 国家安全保障会議の結論について、報道されている事案もある。報道されているものは既に公にされているのであるから、特定秘密の指定要件を満たしていないのではないか。
- ② 国家安全保障会議について報道されているものは、事前に公表を前提に議論しており、公表しないものは公表しない扱いをしているということか。本来公表しないものが報道され、指定を解除するような事態はなかつたか。

【平成 27 年 8 月 19 日審査会】

## (答弁)

- ① 国家安全保障会議は、約 2 週間に 1 回のペースで開催されている 4 大臣会合と、9 大臣会合がある。9 大臣会合は、以前の安全保障会議と同様の役割を担っており、国家安全保障に関する重要な政府方針を決定し、結果を公にしている。委員から指摘のあつた決定事項は 9 大臣会合で決定し、公表されているものである。一方、4 大臣会合は、開催日及び議題を事後に公表しているが、それ以外については、機微なやり取りが多く含まれている関係で、詳細については公表していない。
- ② そのとおりである。

## b 特定秘密の将来の公開可能性

国家安全保障会議は極めて重要な会議であり、通常特定秘密に指定するのは理解できるが、一方で、後世において検証の対象とされるべきものもある。事柄にもよるが、将来の公開について政府はどうに考えているか。

【平成 27 年 8 月 19 日審査会】

## (答弁)

特定秘密にしているのは、国家安全保障会議の記録の一部である。国家安全保障会議を開いた場合には、詳細な議題、発言者及び発言内容、会議の結論は記録をとっている。その中で特に結論について、特定秘密として確認している。その上で、現在 5 年間の指定期間が経過し

た後、どのような対応をするかについては、後日、その後5年が到達する状況において判断することになる。

国家安全保障会議での議論は、非常に重要な国家の意思決定及び経過を示すものであり、きちんと記録を残しこれをどこまで特定秘密とするか、ないしは、特定秘密を解除した後も秘匿すべきものとしてどこまで保全をしていくかについては、中身に応じて、そのときの状況において秘密にする必要度が変わるので、それを勘案して決めていきたい。

#### c 特定秘密における立法府と行政府の関係

- ① 重要な国家安全保障会議の4大臣会合の結論は基本的に公開されないとすれば、立法府に対し、どのように説明し、責任を持つのか。立法府は、一切知らないのかという率直な基本論を聞いて感じた。立法府に一切責任を負わないで、内閣がその方針を進め、後で立法府に責任を持ってくれといつても、その関係をどう考えればいいか。
- ② 4大臣会合での結論が国全体の国益に関する大きな結論であれば、結論に至る様々な情報についても機密として扱わなければならないが、得た結論を情報開示しないということになっていくその境目をどう考えるか、非常に懸念を覚える。

全部開示せよとは言わないが、方針が決まったことについては、立法府も連帯して責任を持つということになり、シビリアンコントロールという非常に大きな問題があるときにどう考えるかということは、国家運営あるいは立憲主義の立場から非常に難しい問題であると考える。

③ 情報監視審査会は、国会と行政との接点にあり、国益と国民の利益をよく勘案しながら良い方向を作っていくよう努力する必要がある。

【平成27年8月19日審査会】

(答弁)

- ① 立法府と行政府の関係は、国家安全保障会議の設置により変更が生じたとは考えていない。憲法以下の関連法令に基づき、立法府の機能を引き続き尊重しながら仕事を

- 40 -

#### d 特定秘密の指定範囲

- 国家安全保障会議について、平成25年及び26年に開催された4大臣会合の議題等以外のものが特定秘密として指定されているが、すべてが特定秘密として指定されているか。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

平成26年12月25日までに開催した国家安全保障会議の4大臣会合の審議を経て確認した結論と平成26年12月26日から同月31日までに開催した会議の結論のうち特定秘密に該当すると確認されたものと限定されている。4大臣会合の結論以外の部分、9大臣会合の議論等については特定秘密に指定されていない。

#### e 4大臣会合の議事録を公開する必要性

- ① 9大臣会合の結論は公開、4大臣会合の結論は原則非公開の根拠を説明してほしい。4大臣会合の結論にも特定秘密とならないものがあるのではないか。4大臣会合の結論をすべて非公開にする正当性を示すため、適正であることを示すことができる代表的な4大臣会合の議事録(記録)の開示を求める。
- ② 4大臣会合の議事録について実態把握のためには審査会に開示することはできるか。

【平成27年9月25日審査会】

していかなければならないと考えている。

行政府として、立法府に対して説明しなければならない事項、立法府から示された法令に基づいて動かなければならない事項については、国会等の審議を通じ、それぞれの役割の中で引き続き説明してまいりたい。また、この審査会は、特別に不開示情報についても説明することが可能な制度を立法府の中に作っていただけなので、法令に定められた手続に従って、私どもとしてもきちんと御説明をさせていただきたい。

- ② (意見のため答弁なし)
- ③ (意見のため答弁なし)

(答弁)

① 横断については、9大臣会合と4大臣会合の性格の違いから生じている。9大臣会合は改めて閣議決定される議題がほとんどであるため、審議結果について公表されるものが多いため。4大臣会合は関係行政機関が平素から取り組んでいる課題等を議題として具体的な政策を議論しており、いわば政策策定のプロセスとなっているため、

秘匿性の高い情報が含まれ非公開となっている。重要事項を審議し、関係行政機関の政策が一定の指向性を持つよう調整する場であり、内閣全体を囲繞する意思決定機關ではない。国会に対する説明責任については、9大臣会合及び閣議決定に係る公開情報や国会における審議において果していくべきものと考えている。

議事の記録の開示については、4大臣会合は総理の下、率直な意見交換を目的としたものであり、政府部内においても情報の共有は極めて限られたものとし、審議の具体的内容を非公開にするよう定めている。国家安全保障局はもとより、外務省、防衛省といった関係省庁から提供する資料も、非公開を前提とするものであり、議事の記録の開示について慎重に検討する必要があるものと考えている。

② 議事の記録については内閣官房において保管している。開示については検討したいが、総理大臣の判断を仰ぐ必要がある。また、4大臣会合は非公開を前提として、内閣官房のみならず、他省庁が保有する資料も提供されてるので、他省庁も交えて検討したい。

(イ) 内閣官房(国家安全保障局関連)

平成27年8月19日及び9月25日、内閣官房(国家安全保障局関連)における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

## (ア) 政府参考人からの説明概要

## a 特定秘密の概要

我が国の安全保障に関する特たんの事案が発生した際に、我が国の領域を保全し、海洋、上空等における権益を確保する等のため、我が国としていかに外国の政府等との協力をしていくか、我が国としてどのような措置を講じていくか等について行った検討に関する情報を指定しているものである。

## b 指定の理由

当該情報が明らかになることにより、外国政府等との信頼関係が失われ、協力が薄れるおそれがあることのほか、国民の生命及び身体の保護、領域の保全などに著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要がある。

## (イ) 主な質疑応答・意見の概要

## a 特定秘密における指定の判断理由

特定秘密指定管理簿補足資料(以下「補足資料」という)における特定秘密の概要では、国家安全保障局のすべての情報が特定秘密に該当し得ると考えられるが、どのように判断しているか。また、協力関係にある外国政府と情報公開に関する考え方を整合させると考えるがどうか。

【平成27年8月19日審査会】

(答弁)

国家安全保障局の扱う情報には日々機密指定するものがあるが、特に秘匿度の高いもの、特定秘密の要件に合うものを厳格に内部で指定している。また、外国政府とは通常、互いの情報の秘匿性について相互に確認し合いながら意見交換、協議を行っている。その中で、日本において最高度の秘匿を要するものについて先方と話す際にはその旨を説明し、齟齬がないよう

に注意を払いながら業務を進めていきたいと考えている。

③ (意見のため答弁なし)

b 谷内国家安全保障局長の会談録等と特定秘密の該当性

① 谷内国家安全保障局長は、各國との交渉において、いわば水面下で重要な役割を果たしているが、外國政府から谷内局長が得た情報について、国家安全保障會議及び外務大臣、外務省等関係省庁との情報共有の状況について伺いたい。

【平成27年8月19日審査会】

② 谷内国家安全保障局長が外國を訪問した際の会談録について、特定秘密に指定されているか。  
 ③ 谷内国家安全保障局長の外國訪問において秘密を要する話があつたはずである。最も秘密を要するものは特定秘密とすべきであり、厳重な管理が行われる分、政府内及び国会でチェックするという仕組みになっている。  
 それ以外で誰もチェックできない事実上のトックラスの扱いをする秘密を作つてはいけない。特定秘密に該当しないということであれば、必要があれば会談録の開示を求める。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

① 國家安全保障局は、内閣官房の一部局であり、内閣総理大臣及び内閣官房長官の指揮の下で業務を行つてゐる。その中で谷内局長が他国と接触を行う場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官以下の指示を踏まえながら業務を行い、その報告を行つてゐる。  
 國家安全保障會議は、総理を議長とし、谷内局長を含め各省から報告を受けることがある。また、国家安全保障局にとって、外務省及び防衛省が非常に緊密な業務のやりとりを行つてゐる。関係省庁が必要な事項については、きちんと報告をして、それぞれの省庁の大臣に報告が行くようによつてゐる。  
 ② 特定秘密の指定要件を満たしていないので、極秘又は秘として取り扱つてゐる。今後、特定秘密の指定要件に該当するものがあれば特定秘密として取り扱うことになる。

1-② 内閣官房（事態対処・危機管理担当関連）

平成27年8月19日及び11月19日、内閣官房（事態対処・危機管理担当関連）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

## (ア) 政府参考人からの説明概要

a

## 特定秘密の概要

領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針に関する情報であり、警察機関や自衛隊などが状況の推移を踏まえ、政府全体として適時適切な対応を行うための措置の方針に関する情報（2件）である。

## b 指定の理由

当該情報が明らかになることにより、外国政府により対抗措置が講じられ、我が国の領域への侵害行為が容易となる、又は外国政府との交渉が不利となるなど、我が国の領域の保全に著しい支障を与えることとなるため、特に秘匿する必要がある。

## (イ) 主な質疑応答・意見の概要

## a 指定管理簿の不開示部分を開示する必要性

特定秘密指定管理簿の記載事項の一部を不開示としているが、当該部分は不開示でなくとも良い。不開示部分を開示した方が、政府の取組や特定秘密の指定や運用がきちんとなされていることが確認できると考えるがどうか。

【平成27年8月19日審査会】

(答弁)  
開示することで我が国の対処方針等が推認されるおそれがあり、不開示としている。

## b 政府の対処方針の概要

- ① 我が国の領域への侵害行為について、政府の対処方針とは具体的にどのようなものか。  
【平成27年8月19日審査会】
- ② 「政府が講じる措置又はその方針」の具体例の説明を求める。

③ 説明（不開示情報）があつたもの以外に政府が講じる措置又はその方針は存在するか。

【平成27年11月19日審査会】

(答弁)  
様々な形態を想定し、その中で警察機関あるいは自衛隊などを含めた政府全体として、事態の推移に応じて適時適切な対処を行うための一連の措置について定めている。

② (不開示情報)の推移に応じて(不開示情報)等の対応を定めたものである。  
③ 一般的な事例を想定して閣議決定手続の迅速化を定めたものがあるが、これについては具体的な内容を書いたものではないので特定秘密とはしていない。

イ-③ 内閣官房（内閣情報調査室関連）

平成 27 年 8 月 19 日及び 11 月 19 日、内閣官房（内閣情報調査室関連）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行

(ア) 政府参考人からの説明概要

a 情報收集衛星關係

### (a) 特定秘密の概要

- 情報収集衛星（I-G-S）等による収集・分析対象及び情報収集衛星の識別能力が明らかになる情報であり、当該特定秘密は、平成26年といつた年ごとに1件ずつ指定し、平成26年末時点で12件指定している。第一

人的情報源關係

### (a) 特定秘密の概要

- b) 指定の理由  
　　外国政府等との情報協力関係では以上の二つの類型について1件ずつ特定秘密の指定をしている。当該情報が明らかになることにより、外国政府等からの情報保全体制の信頼が損なわれて情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要がある。

(b) 指定の理由

- (a) 特定秘密の概要

○ 第一に、人的情報源からの情報収集業務の計画、方法及び実施状況である。

○ 第二に、内閣情報調査室の人的情報源等である。平成26年以前に内閣情報調査室の人的情報源又はその候補となった者たち特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものについて、①その者が内閣情報調査室の人的情報源又はその候補である事実、②当該者が過去に内閣情報調査室の人的情報源又はその候補であつた事実、③収集、分析することにより以上の事実が明らかになるおそれがある情報である。

(b) 指定の理由

- 情報収集衛星等のために独自に開発された暗号に関する情報であり、情報収集衛星等の号機ごと、又は地上システムの第3期、第4期といった期ごとに指定しており、平成26年末時点では3件指定している。

## (イ) 主な質疑応答・意見の概要

## a 内閣情報調査室の情報収集手段①

- ① 内閣情報調査室としての特定秘密に指定している衛星で得た情報、海外から得た情報及び人的情報源から得た情報以外の情報収集手段の状況について伺いたい。

【平成27年8月19日審査会】

- ② 情報収集衛星、外国政府からの提供情報、人的情報収集以外の情報収集手段、またそれによって得た情報の概要を示されたい。それらの情報を特定秘密に指定しないことの適正さがチェックできない。

【平成27年11月19日審査会】

(答弁)

- ① 各々な形の情報収集に取り組んでいる。その中で、特定秘密の指定要件に該当するものについて指定した。

- ② 情報収集衛星、外国政府からの提供情報、人的情報収集以外の情報収集手段としては、メディア、インターネット等公開情報から的情報収集、民間団体への調査委託、他の行政機関からの情報提供等がある。このような形で収集した情報の中から特定秘密保護法の3要件（別表該当性、非公知性、手段の秘匿の必要性）に該当するものを厳格に判断して特定秘密に指定することになる。その結果として、現時点では、情報収集衛星、外国政府から得た情報、人的情報源に限られている。その他の情報は、その性格に応じて、極秘や秘として適切に管理していくことが適当と判断している。収集している情報の具体的内容としては、（不開示情報）等である。

## b 内閣情報調査室の情報収集手段②

- ③ 公開情報として収集した情報 자체は非公知性の観点から特定秘密にはなり得ないとの理解でよい。
- ④ 民間への調査委託について、どのくらいの団体にどのような調査を委託しているか。また、調査委託により得られた情報は特定秘密に指定されていないということでしょうか。

【平成27年11月19日審査会】

- ⑤ 公開情報自体、また、これを分析したものも含め、特定

秘密に指定しているものはない。我が国の情報関心が知られてしまうということで保秘が必要なものはあるが、その性質に応じて、極秘又は秘とすることで足りると判断している。

- ④ 内閣情報調査室では、例えば、世界政経調査会、内外情勢調査会等に対し、委託を行っており、専門家の見解を収集する機会を設けている。

御指摘のとおり、民間への調査委託を通じて得られた情報に特定秘密に該当するものはない。

## c 人的情報源から得た情報の取扱い

- 人的情報源から得た情報はどの特定秘密として取り扱われているか。また、警察庁等他の組織の人的情報源もこの特定秘密に合むか伺いたい。

【平成27年8月19日審査会】

(答弁)

人的情報源の秘匿が極めて重要であり、人的情報源若しくはその候補が明らかになるおそれがある事実を含む情報については、特定秘密に指定している。情報の内容自身が、人的情報源にたどり着く関連性が薄いものについては、その情報の内容に鑑み、別途、例えば極秘の指定をして厳密に保全することもある。

また、内閣情報調査室で指定した特定秘密は、内閣情報調査室の人的情報源であり、その中でも特に厳格な情報保全措置が必要であると内閣情報官が認めたものに限っている。

## d 情報収集衛星と特定秘密①

- ① 今後運用が開始される情報収集衛星地上システムを既に特定秘密として指定しているか。また、配達方式とは何かについて伺いたい。
- ② 指定の必要性を判断する上で、情報収集衛星の指定に係る監視対象国や撮像対象を明らかにする必要があるのではないか。また、情報監視審査会に対しても明らかにできないか伺いたい。

【平成27年8月19日審査会】

(答弁)

① 将来のものについても現在開発を進めているものについては、指定している。

② 配送方式は、データの送信者と受信者の間で暗号の鍵情報をやりとりする方式のことであり、データの解読の際には鍵の情報を持ち、保有する必要があることから、その配送方式は非常に秘密性の高い情報であるため、指定している。

③ 内閣衛星情報センターにおいては、例えば、(不開示情報)等、我が国の安全保障に関する画像情報を収集している。

e 情報収集衛星と特定秘密②

③ 他省庁も内閣官房提供の衛星情報を多数有しており、衛星情報をより詳細に示すことを求める。

④ 情報収集衛星の識別能力・精度はどれくらいか。

【平成27年11月19日審査会】

(答弁)

③ 我が国が衛星情報の関心に沿って、情報収集衛星により情報を収集している。画像情報を加えた報告書とともに提供する場合や画像情報をそのまま他の行政機関に提供することもある。

なお、災害等に関する画像情報のように、我が国が安全保障に関する情報でなくとも、情報収集衛星の識別能力等を示すものについては特定秘密に該当するため、例えば、甚大な被害をもたらした台風18号による被災状況についても画像を処理した上で情報提供を行っている。

④ 識別能力は特定秘密に該当するため、審査会においてかかるべき手続を取つていただきた上で、御説明がどのようにできるか検討したい。衛星情報を通じた分析で重要なことは、画像を蓄積し、分析を重ねることで変化がわかるということであり、政府としてこうした努力を積み重ねてきた結果、分析能力は年々向上している。

f 外国政府との情報協力①

① 情報協力を行っている外国政府が情報を公開した場合の我が国に対応方針は定めているか。情報の内容によって、できるだけ情報を国民に公開する趣旨で運用されることをお願いしたい。

【平成27年8月19日審査会】

② 外国との情報協力によって得られた情報を特定秘密に指定しているが、相手国などについて、説明をしていただきたい。

③ 特定秘密保護法が施行されたことにより、各国から情報提供を受ける上で、情報の質・量、両面で明らかに改善効果は見られるか。

【平成27年11月19日審査会】

(答弁)

① 外国政府が公開の判断を正式にした場合には、その情報自体については、我が国としても特定秘密として扱いはしないことになるものと考えている。

② (不開示情報)

③ まだ法施行後間もなく、効果が表れるのはこれからではないか。日本にも制度ができたということで情報協力を強化したいという反応を感じている。情報の質・量両面での向上に向け努力したい。

g 外国政府との情報協力②

④ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密が決まるか、それとも情報の内容によって決まるか。

⑤ 外国政府が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密を指定した場合、外国政府の基準が曖昧なものもあると思われるが、どのように整理しているか。

⑥ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報が我が国に提供される場合、基本的に相手国から情報保全の協力依頼があるか、ある場合、どのような水準を求めてきているか。

## 【平成27年11月19日審査会】

(答弁)

④ 内容が特定秘密保護法の別表に該当することが大前提となる。その上で、相手国が我が国と同等の保全措置を講じている場合には、信頼関係の保持のため、我が国においても特定秘密として取り扱うことになる。

⑤ 外国政府における情報の秘密の管理区分、アクセス制限等の情報保全措置の全体を総合的に判断している。

⑥ 外国政府と初めて情報協力をを行う際に、秘密区分とその表示等の取扱方法を相互に確認し、その上で情報交換を行っている。秘密の提供を受ける際、必ずしも提供の都度、相手方から情報保全の協力依頼や秘密保全の水準についての求めがあるわけではない。なお、特定秘密については、特定秘密保護法に基づく情報保全措置や秘密のレベル及び保護の内容について説明し、確認している。

## h 対外情報に特化したインテリジェンス機関を保有していることによる不利益

- ① 我が国が対外情報に特化したインテリジェンス機関を保有していないことによる不利益についてどのように認識しているか。
- ② 他国においては通信傍受の状況はどうなっているか。

【平成27年11月19日審査会】

(答弁)

① 内閣の情報機能を強化するという観点から現在も体制の整備を図っているところである。対外情報機関の設置について、様々な議論が行われていると承知しているが、当面一つ一つ努力を積み重ねていきながら、国内の議論も踏まえ、研究していくべき事柄である。

② 通信傍受については、米国や英国などでは行われているものと承知している。

## ウ 警察庁

平成27年8月24日及び9月25日、警察庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

## (ア) 政府参考人からの説明概要

## a 特定秘密の概要

- 警察庁においては、平成26年12月31日時点で計18件の特定秘密の指定を行っている。内訳としては、特殊部隊等の戦術及び運用に関する情報が1件、内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターが運用する情報収集衛星の収集・分析対象及び識別能力に関する情報が11件、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報が1件、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報が2件、外国政府との情報協力業務に関する情報が1件、人的情報の収集に関する情報が1件、海外との連絡に用いる暗号に関する情報が1件となっている。

- 平成26年12月31日時点で、合計18件の特定秘密を指定しており、計1万7,874件の特定秘密文書を保有している。これらの特定秘密及び特定秘密文書については、特定秘密保護法等を踏まえて警察庁が定めた警察庁における特定秘密の保護に関する訓令等に基づいて、警察庁等において厳格な保全措置を講じているところである。

## b 特殊部隊等の戦術及び運用に関する情報関係

## (a) 特定秘密の概要

テロリズムの事案による被害発生の未然防止等を目的として、平成26年までに警察が策定した、特殊部隊、いわゆるS A T等の戦術及び運用に関する情報である。

## (b) 指定の理由

当該情報が明らかになると、テロリズム等の事案に対処するための特殊部隊その他の部隊の能力、手法等が明らかとなり、これらの行動を企図する者等により対抗措置が講じられ、被害の発生等防止のための適切な対応を取ることができなくなり、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることを理由として指定したものである。



- b 没収等により損なわれるなどのおそれがあることから、警察において十分な情報保全措置を講じ、かつ、そのような措置を講じていることについて人的情報源等から信頼を得なければ、人的情報源からの情報収集業務が滞り、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることを理由として指定したものである。
- b 海外との連絡に用いる暗号に関する情報
- (a) 特定秘密の概要
- 警察と海外連絡担当官、国際テロリズム緊急展開班（ＴＲＴ－2）、こうした要員等との情報の送受信のために整備され、特定有害活動及びテロリズムの防止に活用される海外連絡装置の用に供する暗号の鍵である。
- (b) 指定の理由
- 当該情報が明らかとなると、警察と海外連絡担当官、ＴＲＴ－2要員等がやりとりしている情報が復号化され、警察の情報収集・分析業務の手の内が明らかとなり、情報収集・分析の対象となる組織等により情報保全強化の措置が講じられること等により、警察による情報収集・分析活動が滞り、又は我が国が適時に適切な対応を取ることができなくなるなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることを理由として指定したものである。

## i 適性評価

平成27年6月30日現在、警察庁において適性評価を経た職員は0名となっている。

## (イ) 主な質疑応答・意見の概要

## a 特定秘密指定管理者の官職

特定期密指定管理者の官職を教えてもらいたい。また、

その情報は公開されているか。

【平成27年8月24日審査会】

(答弁) 警備局長であり、公開されている。

## b 特定秘密の指定の定義及び範囲

- ① テロリズムの定義について、どのようにされているか。「テロリズムを実行するおそれのある組織」に特定されているか。その範囲が、かなり広範であり、警察庁の解釈次第となっていないか。
- 【平成27年8月24日審査会】
- ② 警察庁の特定秘密の指定について、特定有害活動又はテロに関する情報をそれぞれ1件として束ねているが、対象となっている団体や個人の範囲が限定されたものとなっているか。特定有害活動又はテロのおそれのある個人・組織が対象となることでは、範囲が広すぎるのではないか。

【平成27年9月25日審査会】

## (答弁)

- ① テロリズムは、特定秘密保護法の中に「政治上その他の主義主張に基づき、國家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」と定義されている。「テロリズムを実行するおそれのある組織」については、具体的な解釈基準を明確に定めたものはないが、過去において、テロ等を行い、あるいは行う可能性がある組織が該当するものと考えている。

- ② 特定有害活動又はテロのおそれのある個人・組織の範囲については、特定秘密保護法の目的あるいは指定の要件に基づいて厳格に判断している。各種警察活動を通じて得られた情報を総合的に判断し、例えば、大量破壊兵器関連資本の不正取引や政府高官の賄賂や無差別テロ等を行うおそれがある団体、個人等の動向に関する情報のうち、こうした活動に直結する情報に限定して特定秘密に指定している。

c 特殊部隊 (S A T) の概要

S A Tについてどこまでが公開情報になっているか。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

全体の体制として、隊員は約 300 名おり、8 都道府県に設置されている。装備については、サブマシンガン、ライフル銃、自動小銃及び特殊闪光弾等を装備している。これらについては公開情報である。

d 情報収集衛星関係

- ① 警察庁が保有する情報収集衛星の画像情報は、どのような種類の情報か。
- ② 特定有害活動やテロリズムに関する衛星情報ということは、例えばアジトのようなものに関する情報と理解してよいか。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

- ① 特定有害活動、いわゆるスペイ活動や国際テロリズムへの対処のために必要な画像である。
- ② 具体的な内容は秘密情報になるが、警察庁は基本的に国内における治安確保を目的としているので、国内治安に影響を及ぼすような対象に関する画像である。

e テロリズム組織の協力者等に係る特定秘密関係

テロリズムを実行するおそれのある組織の協力者あるいは候補者に関する情報について、特定秘密に指定しているか。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

当然特定秘密に含まれると理解している。

f 警察庁と都道府県警察が保有する特定秘密文書の保有件数の差が存在する理由

国会報告において、特定秘密に係る文書数について警察庁が保有する件数（1 万 7,874 件）と都道府県警察のみが保有する件数（26 件）とで大きな差が存在する理由及び警察庁と都道府県警察における特定有害活動やテ

ロリズムに対する情報収集活動について教えてもらいたい。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

当然、都道府県警察は必要な活動をしているが、それによって得られて作成された文書が最終的に警察庁に集約される。そうした意味で、都道府県警察のみが保有しているものは非常に少ないとということである。

g 特定秘密指定管理簿補足資料に關し、内閣総理大臣とすべきところを官房長官としている理由

審査会に提出された補足資料において「内閣官房長官において厳格な保全措置を講ずることとされたもの」とされているが内閣官房においては、特定秘密は内閣総理大臣が指定するはずである。官房長官としている理由を伺いたい。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

確認したい。

h 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源以外の情報収集で得られた情報関係①

① 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源で、特定秘密として取り扱うことが必要なものを特定秘密に指定していると思うが、それ以外の情報収集で得られた情報がなぜ特定秘密にならないか伺いたい。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

② 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源以外の情報収集手段、またそれに伴って得た情報の概要を示されたい。それらの情報を特定秘密に指定しないことの適正さがチェックできない。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

③ 情報収集衛星、他国からの情報提供、人的情報源以外の情報収集手段について、法務委員会において、通信傍受検査によって特定秘密になり得るものもあり得るとの答弁であったが、テロ・特定有害活動に係る特定の事件について、通信傍受で得られた情報が特定秘密となるか。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

① 都道府県警察も含めていろいろな観察活動等で得られた情報もある。例えば、国内テロリズム関係で言えば、テロリズムを実行するおそれのある組織の中核幹部といった者の動向について、そのような手段により得られたものを特定秘密に指定している。

② 情報収集衛星、他国からの情報提供、人的情報源以外の情報収集手段としては、都道府県警察による尾行等の観察活動がある。なお、人的情報源に係る指定としての情報は、特定の人物が警察の人的情報源であるという事実、氏名や生年月日等その人間が特定又は推定されるような情報であり、例えば、人的情報源から得られた情報がテロに関するものであれば、テロに関する特定秘密として指定することになる。

③ 通信傍受の結果、特定秘密に該当するような内容が偶然傍受されるということはあり得る。それが要件に合致すれば特定秘密として指定することはある。ただし、通信傍受は令状を取ってスポット的に行うものであり、事業も限られているため、実態として特定秘密に該当するような情報が入ることは想定されないが、否定するものでない。

情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源以外の情報収集で得られた情報関係②

④ 通信傍受検査によって特定秘密に該当する情報が得られた場合、国会報告の中に「通信傍受により得られた情報」という特定秘密の指定の項目が入ることになるか。情報収集衛星、他国からの情報提供、人的情報源以外の情報収集活動として、どのようなことを行っているか改めて伺いたい。情報収集手段そのものを特定秘密として指定する必要があるのではないか。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)  
④ 即断してお答えできない。報告の仕方の問題と思うが、審査会に対しては求められれば開示することとなる。  
⑤ 情報収集手段は様々であり、特定秘密に該当するかは手

段ではなく、得られた中身により指定されるもので、手段については審査会で問われば答えることとなる。現時点で当庁が保有している手段そのものについては、特定秘密には該当しないものと考えている。例えば、衛星情報は秘匿性が高いが、衛星の存在 자체は秘匿すべき情報ではないのではないか。法律に基づいて業務を遂行しており、手段自体、その存在、それによって得られた情報であることを特定秘密として指定することは、にわかには考えられない。

#### 特定秘密ごとの文書数

人的情報源に係る補足資料の指定の理由から、人的情報収集対象者から得られた情報の一部は特定秘密として指定されているように理解できるが、文書数はどの程度あるか。特定秘密ごとの文書数について伺いたい。

【平成27年8月24日審査会】

(答弁)

警察庁全体で文書件数1万数千件と報告したが、その具体的な中身については、情報収集の能力や情報関心等に係ることがあるので、答弁を差し控えたい。特定秘密ごとの文書数については、審査会から要請があれば、持ち帰った上で検討して回答したい。

#### k 外国政府等が公開した場合の対応方針

外国政府あるいは情報機関から得た情報で特定秘密に指定したものについて、外国政府がこれを公開した場合の対応方針について伺いたい。

【平成27年8月24日審査会】

(答弁)  
特定秘密の指定3要件のうち非公知性がなくなるので、特定秘密ではなくなると理解している。

- 一 外国の暴力団等に関する情報に係る特定秘密の該当性  
　　外国の暴力団あるいはマフィアなど様々な地下組織に  
　　関する情報における特定秘密への該当性について伺  
　　たい。

(答弁)

現時点では、特定秘密の指定 3 要件に該当する情報は  
　　ないのではないかという判断をしている。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

指定書における記述の在り方

④ トップシーケレット、シークレット、サードパーティ  
　　ルールが提供された資料に表示されているのが通例で  
　　あり、それらを参考にしつつ実質的に決定している。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

承った。

- ① 外国との情報協力によつて得られた情報を特定秘密に  
　　指定しているが、相手国数などについて、説明をして  
　　いただきたい。
- ② 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報に  
　　ついて、その同等の基準であることを根拠として我が國  
　　の特定秘密が決まるのか、それとも情報の内容によつて  
　　決まるか。
- ③ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報に  
　　ついて、その同等の基準であることを根拠として我が國  
　　の特定秘密を指定した場合、外国が「シークレット若し  
　　くはトップシーケレット又はこれらと同等以上の秘密  
　　区分に指定しているもの」と、基準があいまいなものと  
　　なつていると思われるが、どのように整理しているか。  
　　外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報が  
　　我が國に提供される場合、基本的には相手国から情報保全  
　　の協力依頼があるか、ある場合、どのような水準を求めて  
　　きているか。

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

(答弁)

- ① (不開示情報)
- ② 内容によつて決まり、かつ、相手国が同等の秘密保護措  
　　置を講じていることが要件となつていて。
- ③ 特定秘密に該当するという実質的な中身で判断され、相  
　　手国の秘密指定の区分で自動的に決まるわけではない。  
　　諸外国の機関とのやり取りを通じて、お互いの信頼関係  
　　もあり、秘密として扱ってきたものについて、具体的な  
　　判断を踏まえて指定している。

**工 総務省**

平成 27 年 8 月 27 日、総務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

## (ア) 政府参考人からの説明概要

## a 特定秘密の概要

- 総務省の特定秘密は、在日米軍が使用する設備ごとに 2 件指定している。
- 在日米軍の電波の使用については、日米安全保障条約の下、日米地位協定に基づき、日米両政府の当局間の取決めによることとされており、日米の無線設備間の混信防止の観点から、総務省と在日米軍で必要な調整を実施している。当該調整に当たり、総務省は米軍が使用する周波数に関する文書を受領しており、このうち米国政府によりシークレットと分類されている文書を特定秘密に指定している。
- 1 件目は、在日米軍が使用する周波数に関する情報であつて、(不開示情報)に関するものうち、シークレットとして提供されているものである。2 件目は、在日米軍が使用する周波数に関する情報であつて、(不開示情報)に関するもののうち、シークレットとして提供されているものである。

## b 指定の理由

- 指定の理由について、当該特定秘密は、運用基準 II 1 (1) の特定秘密保護法別表第二号イ関連の事項の細目である外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに該当し、公になつていないのである。
- 本情報が漏えいすることにより、我が国に対し(不開示情報)を企図する国において、その対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易になる等、我が国の安全保障に著しい支障を与えることになるため、特に秘匿する必要がある。

**c 特定秘密の管理**

当該特定秘密の管理体制については、総務省総合通信基盤局長が指定する職員のみが取扱いの業務を行っており、総務省特定秘密保護規程に基づき管理を行っている。

## d 不開示理由

- 特定秘密の概要のうち、一部を不開示情報とした理由は、公によることにより当該設備の重要性が明らかになることで、我が国に対する害意を有する第三国等が企図する妨害行為の優先的な対象となる等、在日米軍の活動に重要な支障を来し、我が国の安全が害されるおそれがあることから、情報公開法第 5 条第 3 号に該当するものとして、不開示情報としている。

## e 指定の有効期間

- 本指定の対象情報は、米国より特段の扱いを求める限り、特定秘密として指定することが適切であると考えている。指定の有効期間は、本情報が在日米軍の使用する設備に関する情報をすることを勘案し、5 年以内に本指定の対象情報の取扱いに係る米国からの要求が変化することはないと判断し、5 年としている。有効期間経過後も、米国より特段の扱いを求める限り、引き続き特定秘密として指定することが適切であると考えるが、現時点での見込みを述べることは困難である。

## f 適性評価の実施状況

- 平成 27 年 6 月 30 日時点で、総務省において適性評価を了した職員の数は 2 名、適合事業者の従業員数は 0 名である。

## (イ) 主な質疑応答・意見の概要

## a 公知の情報を不開示情報とする理由

- 公知の情報を不開示情報とする理由及び不開示情報することについて外國政府からの要請の有無について伺いたい。

【平成 27 年 8 月 27 日審査会】

(答弁) 不開示情報について、ある程度対外的には認識されている情報と思うが、特定秘密に該当する情報であるといふ点については、公にすることによっていろいろな問題

が生じてくるだらうという考え方からである。また、該部分を不開示とすることについて米国等からの要請は特段受けていない。

b 総務省が自衛隊の周波数情報を特定秘密として管理しない理由

総務省が自衛隊の周波数情報を特定秘密として管理していない理由について伺いたい。日米の無線設備間の混信防止の観点で特定秘密としているとの説明であれば、両方管理する必要があるのではないか。

【平成27年8月27日審査会】

防衛省の関係については、防衛省サイドで特定秘密かどうか判断する事項であると考えている。在日米軍に関する資料は、分野ごとに各省が持っているが、周波数に関しては総務省が保有している情報である。防衛省が電波を使うに際して、当該使用に係る調整等を当省と防衛省の間で行っているが、当該調整に必要な情報として防衛省から当省に提供される情報が特定秘密に該当するかは、防衛省において判断するものと認識している。

b 指定の理由

- 本情報は、運用基準に定める特定秘密の指定の3要件にてはめると、別表該当性については、別表第2号、外交に関する事項のロのb、領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針に該当する。
- 非公知性については、当該情報は公になつていない情報である。

- 次に、特段の秘匿の必要性については、これが明らかになることにより、外国政府によって対抗措置が講じられ、我が国の領域への侵入行為が容易となる、又は外国政府との交渉が不利になるなど、我が国の領域の保全に著しい支障を与えることとなるため、特に秘匿する必要があると認められるものである。

c 特定秘密の指定及び管理

- 本情報は、他の行政機関から提供を受け特別管理秘密に指定していたものであることから、特定秘密の指定に当たり、当該行政機関と調整の上、指定したものである。
- 本特定秘密の管理体制については、特定秘密指定書において、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を限定するとともに、法務省特定秘密保護規程に基づき、適

オ 法務省  
平成27年8月24日、11月19日及び平成28年1月20日、法務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

(ア) 政府参考人からの説明概要

- a 特定秘密の概要
  - 法務省では、平成26年末時点で1件の特定秘密を指定している。その内容は、(不開示情報)について我が国政府が講ずる措置又はその方針に関する情報である。
  - 当該情報については、その対象となる(不開示情報)に際し、入国管理局職員が関係法令の規定に従い関係機關とともにを行う適時適切な対処に係るものが含まれていることから、入国管理局において保有するものであり、法務省特定秘密保護規程に基づき、入国管理局長が特定秘密管理者として特定秘密の保護に関する業務を管理している。

切に管理している。

b 内閣官房の指定管理簿との不整合

d 適性評価の実施状況  
適性評価を了した法務省職員の数は、平成27年6月30日現在で23名であり、適合事業者の従業員はない。

【平成27年8月24日審査会】

(答弁)  
内閣官房の指定管理簿を見ていない。同時期のもので、法務省で指定しているものはない。

c 人物群等の情報と特定秘密

テロリズム、安全保障、危機管理等の観点から注意しなければならない人物群等の情報があると思うが、特定秘密ではないのか。

【平成27年8月24日審査会】

(答弁)  
秘密として厳重に管理するが、特定秘密の指定をするかどうかを精査した結果、特定秘密に当たらないという結論に至った。

d 特定秘密管理者を指定する仕組み

通例、特定秘密を指定する権限を持っている大臣等が指定する者を特定秘密管理者としていることが多いが、法務省の内規では、特定秘密管理者は、特定秘密を扱うことがあるときは、その部局の長等のように自動的に決まる仕組みになっているか。

【平成27年8月24日審査会】

(答弁)  
そのとおりである。

a 不開示情報の概略  
(不開示情報)とは、どのようなことが概略予想されているか。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要  
b

④ 特定秘密管理者の官職を不開示とする理由

① 8月24日の会議録中特に秘密を要するものと決議を求める内容について、特定秘密管理者の官職を不開示することに合点がいかない。具体的な理由について伺いたい。特定秘密管理者の官職を不開示とすることについて再度検討してもらいたい。

② 他省庁との比較において、他省庁で公開しているものが、なぜ法務省だけ特定秘密管理者の官職を開示できないのか。外国政府においても同等の部局が存在することから、法務省の当該部局名を不開示とすることは理解できまい。

【平成27年11月19日審査会】

なお、本審査会調査における各委員からの指摘を受け、特定秘密管理者の官職及び当該部局名等について、法務省から、法施行後1年間の運用状況等を踏まえ、改める旨の申出があり、これを認めた。

【平成28年1月20日審査会】

(答弁)

特定期密が1件であるため、これを明らかにすると当省に存在する特定期密の内容が推測されるおそれがあり、妨害行為や不当な働きかけ、秘密の漏えい、業務の支障など危機管理上の支障が生じる。そのため、情報公開法に基づく情報公開請求がなされた場合においても、部分開示の対応をとっている。

② 開示することにより特定期密の内容が推測されるおそれがある。ご意見は承るが、情報公開請求においても不開示として扱っている。

九 公安調査庁

平成27年8月24日及び9月25日、公安調査庁における特定期密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

(ア) 政府参考人からの説明概要

a 特定期密の概要  
公安調査庁では、平成26年末時点で10件の特定期密を指定している。

b 外国政府との情報協力関係

(a) 特定期密の概要  
2類型2件の指定をしており、外国政府において特定期密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報であって、特定期密活動の防止、テロリズムの防止に関するものである。

(b) 指定の理由

当該情報が明らかとなると、公安調査庁と相手国政府との協力に係る業務内容が明らかになり、情報収集の対象により情報保全強化の措置が講じられ、相手国政府との信頼関係のみならず、他の外国政府から的情報保全体制への信頼が著しく損なわれるなど、公安調査庁による情報収集活動が滞ることなどにより我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿を要するものとしている。

○ 人的情報源関係

(a) 特定期密の概要

1類型1件の指定をしており、人的情報源となつた者のうち、特定期密活動の防止に関する重要な情報を入手するための人的情報源で、特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものに関して、第一に、その者が公安調査庁における当該重要情報の人的情報源である事実又はあつた事実、第二に、収集、分析することによりその事実が明らかとなるおそれがある情報である。

官

(b) 指定の理由

当該情報が明らかとなると、関係者の生命、身体、財産等の社会的地位その他の重大な利益が損なわれるほか、対象組織において情報保全強化の措置が講じられるなど、特定有効活動の防止に関する重要な情報を収集することができなくなるおそれがあるため、特に厳匿をする必要がある。

(a) 特定秘密の概要

(2) 特定秘密の概要

当該情報が明らかになると、我が国がどのような情報を情勢判断の指標等としているかが明らかとなり、情報操作が施され、情報保全強化の措置が講じられるなどして情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿を要するものである。

(a) 特定秘密の概要

(b) 指定の理由

当該情報が明らかとなると、我が国がいかなる情報を情勢判断の指標等としているかが明らかとなるとともに、情報収集衛星の識別能力が明らかとなるなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿を要するものである。

- 特定秘密の管理
- 又、特定秘密の  
　　いる。
- 管理体制につい

(a) 特定秘密の概要

1 類型1件を指定しており、内閣情報調査室が外国政府等と行う安全保障に関する情報協力業務の計画及び方針であり、相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるものである。

(b) 指定の理由

当該情報が明らかとなると、内閣情報調査室と相手国政府との情報協力業務の手の内が明らかになり、情報収集の対象により情報保全強化の措置が講じられ、相手国政府との信頼関係のみならず、他の外国政府等の我が国との情報保全体制への信頼が損なわれるなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要がある。

○ 管理体制については、人的には、取扱業務を公安調査庁長官、公安調査庁次長、公安調査庁調査第二部長及び公安調査庁調査第二部長が指名する職員としているほか、職員に対する特定秘密の保全教育を実施している。物的には、特定秘密文書等を取り扱った際に、当該職員の氏名、取扱いの日付等を記録するほか、文書等を三段式文字盤錠のかかる金庫等の施錠可能で十分な強度を有する保管庫で管理するなどしている。

**指定の有効期間**  
　・指定の有効期間は、各特定秘密が今後少なくとも5年程度の間に漏えいした場合、情報収集活動に対する影響等が非常に大きく、我が国の安全保障に与える支障の程度が著しいものと考えられることから、法の許す範囲で最長の期間の保護が必要であると判断し、いざれの特定秘密についても有効期間を5年間と設定したものである。また、更新の見込みについては、その時点における状況の

変化を勘案する必要があるので、現段階で見込みを述べることは困難である。

i 適性評価の実施状況

適性評価を了した職員の数については、平成27年6月30日現在で、職員3名が適性評価を了している。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a テロリズムに関する特定秘密の指定状況

特定有害活動の実行の意思、能力に關する情報について同様の情報は指定していないか。

【平成27年8月24日審査会】

(答弁)

様々な情報を収集しているが、現時点で、テロリズムに関する情報について特定秘密の要件を満たすものがないと判断した。

b 平成21年以前の衛星情報等に関する情報提供の有無

平成21年以前の衛星情報等に関する情報は提供されていないか。

【平成27年8月24日審査会】

(答弁)

内閣官房からは平成16年から衛星画像等の提供を受けているが、特定秘密保護法施行時に平成21年以前の衛星画像等は保有していない。

c 情報収集手段と特定秘密

情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源以外の情報収集手段で得られた情報は特定秘密とならないか。またその場合の情報収集活動はどのようにことを行っているか。

【平成27年8月24日審査会】

(答弁)

様々な情報収集活動をしているが、現時点で特定秘密として取り扱うべきものは保有していない。特定秘密とは関係ないが、公然情報の収集やその他にも情報収集手

段はあるが、主に人的情報源による情報収集活動が公安調査庁の中心となっている。

d 特定秘密に指定する情報の範囲①

① 公安調査庁の特定秘密の指定について、特定有害活動、テロに関する情報をそれぞれ1件として束ねているが、対象となっている団体や個人の範囲が限定されたものとなっているか。特定有害活動又はテロのおそれのある個人・組織が対象となることでは、範囲が広すぎるのではないか。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

外国政府から提供された情報については、団体や個人別に指定した場合、公安調査庁の情報関心等が推察される懸念があることから、対象情報をまとめた形で記述し、1件の特定秘密として指定しているものである。対象情報の記述と指定の理由に照らせば、情報の範囲が明確である上、取扱業務に携わる者にとって何が特定秘密であり、何が特定秘密でないのかが明らかになるよう指定されている。

e 特定秘密に指定する情報の範囲②

② 特定秘密に指定している特定有害活動の実行の意思・能力に關する対象の概要、数について伺いたい。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

対象については様々なものがあることからカウントすることは困難であり、今後、精査をして参りたい。

f 外国との情報協力①

① 各省において外国との情報協力によって得られた情報を特定秘密に指定しているが、相手国について、国名や數など特定をした説明をしていただきたい。

② 国名自体が特定秘密に該当するとは思わないがどうか。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

① 提供元も国名の秘匿を前提に情報を提供しており、国名

自体が特定秘密に該当している（指定書において「当該情報をどの外国政府から入手したかという情報源を示す情報を含む」と明記）。なお、情報の開示については審査会からの求めがあれば検討をいたしたい。

② 外国の関係については、情報源も含むため、それ自体が特定秘密である。

## g 外国との情報協力②

- ③ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密が決まるのか、それとも情報の内容によって決まるのか。
- ④ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密を指定した場合、外国が「シークレット若しくはトップシークレット又はこれらと同等以上の秘密区分に指定しているもの」と、基準があいまいなものとなっていると思われるが、どのように整理しているか。
- ⑤ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報が我が国に提供される場合、基本的に相手国から情報保全の協力依頼があるのか、ある場合、どのような水準を求めてきているか。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

- ③ 外国政府において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられていることのみを根拠に、特定秘密に指定するものではなく、情報が特定有害活動又はテロリズムの防止に関するものであるほか、別表該当性を満たすかということが必要となる。
- ④ 公安調査庁の特定秘密の指定としては、「シークレット若しくはトップシークレット又はこれらと同等以上の秘密区分に指定しているもの」というような指定の仕方をとっていない。公安調査庁の指定書には、「相手方ににおいて特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているもの」と記載しており、その同等性の判断として、相手国の秘密保護制度について、秘密区分や

取扱業務者の範囲の制限、漏えいに対する罰則の有無等を確認し、これらを総合的に考慮し、「同等」と判断している。

⑤ 情報の提供元に対し、特定秘密保護法における保全措置を説明した上で、当該情報について特定秘密保護法に基づく保全措置の要望があるかを確認している。

## h 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源以外の情報収集で得られた情報関係

- ① 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報収集以外の情報収集手段、またそれによって得た情報の概要を示されたい。それらの情報を特定秘密に指定しないことの適正さがチェックできない。
- ② 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源以外の具体的な情報収集手段の内容及びそれらの情報収集手段によって得られた情報を特定秘密に指定した場合の指定書への当該情報収集手段の記載の有無について伺いたい。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

- ① 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源以外の情報収集手段としては、公開情報、国内関係機関から入手した情報、調査官による現認調査によって得られた情報である。これらは、特定秘密の要件を満たすものはない」と判断している。
- ② 一般論として、公開情報、国内関係機関からの情報等は、非公知性を満たさない、又は特段の秘匿の必要性がないことが多い。また、現認調査で得られた情報は、一般的に別表該当性を満たさない場合が多い。

**キー① 外務省（大臣官房）**

平成27年8月24日及び9月25日、外務省（大臣官房）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

**(ア) 政府参考人からの説明概要****a 特定秘密の概要**

大臣官房からは暗号の説明をしたい。4件の特定秘密は、暗号のアルゴリズム仕様書であり、これは、公電秘匿用暗号、ファイル秘匿用暗号、ネットワーク秘匿用暗号、公衆網秘匿用暗号、の4種類である。アルゴリズムとは、暗号をかけ、あるいは暗号を解読するときのための取り決めである。

**b 指定の理由**

- 当該情報が漏えいすると暗号のルールが知られ、暗号文が解読される大きな手がかりとなり得るので特定秘密に指定している。
- 特定秘密の指定に係る3要件と外務省の暗号との関係について、外務省の暗号は、別表第2号の外交に関する事項の中のホ、外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号に含まれており、別表該当性がある。
- 外務省の暗号は、外務省独自に開発したものであり、不特定多数の人々に知られていないため、非公知性を満たしている。また、暗号の解読のアルゴリズムが漏えいすると、暗号の仕組みが露見し、暗号の解読の大きな手がかりとなり得ることから、これを特に秘匿する必要がある。

**(イ) 主な質疑応答・意見の概要****a 特定秘密情報の共有範囲**

- 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官などの幹部のどこまでが指定された特定秘密の情報を共有しているか。また、他の部局と共有するケースもあり得るが、どのように管理がなされているか。

【平成27年8月24日審査会】

（答弁）

大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官は全体として共有している。また、他の部局との関係については、”

“Need to Know”の原則<sup>13</sup>により、その秘密が必要となる部署との間で共有するようにしている。

**b 特定秘密の指定の在り方**

- ① 特定秘密の指定に当たり、特に外務省は1局1件のような指定の仕方になっているが、そのような指定になつている理由は何か。また、実際に、局の中の文書の管理と、指定すべきものとそうでないものの区分はどうのように行っているか。
  - ② 外務省の指定書は特定秘密に指定すべきものを指定するとしか見えない。運用基準に定める他の情報と区別することができるよう記述することが満たされておらず、細分化することが必要ではないか。業務の中で、特定秘密にすべきものとその他の文書とを比較して、区別できるような基準や指定すべき理由がわかるような説明をしてもらいたい。
  - ③ 場合によっては、手続を取った上で、文書及び文書リストを見せていただきたい。
- 大臣官房は省内で指導すべき立場にあるので、他部局に対し、特定秘密の指定の仕方について指導してもらいたい。来年分の指定書の作成に当っては、審査会では是とできない意見があったことをきちんと受け止めもらいたい。
- 【平成27年9月25日審査会】

（答弁）

- ① 1局1件のような指定の仕方になっているのは、総合外交政策局、領事局、欧州局だが、全ての局が1局1件となつてゐるわけではない。特定秘密に指定すべきものとそうでないものの区別については、各局において既存の文書を確認し、指定の3要件について注意深く検討し、特定秘密が含まれている文書はファイルを分けて管理している。特定秘密文書を含むファイルは、秘密を扱う業務に従事する職員が具体的に区別できるようにしており、鍵のかかる強固な鋼鉄製の保管庫に保管している。

<sup>13</sup> 必要最小限の知る必要のある人だけに知らせる原則  
- 81 -

② 文書の整理は上記①で説明したとおりだが、区別については、秘密を扱う業務に従事する職員が区別できるようしているつもりである。不十分な点があれば、工夫したい。

③ 制度を有効に活用するためには、何を特定秘密としているかということが、より具体的にわかるよう指定書の書き方を含め検討の上、留意すべき点は、しっかりと引き継ぎをさせていただきたい。

#### キー② 外務省（国際情報統括官組織）

平成 27 年 8 月 24 日及び 9 月 25 日、外務省（国際情報統括官組織）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

##### (ア) 政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要  
外務省国際情報統括官組織は、平成 26 年 12 月末時点で、合計 20 件を指定している。

##### b 外国の政府等から国際情報統括官組織への提供情報

###### (ア) 特定秘密の概要

外国の政府等から国際情報統括官組織に対して、特定秘密に相当する保護措置が講じられているものとして提供のあつた情報及びそれを分析して得られた情報である。これに関しては、平成 26 年末までに 1 件指定している。

##### (イ) 指定の理由

当該情報が漏えいし、また公になつた場合、外国の政府等との信頼関係、我が国の秘密保護に関する信用が損なわれ、情報提供や協力関係の存続、進展に重大な支障が生じることから、特に秘匿する必要がある。

##### c 内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星に関する情報関係

###### (ア) 特定秘密の概要

外務省が内閣情報調査室から提供を受けた、情報収集衛星等による情報収集・分析の対象並びに情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報である。これに関し、平成 16 年から平成 26 年まで年ごとに、合計 11 件指定している。

##### (イ) 指定の理由

当該情報が漏えいした場合、情報収集衛星の情報収集・分析対象、また識別能力が明らかになり、外国の軍隊等が偽装を施すなどによって活動を隠蔽することが容易となり、情報収集活動が滞るなどのおそれがあるため、特に秘匿する必要がある。

d 内閣情報調査室から提供を受けた内閣情報調査室と外国政

府等との情報協力業務に関する情報関係

(a) 特定秘密の概要

外務省が内閣情報調査室から提供を受けた、内閣情報調査室と外国政府等との情報協力業務に関する情報である。

これはさらに二つに分けられ、一つは、情報協力業務の計画及び方法、二つ目は情報協力業務の実施状況及びその業務を通じて提供された情報である。それぞれ、平成23年から26年まで4年間、年ごとに指定し、合計8件となる。

(b) 指定の理由

当該情報が漏えいした場合、内閣情報調査室の情報保全体制への信頼が損なわれ、情報収集活動が帯るなどのおそれがあるため、特に秘匿する必要がある。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a 特定秘密の指定の在り方

指定書の内容では、所管業務のうち特定秘密に該当するものは、特定秘密に指定すると言っているもので、取り扱っている文書の中で、どれを特定秘密とし、どれを特定秘密としないかは統括官ないしは、その周辺だけの判断となる。個別の文書を特定秘密として指定する際、どのように判断をして特定秘密の対象に絞っているか。

【平成27年8月24日審査会】

(答弁)

外国语の政府等から提供されている情報については、相手国が我が国との特定秘密に相当する保護措置を講じているとして、その上で、先方から提供する情報についての保護を求められるものについて、特定秘密として取り扱っている。

b 外国との情報協力関係

- ① 外国との情報協力によって得られた情報を特定秘密に指定しているが、相手国数などについて、説明をしていただきたい。
- ② 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密が決まるのか、それとも情報の内容によって決まるのか。
- ③ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密を指定した場合、基準があいまいなものとなっていると思われるが、どのように整理しているか。
- ④ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報が我が国に提供される場合、基本的に相手国から情報保全の協力依頼があるか、ある場合、どのような水準を求めてきているか。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

- ① (不開示情報)
- ② 我が国において特定秘密として取り扱うためには、特定秘密に相当する保護措置が講じられているものとして提供のあった情報を特定秘密として取り扱っている。
- ③かかる情報について、先方から特定秘密として取り扱うよう要請があれば特定秘密として扱っている。
- ④ 先方からの特定秘密として取り扱う要請に際しては、先方の秘の区分等をあらかじめ把握している。

キー③ 外務省(北米局)

平成27年8月24日及び9月25日、外務省(北米局)における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

## (ア) 政府参考人からの説明概要

## a 特定秘密の概要

外務省北米局は、2件の特定秘密を指定している。

## b GSOMIA関係

## (a) 特定秘密の概要

平成19年に署名された秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(いわゆるGSOMIA)の下で米側から我が国に提供された情報等である。この協定は、日本と米国との間で、軍事情報の秘密を守るために、相互にしつかりとした措置をとることを定めた協定である。米国から、この協定の下で提供された秘密軍事情報のうち、特定秘密保護法の指定要件に該当するものは、これを適切に管理し、保護していく必要がある。

## (b) 指定の理由

仮にこれら的情報が漏えいした場合、我が国の安全保障関係、あるいは我が国の秘密保護に関する信用が損なわれて、今後の情報収集活動あるいは安全保障協力が滞る、又はそのおそれがあり、特に秘匿、保護する必要がある。

## c 日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等の情報関係

## (a) 特定秘密の概要

日米安全保障協議委員会(いわゆる2プラス2)の共同発表及び日米防衛協力のための指針(いわゆるガイドライン)に基づくものを始めとする日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等の情報である。平成27年4月にニューヨークで「2プラス2」が行われ、新しいガイドラインが公表されたところである。日米間においては、様々な枠組みで安全保障及び防衛分野における協力のため、様々な検討、確認、協議が行われている。

このような協力に関する秘密情報であって、特定秘密の指定条件に該当するものは適切に管理、保護していく必要がある。

## (イ) 主な質疑応答・意見の概要

## a 特定秘密の指定の在り方①

- ① 指定書において、特定秘密とすべきものを特定秘密として表現をしていることにより、個別の具体的な表現をしているとは思えない、指定の仕方が抽象的すぎる。指定書を作成するに当たり、外務省内でどのような議論があったか。  
 ② 内容がどうであったかを、政府内でも独立公文書管理監の監察を受けるし、情報監視審査会においても過度な指定となっていないか等を確認する。指定の仕方で、適切か不適切かわかる指定をすべきである。

**【平成27年8月24日審査会】**

(答弁) ① 特定秘密保護法が定める基準に基づき、厳密に審査し、

- 指定している。  
 ② 外務省では、特定秘密保護法の趣旨を踏まえつつ、また、国民の知る権利に十分配慮した上で、特定秘密の指定を行っていると考えている。

b 特定秘密の指定の在り方②

- ③ 実際に、局の中の文書の管理と、指定すべきものとそうでないものの区分はどのように行っているか。北米局の特定秘密の指定について、1件の指定の中にどのような文書が入っているのか、文書リストの提出を求めたい。
- ④ 指定書があいまいで、特定秘密が適正に指定されているかがわからない。文書の総数、タイトル等の一覧がないと、特定秘密の指定の有無の適正さをチェックすることができないため、開示を求める。

【平成27年9月25日審査会】

- (答弁)
- ③ 北米局における特定秘密の指定は、平成26年12月の特定秘密保護法の施行を踏まえ、同法の指定に係る3要件を慎重に検討し、判断した。特定秘密文書の管理は適切に行っている。
- ④ 特定秘密が記載された特定秘密文書について、外務省では、その件数、件名について、限られた関係者のみで厳重に管理している。特に文書の件名については、件名自体に秘密性が高い情報が記載されている場合もあり、極めて慎重な取扱いが必要である。

c 特定秘密の指定の在り方③

- ⑤ 問題は、指定書で特定秘密に該当する情報を特定秘密としていると記述していることである。特定秘密が含まれる文書等が類推可能になるように、特定秘密の項目をもう少し細分化するとともに、指定書の記述を詳しくした方が良いと考える。
- ⑥ 来年以降、特定秘密の項目を細分化するとともに、指定書の記載内容について指定される文書等が類推可能になるよう具体的な記載に変更するよう検討してもらいたい。
- ⑦ ((⑥の答弁を受けて) 蔽過をしているかどうかわかるために、どういう情報か教えてもらいたい。北米局以外の局も同様の傾向があり、審査会に何度も呼ばれます。このままいくと、最後まで呼ばれ続けるのは外務省ということになるというぐらいの今の外務省の姿勢があるという認識は持っていたい。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

- ⑤ 特定の分野を取り出して細分化して分類したとしても、それぞれの分野の中で秘匿度が違う文書が存在するので、特定の分野について、これは特定秘密に該当するとはあらかじめ言えない。また、それぞれの分野が非常に密接に関連している点もある。
- ⑥ ご指摘を踏まえて検討していきたい。

- 他方、細分化して特定秘密を指定した場合、この分野には特定秘密があるが、この分野にはないということによって特定秘密の日米協力の在り方を推測される可能性もあり、そのため、包括的な指定としていることもご理解いただきたい。決して、特定秘密文書として、多くを指定することを考えておらず、運用の観点から、非常に厳選している。
- ⑦ (意見のため、答弁なし)

**キー④ 外務省（アジア大洋州局）**

平成 27 年 8 月 24 日、外務省（「アジア大洋州局」）における特定

秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政  
府参考人から説明を聽取した後、質疑を行った。

しく困難になり、我が国安全保障に著しい支障を来すおそれがある。

**b 北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報**

## (a) 特定秘密の概要

(ア) 政府参考人からの説明概要  
**a 北朝鮮による核・ミサイル開発に関する情報**  
 (a) 特定秘密の概要

北朝鮮による核・ミサイル開発に関する情報のうち、外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であり、国民の生命及び身体の保護の観点から重要なものであつて、公になることにより、我が国の情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力が露見し、対抗措置が講じられ、じ後の情報収集に著しい支障を来たすおそれがあるもの。ただし、我が国安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る。

## (b) 指定の理由

- 北朝鮮は、「核保有国」としての地位を追求しており、平成 25 年 2 月に、国際社会の累次の自制要請にもかかわらず、3 度目の核実験を実施した。また、平成 26 年 3 月から 7 月までにかけ、累次の国連の安全保障理事会決議に明白に違反して繰り返し弾道ミサイルを発射した。このように、北朝鮮による核・ミサイル開発の继续は我が国を含む国際社会全体にとって安全保障上の重大な脅威である。
- 本情報は、北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを実現することを目的として、外国の政府等との交渉その他の方法により外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であり、別表第 2 号イの a 等に該当し、公になっているものではない。
- 北朝鮮による日本人拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題であるが、本情報が漏えいすることにより、北朝鮮による日本人拉致問題に関する我が国が実施する施策、取組等に関する計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国的能力が露見し、対抗措置が講じられ、外国の政府等との交渉又は協力に著しい支障を及ぼしたり、人的情報源の保護に支障を及ぼし、今後情報収集活動等が滞つたりするなど、拉致被害者及びその配偶者等の生命及び身体の保護に支障を来たすおそれがある。
- また、本情報が漏えいすることにより、対抗措置が講じられ、じ後必要かつ正確な情報を入手することが著

## (b) 指定の理由

○ 本情報は、北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを実現することを目的として、外務省等との交渉その他の方法により外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であり、別表第 2 号イの a 等に該当し、公になっているものではない。

c 日韓排他的經濟水域境界画定関係情報

(a) 特定秘密の概要

日韓排他的經濟水域境界画定交渉を含む、日韓間の排他的經濟水域の境界画定に係る交渉の方針又は結果に関する情報であり、公になることにより、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保のために我が国が実施する施策、取組等に關し、これらの計画、方針、措置その他の手の内が露見し、我が国の立場を反映した交渉が困難となるもの。ただし、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る。

(b) 指定の理由

○ 日韓間の排他的經濟水域の境界画定にかかる交渉は、現在に至るまで妥結に至っていない問題であるが、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保に關わる重要な問題である。

○ 本情報は、こうした交渉における、日韓双方の交渉の方針又は結果に關する情報であり、別表第2号イの細目a等に該当し、公になつてゐるものではない。

○ 本情報が漏えいすることにより、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保のために我が国が実施する施策、取組等に關し、これらの計画、方針、措置その他の手の内が露見し、対抗措置が講じられ、我が国立場を反映した交渉が困難となること、又は外國政府その他の者との信頼關係や我が国の秘密保護に関する重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であり、別表第2号イの細目a等に該当し、公になつてゐるものではない。

○ 本情報は、竹島問題に関する情報のうち、外國の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容又は竹島問題に關し収集した重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であり、別表第2号イの細目a等に該当し、公になつてゐるものではない。

○ また、本情報が漏えいすることにより、我が国領域の保全のために我が国が実施する施策、取組等に關し、これらの計画、方針、措置その他の手の内が露見し、対抗措置が講じられ、我が国立場を反映した交渉が困難となること、又は外國政府その他の者との信頼關係や我が国の秘密保護に関する情報が著しく損なわれ、今後の情報収集活動、当該外國政府等との協力が滞ることなどにより我が国保全に著しい支障を与えるおそれがある。

d 竹島問題に関する情報

(a) 特定秘密の概要

竹島問題に関する情報のうち、外國政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容又は竹島問題に關し収集した重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であり、公になることにより、我が国領域の保全のために我が国が実施する施策、取組等に關し、これらの計画、方針、

措置その他の手の内やこれらのための我が国のが能力が露見し、対抗措置が講じられ、竹島問題の平和的解決に向けた外國の政府等との交渉が困難となるもの。ただし、我が国領域の保全に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る。

(b) 指定の理由

○ 竹島問題は、昭和27年韓国政府が李承晩ラインを一方的に設定し、その後の不法占領以降、現在に至るまで未解決の領土問題及び右に關する日韓間の外交問題であり、日韓両国のみならず、東アジア地域及び國際社会における重大な関心事となっている。特に、韓国においては、竹島は自國の主權回復の象徴とされており、竹島を自國の領土と考える国民感情が極めて強く、竹島問題に関する我が国措置等に對して、韓国政府・国民は敏感に反応する傾向にあること等を踏まえが必要がある。

○ 本情報は、竹島問題に関する情報のうち、外國の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容又は竹島問題に關し収集した重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であり、別表第2号イの細目a等に該当し、公になつてゐるものではない。

○ また、本情報が漏えいすることにより、我が国領域の保全のために我が国が実施する施策、取組等に關し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国のが能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国立場を反映した交渉が困難となること、又は外國政府その他の者との信頼關係や我が国の秘密保護に関する情報が著しく損なわれ、今後の情報収集活動、当該外國政府等との協力が滞ることなどにより我が国領域の保全に著しい支障を与えるおそれがある。

- e 東シナ海資源開発関係
- (a) 特定秘密の概要
- 東シナ海資源開発に関する中国政府との交渉又は協力の方針又は内容に関する情報のうち、漏洩した場合に我が国のお安全保障に著しい支障を生じるおそれがあるので、現に公になつていらない情報。
- (b) 指定の理由
- 情報が漏えいすると、安全保障のための我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の内やこれらのために我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国立場を反映した外国の政府等との交渉が困難となる。また、我が国の秘密保護に対する外因政府等の信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動が滞るなど、我が国のお安全保障に著しい支障を生じるおそれがある。このため、特定秘密として指定し、特に秘匿する必要がある。
- f 東シナ海における我が国の権益確保に関する情報関係
- (a) 特定秘密の概要
- 東シナ海における我が国領域の保全又は海洋、上空等における権益の確保に関する現に公になつていらない情報のうち、漏洩した場合に我が国のお安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがある情報である。この特定秘密には、東シナ海資源開発に関する情報は含まれていない。
- (b) 指定の理由
- 情報が漏えいすると、安全保障のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置、その他の内やこれらのために我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易になり、外因の政府との交渉が困難となるおそれがある。また、我が国のお秘密保護への信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動が滞るなど、我が国のお安全保障に著しい支障を生じるおそれがある。このため、特定秘密として指定し、特に秘匿する必要がある。

## (イ) 主な質疑応答・意見の概要

## a 特定秘密の指定の在り方

外務省の特定秘密の指定の仕方は概略的すぎてどのような個別文書が指定されたかわからぬ。どの文書がどのように指定されたかわかるように、また、特定秘密が厳格に指定されるように特定秘密指定書の記載方法を変更すべきと考える。

【平成27年8月24日審査会】

(答弁) 持ち帰り、検討させていただきたい。

## b 日朝交渉における人的情報関係

平成14年の日朝首脳会談に向けた秘密交渉において北朝鮮側の交渉役であったミスターXなる人物の人の情報が拉致問題の情報の中に含まれているか。

【平成27年8月24日審査会】

(答弁) それぞれの指定の中などのような情報が具体的に含まれているか明らかにすることは、持ち帰り、検討させていただきたい。理論的には、交渉に係わることなので、関係する情報源は入りうる。

## c 中国関係

- ① 最近公表された東シナ海の日中間線付近の中国側にある構築物に関する情報が特定秘密であったことの認否及び公表に当つて取られた手続について伺いたい。
- ② 中国の全般的な政権の動向や政治情勢が特定秘密に指定されているか伺いたい。

【平成27年8月24日審査会】

(答弁)

- ① 所定の手続をもつて秘密指定解除を行い、公表した。
- ② 指定の理由に照らし該当すれば特定秘密に指定することになりうる。

キ-⑤ 外務省(総合外交政策局)

平成27年8月24日、外務省(総合外交政策局)における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

(ア) 政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

外務省総合外交政策局では、特定秘密を1件指定している。平成25年から26年までに登録された、我が国の周辺地域における有事に関する外国の政府との協議の内容のうち、漏えいした場合に諸外国の政府との信頼関係に困難を来すとともに、我が国安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものである。

b 指定の理由

本情報は、別表第2号イ a (a) に該当する情報であり、公になっているものではなく、当該情報の漏えいにより、事態対処のために我が国が実施する施策、取組等に關し、これらの計画、方針、措置その他の手の内や、これらのために我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国政府等との交渉が困難になつたりすることとなり、我が国安全保障に著しい支障を与える事が生じるおそれがあるため、特定秘密として指定した。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a 外国政府等との関係

- ① 説明において「外国の政府との協議の内容」とあつたが、外国の政府が複数でなく、単数であるならば、その国名を特定秘密の件名において伏せる必要があるといふことか。
- ② 周辺有事につき協議している外国の数について伺いたい。

【平成27年8月24日審査会】

(答弁)

- ① 協議の相手国、数についても詳細が明らかになると、我が国がどのような範囲で、どういうことに取り組んでいるかということを推察されることになり、また、関係国

との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、答えは差し控えたい。  
② 国民の生命及び身体の保護に関わる外国政府との交渉のため、相手国は極めて限定されている。

b 捷足資料における「登録」の意味

捷足資料の特定秘密の具体的な内容に記載されている「平成25年から26年までに登録された」の意味について伺いたい。

【平成27年8月24日審査会】

(答弁)

外務省内で特定の登録という手続があるわけではなく、周辺地域における緊急事態の国民の生命、身体に関わる交渉事といった秘度の高いものとして、平成25年、26年当時から意識的に区別され、認識されているもののことを探している。

キ-⑥ 外務省（領事局）

平成 27 年 8 月 24 日、外務省（領事局）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

## (ア) 政府参考人からの説明概要

## a 特定秘密の概要

外務省領事局は、大規模事態発生時の邦人退避（1件）について指定している。領事局の所掌事務の1つとして、海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関することがある。国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針であり、かつ、我が国と関係国の双方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置を講じることを求められているものを特定秘密として指定した。海外で発生する武力紛争等の大規模緊急事態のうち、多くの邦人を退避させる必要があるような事態を想定している。

## b 指定の理由

仮に当該情報の具体的な内容が対外的に明らかになれば、関係国との信頼関係や協力關係が大きく損なわれるだけではなく、我が国の安全保障に著しい支障を与えることにより、邦人の安全な退避計画の策定あるいは実施が困難となり、結果として邦人の生命、身体を著しい危険にさらす事態が生じることと判断し、特定秘密に指定した。

## (イ) 主な質疑応答・意見の概要

## 関係国との協力方針の概要と特定秘密

- ① 補足資料の特定秘密の概要と特定秘密  
「関係国との協力方針」とは、邦人退避に協力してくれた國及び紛争が発生した当該國などを含む、交渉の結果定められている協力の方針と理解してよいか。
- ② 関係国との協力の方針で、特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置を講じることを求められているものとあるが、求めているのは協力先の國なのか、それとも我が國の判断なのか。

【平成 27 年 8 月 24 日審査会】

(答弁)

- ① 御指摘のとおりである。
- ② 協議をしている相手国から、日本政府においても相手国が講じている措置と同等の秘密保全の措置をしてほしいと求められているものである。

キ-⑦ 外務省(歐州局)

平成27年4月24日、外務省(歐州局)における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

(ア) 政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

外務省歐州局は、1件指定している。大まかに類型すると、日露平和条約締結交渉に関する情報のうち、第一に、北方領土問題に関するロシア政府等との様々な交渉の記録である。第二に、これら交渉に臨むに当たっての我が国政府の対処方針、第三に、北方領土問題に関して収集した情報に分けることができる。ただし、これらの情報の中でも、具体的な提案等、特に秘匿することが必要であるものが指定の対象となっている。

b 指定の理由

指定の理由は、当該情報が公になることにより、日露平和条約締結交渉において我が国政府が実施する施策や取組等に關し、これらの計画、方針その他の措置が露見し、対抗措置が講じられ、我が国の立場を反映した交渉が困難になるとともに、今後の情報収集活動等が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与える事が生じるおそれがあるため、指定している。

印 報 告 (外)

キ-⑧ 外務省(I S(イスラム国)関係)

I S(イスラム国)関係については、担当部局等が不開示情報に当たるため、担当部局等を明記せず下記に記載した。

主な質疑応答・意見の概要

a 特定秘密に指定した文書の有無

- ① 平成27年1月に発生したI S(イスラム国)による邦人殺害テロ事件の関係で特定秘密に指定した文書は存在するか。できるだけ詳しく説明いただきたい。

- 【平成27年8月24日審査会】  
② イスラム国人質事件に関する情報収集について、特定秘密の存否のみならず、どのような特定秘密が指定されているか答弁を求める。そうでないと、特定秘密の指定の適正さのチェック、並びに人質事件に対する外務省の取組が検証できない。

【平成27年9月25日審査会】

- (答弁)  
① 個別事案が特定秘密に該当するかどうかを公にすることは、外国の政府等との信頼を損なうおそれがある。(以下、不開示情報)  
② (不開示情報)

b 新聞報道による公知性と特定秘密

- ① 平成27年1月に発生した邦人殺害テロ事件の際にヨルダン政府の依頼でイスラム国との交渉に当たったとする者の氏名が報じられた(読売新聞 平成27年2月20日朝刊)。報道が事実であれば、特定秘密の条件の1つである非公知性がなくなると考えるが、このような報道に対し、外務省はどうのうに対応しているか。  
② 一般論として報道により特定秘密に指定されている情報が露見し非公知性が失われた場合の対応について伺いたい。

【平成27年9月25日審査会】

(答弁)

- ① その報道を承知していないので、お答えを差し控えたい。  
② 一般論として、ある情報が報道や外国の政府等により公表され、その非公知性が満たされない状況になれば、運

用基準の定めに従つて適切に対応していくことになる。

c. 外務省が保有する情報の開示の必要性

本件について、外務省が保有する情報について秘密の区分を明らかにしていただきた上で、今後の様々な国際情勢のことを考慮した場合、情報の開示を求める場合もある。

(答弁)  
(意見のため答弁なし)

【平成 27 年 9 月 25 日審査会】

ケ 経済産業省

平成 26 年 8 月 27 日、経済産業省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行つた。

(ア) 政府参考人からの説明概要

a 特定秘密の概要

平成 26 年末時点では、情報収集衛星関係で 4 件の特定秘密を指定している。いずれも、内閣官房から提供を受けた、情報収集衛星等による情報収集・分析の個別具体的な対象及び情報収集衛星の識別能力に関する情報である。平成 23 年から平成 26 年の 4 年について、毎年ごとに、4 件指定を行つてある。

b 指定の理由

指定の理由は、情報収集衛星等の分析対象及び識別能力が明らかになることにより、撮像対象となるものに偽装や隠蔽を施されて情報収集活動が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるために、特に秘匿する必要がある。

c 特定秘密の管理体制

特定秘密の管理体制については、経済産業省における特定秘密の管理に関する規程という内部規程を整備している。これに基づき、各局の事務を掌理する局長を特定秘密管理者として、各局ごとに取扱いの業務を実施することとしている。実際の管理体制として、現在指定されている特定秘密は、宇宙産業や宇宙利用に関する事務を掌理する製造産業局長を特定秘密管理者とし、大臣官房や製造産業局の関係職員において管理している。

d 適性評価の実施状況

経済産業省において、6 月 30 日現在、適性評価を経て特定秘密を取り扱える職員は 10 名いる（資源エネルギー庁は外数）。また、事業者に特定秘密の保有はさせていない。

e. 指定の有効期間

指定の有効期間の決定理由等については、指定の対象情報に係る諸情勢が変化すると考えられる時期を勘案した結果、5年以内に変化することが考えにくいと判断したため、内閣官房と同様に5年とした。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a. 経済産業省が情報収集衛星の情報を保有している理由

情報収集衛星の情報は中身そのものと分析対象も特定秘密だと思うが、経済産業省が当該情報を保有している理由を伺いたい。

【平成27年8月27日審査会】

(答弁)

資源エネルギーに関する情報が含まれている。

b. 製造産業局長が特定秘密管理者である理由

- ① 特定秘密管理者の官職は宇宙産業や宇宙利用を担当している製造産業局長のことだが、宇宙産業、宇宙利用と特定秘密の性質とどのような関わりがあるか。  
② 宇宙産業には様々な分野があるが、その中で外交安全保障に係るものが特種秘密にするのであって、宇宙産業であれば、どの分野でも特種秘密にしていいというものではない。その区別の認識について伺いたい。

【平成27年8月27日審査会】

(答弁)

- ① 製造産業局では、宇宙衛星に係る部品や様々な技術開発等の支援など、宇宙産業に関する産業政策を実施している。その中で、技術的に、どの程度の精度で情報収集が可能かということを含めて宇宙に関する産業面を横断して担当しているため、経済産業省として、製造産業局を窓口として決めたものである。  
② 経済産業省が保有している特定秘密は、情報収集衛星等により収集された画像情報である。それに附帯して、この情報を入手したかということが基本的に明らかとなる。

その画像情報は、資源エネルギー開発等を含む経済産業政策の要請に必要な範囲で内閣官房から受領し、共有

しているものである。平成23年以降、特定秘密保護法の施行前に既に内閣官房から受領し、法の施行のタイミングで有していた情報について、特定秘密の指定を行ったものである。そのため、今後、経済産業省が、内閣官房から提供を受けた情報収集衛星等の画像情報等について自ら特定秘密の指定を行うことは考えにくい。全て内閣官房が保有している特定秘密の範囲内に含まれており、独自のものを持っているわけではない。

c. 資源エネルギー庁が特定秘密の指定をしない理由

資源エネルギー関係の情報であるにもかかわらず資源エネルギー庁が指定せず、本省の製造産業局が特定秘密を保有している理由を伺いたい。また、宇宙産業ではなく、エネルギー資源の観点から特定秘密として指定したのではないか。

【平成27年8月27日審査会】

(答弁)

エネルギー関係を含めており、経済産業政策で必要な範囲のものを内閣官房から法の施行前に受領しており、法の施行のタイミングにおいて、経済産業省内では、製造産業局のみが持っていたので、資源エネルギー庁として指定していない。  
特定秘密保護法の施行前に資源エネルギーの開発等の観点から内閣官房から提供を受け保有していた情報収集衛星の画像情報を今回、特定秘密に指定した。情報収集衛星の画像情報の分析の精度等について、その詳細が明らかになるということを避けるためであり、エネルギー政策上、特定秘密の指定をしたという認識はない。

d

## 情報監視審査会における政府答弁の在り方

情報監視審査会は、特定秘密が政府内でどのように共有され、管理運営されているかを確認し、適切かどうかを見るところである。どのような画像なのか、何を目的とするものなのかなどを一定程度答えられる準備をお願いしたい。

【平成27年8月27日審査会】

(答弁)

(意見のため答弁なし)

海上保安庁  
平成27年8月27日及び11月19日、海上保安庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

## (ア) 政府参考人からの説明概要

a

## 特定秘密の概要

- 海上保安庁は、平成26年末時点において15件の特定秘密を指定している。これらの特定秘密は、海上の安全及び治安に重要な影響を与える事態への対処並びに当該事態の発生の防止に関する事務の整理を所掌している海上保安監が特定秘密管理者として管理している。
- 15件の内訳は、内閣情報調査室から得た情報収集衛協力業務関係が3件、内閣情報調査室から得た情報収集衛星関係が11件、外国政府との情報協力業務関係が1件となっている。

## b 内閣情報調査室から提供を受けた内閣情報調査室と外国政府等との情報協力業務に関する情報関係

## (a) 特定秘密の概要

- 2類型の情報を指定している。一つ目は、内閣情報調査室による外国政府等との情報協力業務の計画及び方法（2件）である。本情報は、内閣情報調査室から海上保安庁に提供された情報であり、特定秘密指定管理制度では、平成26年と平成25年の年ごとに、内閣情報調査室が外国政府等と行う情報協力業務の計画及び方法で相手方に於いて特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものである。
- 二つ目は、内閣情報調査室が行った外国政府等との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて同室に提供された情報である。本情報は、内閣情報調査室から提供された情報であり、平成26年中に内閣情報調査室が行った外国政府等との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報で相手方に於いて特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているもの並びにそれを分析して得られた情報である。

(外) 報

- (b) 指定の理由  
内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務関係では、2類型について合計3件指定しており、これらの特定秘密が明らかになることにより、情報収集の対象において情報保全強化の措置が講ぜられ、情報収集活動が滞るなどのおそれがあるため、特に秘匿をする必要がある。
- c 内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星に関する情報関係
- (a) 特定秘密の概要  
内閣情報調査室から提供された情報11件を指定している。内閣衛星情報センターが衛星等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体的な対象と、内閣衛星情報センターが情報収集衛星等を用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報のうち、情報収集衛星の識別能力を正確に察知され得るものである。
- (b) 指定の理由  
この特定秘密が明らかになることにより、撮像対象となるものに偽装、隠蔽を施されて情報収集活動が滞るなどのおそれがあるために、特に秘匿する必要がある。
- d 海上保安庁が行った外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報関係
- (a) 特定秘密の概要  
相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているもの並びにそれを分析して得られた情報である。
- (b) 指定の理由  
この特定秘密が明らかになることにより、外国の政府から情報保全体制への信頼が損なわって情報収集活動が滞るなどのおそれがあるため、特に秘匿する必要がある。
- e 適性評価の実施状況  
平成27年6月30日現在で、適性評価を了した海上保安庁職員は40名、適合事業者の従業員は0名となっている。

(イ) 主な質疑応答・意見の概要

a

内閣情報調査室から得た情報関係

- ① 内閣情報調査室から提供された画像情報は、海上保安庁の任務に照らし、対象国の船舶等の態様、動向、性能等に関する情報であるとの認識でよいか。
- ② 内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務について、計画と方法については、平成26年、25年分があるのに対し、実施状況等については平成26年分の指定しかない理由について伺いたい。

(答弁)

- ① 内閣情報調査室が行う情報協力業務に関する情報は、海上保安庁が業務を遂行する上で、極めて必要であるといふ中において提供を受けている。船舶等に関する情報も含まれている。

- ② 内閣情報調査室から提供を受けた情報であるため、具体的な内容は内閣情報調査室にお尋ねいただきたい。平成25年以前の指定については、内閣情報調査室から提供を受けていないため指定はしていない。

b

外国政府との情報協力関係①

- ① 海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務については、相手国における海上保安庁のカウンターパートとの情報協力関係を指しているか。
- ② 海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務について、指定の対象期間を平成26年のみとした理由及び指定の有効期間を2年とした理由について伺いたい。
- ③ 海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務について、計画及び方法に関する特定秘密はなかったか。
- ④ 海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務で外国政府から提供を受けた情報の保存期間が1年であれば、特定秘密指定の有効期間を2年とする必要がないのではないか。

【平成27年8月27日審査会】

(答弁)

- ① 海上法執行機関として、同様な機関からの情報もあるが、すべてが特定秘密に当たるものではない。特定秘密に力

ウンターパートの職員との情報交換も含まれるものである。

- ② 平成 26 年のみ指定したのは、それ以前のものは海上保安庁に書面で提供されていたが、特定秘密保護法施行前に保存期間満了のため、全て廃棄したためである。2 年の指定の有効期間については、情報の性質に鑑み、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間としている。当該情報の性格として、個別の事象について提供される情報、現在進行中の事案についての情報のため、活用できる期間が非常に短いと考えられる情報のためである。
- ③ 相手方の国で特定秘密保護法に相当するような措置が講じられたものであると確認されたものがなかったため、指定しなかった。また、我々の方から他省庁に提供している中で特定秘密は今のことろない。
- ④ 基本的に状況により、指定期間を最小限にしたいと考えている。今の状況の中で、動いているオペレーションというふうなことを念頭に置いた場合、必要最小限を 2 年と判断した。

## c 外国政府との情報協力関係②

- ⑤ 各省において外国との情報協力によって得られた情報を特定秘密に指定しているが、相手国について、国名や數など特定をした説明をしていただきたい。
- ⑥ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密が決まるのか、それとも情報の内容によって決まるのか。
- ⑦ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報をについて、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密を指定した場合、外国が「シーケレット若しくはトップシークレット又はこれらと同等以上の秘密区分に指定しているもの」と、基準があいまいなものとなっていると思われるが、どのように整理しているか。
- ⑧ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報が我が国に提供される場合、基本的に相手国から情報保全

の協力依頼があるか、ある場合、どのような水準を求めてきているか。

【平成 27 年 11 月 19 日審査会】

(答弁)

- ⑤ (不開示情報)
- ⑥ 外国政府が特定秘密保護法に相当する保護措置を講じているかは、特定秘密保護法の運用基準の必要条件であるが、このことのみをもって判断するのではなく、特定秘密の 3 要件に該当するかどうかで判断している。
- ⑦ 外国政府と具体的な情報のやり取りを開始する際に、情報の秘密区分やその表示等の取扱い方法について相互に確認する。それ以降は、確認したことを前提にやり取りをしている。事前に相手国と我が国との間で情報保全措置が確認できているので曖昧なことはない。いずれにしても、3 要件に該当するかどうかで判断している。
- ⑧ ⑦のとおり、事前に相互確認をした上でやり取りをしているので、その都度情報保全の求めがあるわけではない。特定秘密保護法の措置と同水準の措置をとることを相手国との間で確認を行った。

## d 外国船舶関係

- ① 海上における巡視警戒活動で得た外国船舶に関する情報の取扱い及び友好国への情報提供の状況について伺いたい。
- ② 外国船舶が行っている通信についての傍受の有無及び特定秘密の該当性について伺いたい。

【平成 27 年 11 月 19 日審査会】

(答弁)

- ① 海上における巡視警戒活動から得られる情報は様々であるが、特定秘密の 3 要件に該当し、特定秘密に指定するものはない。他方、これらの情報は、外国の関係機関に情報を提供することもある。今後、特定秘密に該当するものがあれば特定秘密に指定していく。
- ② (不開示情報)
- チャンネル 16 (国際 VHF) など一般的な通信の中で話す内容について、関係機関と連携することができるが、

その内容は今のところ特定秘密ではない。

- e 特定の情報協力国と情報交換を行うようになった経緯  
特定の情報協力国と情報交換を行うようになった経緯  
及び理由を伺いたい。

【平成27年11月19日審査会】

(答弁)

特定秘密については、特定の情報協力国とのやり取り  
があったということであり、その他の関係国ともやり取  
りはあるが、特定秘密ではない。

- f 指定期間の理由

指定した特定秘密のうち、現在進行形の情報であり、指  
定期間も短いものがあった。詳細について伺いたい。

【平成27年11月19日審査会】

(答弁)

一般論として申し上げると、ある情報を入手した場合、  
公開前は非公開の扱いとなり、ある分析が入ることに  
よって、特定秘密の指定を受けることはある。その情報  
がホームページ等に掲載されるなどによって、公開情報  
となり、一過性の情報と認識されることはある。

#### コ-① 防衛省（防衛政策局<sup>14)</sup>

の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

##### (ア) 政府参考人からの説明概要

(防衛省全体)

###### a 特定秘密の概要

○ 平成26年12月末時点で247件の特定秘密を指定している。  
このうち246件は、特定秘密保護法附則第5条の規定に基  
づき、防衛秘密として指定していたものを特定秘密に移行  
したもので、同法の施行日以降に新たに特定秘密として指  
定したものは、内閣官房による情報収集衛星関係の指定に  
伴う1件である。

○ 専項別の指定状況については、法別表第1号イ、自衛隊の  
運用等に関する情報として55件、同じく別表第1号ロ、  
電波、画像等の情報として29件、同じくハ、情報の収集  
整理、能力として5件、ニ、防衛力の整備等に関する情報  
として15件、ヘ、情報網の構成等として1件、ト、暗号  
として85件、チ、武器等の仕様等として57件となってい  
る。

###### b 指定の理由

指定理由について、我が国の安全を確保するための行動、  
対処方針又はその能力については、相手方に手の内を明らか  
にしてしまうと防衛省・自衛隊の活動が有効に機能しなくな  
るおそれがあること、また、防衛省・自衛隊の情報収集体制  
や収集、分析した情報が明らかになることにより防衛省・自  
衛隊の情報収集能力の損失につながること、外国政府等から  
提供された情報にあっては、信頼関係を損ない、今後の情報  
収集活動や運用協力に支障を来すおそれがあること、これら  
の理由から、防衛省において特定秘密として指定したもので  
ある。

<sup>14)</sup> 平成27年10月1日、防衛省の組織改編に伴い、防衛政策局の所掌事務の一部が変更され  
た。

## c 適性評価の実施状況

適性評価の実施状況については、平成27年6月末時点での適性評価の実施人數は、防衛省職員48名、適合事業者従業員は0名であった。なお、防衛省における特定秘密の保護については、訓令を定めて実施している。

## (防衛政策局関係)

## d 特定秘密の概要

- 72件指定している。法別表1号イ、自衛隊の運用に関する情報としては、17件を指定しており、その内訳としては、情報収集、警戒監視活動に關する情報が4件、自衛隊と米軍との役割分担や能力に關する検討など、米軍との運用協力に關する情報が13件である。
- 法別表第1号ロ、電波、画像等の情報として26件を指定しており、その内訳として、防衛省・自衛隊が収集した電波、画像等の情報が15件、外国政府等から提供された電波、画像等の情報が10件、これらを分析して得られた情報が1件である。
- 法別表第1号ハ、情報の収集整理、能力として5件を指定しており、その内訳として、防衛省・自衛隊が行う収集・分析に關する計画、規則が5件である。
- 法別表第1号ニ、防衛力の整備等に關する情報として、15件を指定しており、その内訳として、内外の諸情勢見積もり又は方針に關する情報が3件、能力の見積もり又は研究に關する情報が10件、防衛力の整備に關する検討のうち米軍との防衛協力に關する情報が2件ある。
- 法別表第1号チ、武器等の仕様として9件を指定しており、その内訳として、潜水艦の安全潜航深度を示す能力など性能に關する情報が8件、外國政府から提供された武器等の性能に關する情報が1件となっている。

## (イ) 主な質疑応答・意見の概要

## a 潜水艦に關する指定の仕方

- 潜水艦に關する情報が「おやしお」だけ具体名が出て、あとは年度で区切ったり、抽象的になつたりしている理由の説明を求める。

【平成27年8月27日審査会】

## (答弁)

潜水艦の安全潜航深度、水中航続時間等について3種類に分けて特定秘密として指定されている。具体的には、一つは「おやしお型」、その次に、「平成16年度製造潜水艦型潜水艦」で具体的には「そりゅう型」のことである。現在自衛隊が運用している潜水艦は以上の二つの型であるが、それ以外に自衛隊は練習潜水艦を保有しており、これが三つ目にあたる。また、この三つ目には将来新しく建造される潜水艦の計画も対象となる。

## b 部隊行動基準（R.O.E）の秘密保全上の取扱い

- ① 平和安全法制が成立した場合に、部隊行動基準（R.O.E）を書き換かえると思うが、新たなR.O.Eの秘密保全上の取扱いについて伺いたい。

【平成27年8月27日審査会】  
② 自衛隊のR.O.Eに關し、「特定秘密のよう」に極めて厳格な秘密として保持しなければいけないというものにはなじまないので、率直に申しますと、より軽いレベルの秘密として取り扱わざるを得ない旨の答弁があつたが、特定秘密保護法の趣旨の根幹を否定する運用ではないか。説明を求める。

- ③ そもそもR.O.Eは、漏れても特定秘密のように罰則をかけるほどのない、その程度の秘密であるのか、それとも、以前の答弁のように部隊の運用上、仕方なく特定秘密に指定していないということか。

- ④ R.O.Eに關して、自衛隊員のリスクに關わることであり、国会でも関心の高いところである。防衛省・自衛隊においても、新たな任務に対するR.O.Eを作成していると承知しているが、当審査会がR.O.Eの内容について説明を求めた場合、対応可能か伺いたい。

【平成27年11月19日審査会】

## (答弁)

- ① R.O.Eなど部隊運用に關わる基準や行動規則等については、情報の内容により秘の区分が決まってくるものであると認識している。
- ② R.O.Eを特定秘密ではなく秘として扱っている理由について、平易に答弁するべく、R.O.Eが保全を要し、か

つ関係する部隊に知らしめる必要があるという特性を有している趣旨を説明したものである。これまで、その秘密区分を恣意的に変更したことではなく、引き続き、特定秘密保護法の趣旨の根幹を否定するような運用はない。

③ R.O.E.は、部隊が取り得る具体的な対処行動の限度を示すものであり、秘匿を要するものと考えている。他方、行動は、法令等の範囲内に制限されていることが明らかであり、特定秘密として秘匿する必要はないと考えている。従前も防衛秘密として指定しておらず、従前のレベルを維持したということである。

④ R.O.E.は、現行は省秘として扱われているが、将来は、その秘匿の必要性のレベルに応じて適切に判断する必要がある。審査会において、具体的な内容について説明できると考えている。

c 同盟調整メカニズムにおける協議内容の秘密保全上の取扱い

日米防衛協力のための指針（平成 27 年 4 月 27 日）で合意された同盟調整メカニズムにおける協議内容の秘密保全上の取扱いについて伺いたい。  
【平成 27 年 8 月 27 日審査会】

(答弁)

情報の内容によりその取扱いが変わってくる。米側が特定秘密と同等の秘密区分で扱う場合は、我が国も特定秘密として扱うこととなるが、まだ、それに基づいて新たに特定秘密に指定されているものはない状況である。

d 外国の秘密区分と特定秘密の関係

米国や英国など外国の秘密区分と特定秘密との対応關係について伺いたい。単純に考えると、他国でのトップシーカレットが我が国の特定秘密に該当すると思うが、我が国がシークレット以上を特定秘密として扱うことになると、我が国の方が大分広くなっていると感ずるがいかがか。

【平成 27 年 8 月 27 日審査会】

(外) 司 鋼 旭

(答弁)

米国は「SECRET」または「TOP SECRET」についても同様の区分が特定秘密に該当するものであると原則論としては考えている。

e 翻訳した文書の取扱い

外国から提供された特定秘密に該当する文書を翻訳した場合、翻訳した文書も特定秘密になるか。また、翻訳した文書を複数部作成した場合の取扱いについて伺いたい。  
【平成 27 年 8 月 27 日審査会】

(答弁)

原本のほか翻訳した文書も特定秘密文書となる。翻訳した文書を複数部作成した場合、1 件 1 件特定秘密文書として取り扱うとともに、各文書を厳重に管理し、配付状況がわかるようにしていく。

f 外国との情報協力関係①

① 各省において外国との情報協力によって得られた情報を特定秘密に指定しているが、相手国について、国名や數など特定をした説明をしていただきたい。  
② 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密が決まるのか、それとも情報の内容によつて決まるのか。  
③ 別表該当性を勘案するとの説明だが相手国がどのように情報保全を行っているかについては、非公知性や特に秘匿する必要があることも併せ、特定秘密の指定の 3 要件のうち何がかかっているか。  
【平成 27 年 11 月 19 日審査会】

(答弁)

① (不開示情報)  
② 外国から提供を受ける秘密を特定秘密として指定するか否かは、相手国において当該秘密がどの区分に指定されているかという点と、その秘密の内容の特定秘密の別表該当性の双方を勘案して判断することになる。  
③ 3 要件の中では、「特に秘匿する必要がある」というこ

とであり、相手国で講じている措置が一つの大きな基準となっている。

#### g 外国との情報協力関係②

- ④ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報について、その同等の基準であることを根拠として我が国の特定秘密を指定した場合、外国が「シーケレット若しくはトップシークレット又はこれらと同等以上の秘密区分に指定しているもの」と、基準が曖昧なものとなっていると思われるが、どのように整理しているか。
- ⑤ 外国が特定秘密並みの秘密保護、保全をしている情報が我が国に提供される場合、基本的に相手国から情報保全の協力依頼があるか、ある場合、どのような水準を求めてきているか。

【平成27年11月19日審査会】

(答弁)

- ① 国によつては「SECRET」や「TOP SECRET」以外の秘密の区分もある。その国における秘密区分と保護措置のレベルを確認してから、特定秘密と同等であるか否かを判断しており、基準が曖昧とは考えていい。
- ⑤ 特定秘密を含む秘密情報に係る協力をを行う相手方とは、協力を始めるに当たり、秘密区分とその表示等保護措置について、相互に確認し、以降は、それを前提に情報のやり取りをする。我が国からは、特定秘密保護法の施行に当たり、本法の概要について説明するなど、必要な相互確認を行つた。防衛省では、特定秘密の前身である防衛秘密と同程度の保護措置を取つており、相手国から追加的に措置を求められることはなかつた。

特定秘密であつても、保存期間が到来したら破棄される

ようなことが続くか伺いたい。

- ③ 総合幕僚監部に一元化されたとの説明だったが、保存期間がバラバラなものを特定秘密に指定したことでもつて、きちんと保管できるか。

- ④ 調整により、全部が最短に合わされても困る。文書の保存期間の不整合はこれからも続いていくのか。また、破棄した、又は破棄を予定している特定秘密が記載された文書を審査会に報告することについて伺いたい。

【平成27年11月19日審査会】

(答弁)

- ① 陸・海・空の指定の仕方の不整合について、8月27日に運用企画局長が説明した趣旨は、陸上自衛隊の「防衛及び警備基本計画」については、保存期間が過ぎたので破棄し、指定そのものが不要となつたためとの経緯を説明したが、個別に指定の内容だけを比較すると整合性が

- これでいいものもあるが、文書を保持する必要性の有無が組織ごとに異なるためであつて、指定の仕方に問題があつたわけではない。今後は、新たな指定をする場合に、関係部署と制度運用の在り方を確認しつつ、指定手続きを行つていきたいと考えている。
- ② 従来は、陸・海・空で防衛及び警備基本計画を保持していたが、現在、自衛隊の運用は統合幕僚監部に一元化されており、その他の計画についても関係部署と制度運用の在り方を確認しつつ、不整合のないよう手順を行つていきたいと考えている。

- ③ 関係部署と制度運用の在り方を確認しつつ調整しながらやつていただきたい。
- ④ 文書の保存期間については、防衛省内で統一的にある種の基準を作つてある。その基準に従い、同一性のあるものについては、同様の保存期間を定める等、関係部署とよく連携を取りながらやつていただきたい。また、破棄する文書等については、物によるが御説明の必要があれば、説明していただきたい。

#### h 特定秘密の指定の在り方

- ① 防衛省の特定秘密の指定はかなり細かい項目で指定をしているが、指定の仕方が不整合であることは防衛省運用企画局長が認めているところである。今後どのような方針で整理をするか。
- ② 指定の仕方の不整合により、陸上自衛隊の当該文書は保存期間が過ぎたので破棄したとの説明があつた。今後、

**ユー② 防衛省（運用企画局<sup>15)</sup>**

平成27年8月27日、防衛省（運用企画局）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

（ア）政府参考人からの説明概要

特定秘密の概要

- 運用企画局では126件を指定している。
- 法別表第1号のイの自衛隊の運用等に関する情報として38件を指定している。その内訳としては、自衛隊の訓練又は演習に関する情報が1件、情報収集、警戒監視活動に関する情報が3件、自衛隊の行動に関する情報が25件、自衛隊と米軍の役割分担や能力に関する検討など米軍との運用協力に関するものが9件となっている。
- 法別表第1号ロ、電波、画像等の情報としては、2件を指定している。この内容は、防衛省と自衛隊が運用企画局の関係で収集した情報として2件を指定している。
- 法別表第1号ヘ、通信網の構成等に該当するものとして1件を指定している。この内容は、外国の軍隊との共同作戦において用いる通信網の構成又は通信方法で、1件ある。
- 法別表第1号トの暗号として85件を指定している。これは、防衛省・自衛隊で用いる秘匿電話、情報通信ネットワーク等に用いる暗号であり、85件ある。

（イ）主な質疑応答・意見の概要

a 特定秘密管理者が多数指定されている理由

他省庁では特定秘密管理者は1人とするのが通例だが、防衛省においては、特定秘密管理者が多数指定されている理由を伺いたい。

【平成27年8月27日審査会】

（答弁）  
防衛省では、訓令において、特定秘密管理者を各機関に1名置くこととしている。他方、特定秘密を指定するのは大臣であるが、指定を担当した部局は防衛政策、運用企画、経理装備の3局のみである。運用企画局が担当したものについては、運用に関する見積もり、計画等に

ついて必要な人間はそれを知り得ないと問題があるため、広く取扱者を認めていいところである。また、暗号等についても実務的に入れ替えるという作業等も行わなければならないので、実務的な処置をする者も関与する観点からも特定秘密管理者は増えざるを得ない点がある。

b 陸・海・空各自衛隊で指定の仕方に齟齬がある理由

防衛及び警備基本計画について、海上自衛隊及び航空自衛隊の分はあるが、陸上自衛隊がないように見受けられるところがある。また、指定管理簿の特定秘密の概要で「防衛及び警備基本計画」だけ書いてあるものがある。陸・海・空各自衛隊で指定の仕方に齟齬がある理由及び特定秘密の概要における漠然とした記載内容の妥当性について伺いたい。

【平成27年8月27日審査会】

（答弁）  
前段の陸上自衛隊分がないことについては御指摘のとおりである。防衛省においては、特定秘密保護制度発足以前に、防衛秘密制度があり、同制度では必要がなくなった場合は、廃棄していた。防衛秘密から特定秘密に移行するに当たり、大臣からは駆け込み的に廃棄することができないようにとの指示があり、その全てを特定秘密として指定した。陸上自衛隊分がない理由については、防衛秘密の時に必要ないと判断して廃棄されていた可能性がある。また、後段の御指摘については、今のこところは全部、防衛秘密制度を引き継いでいることが原因である。これについては、組織性の観点があるが、引き続きよく精査し、防衛政策局とも協議し、適切にしてまいりたい。

15 平成27年10月1日、防衛省の組織改編に伴い運用企画局は廃止された。

## c 部隊行動基準（R.O.E）の秘密保全上の取扱い

平和安全法制が成立した場合に、部隊の安全や任務の成否に関わる部隊行動基準（R.O.E）を書き換えると思うが、新たなR.O.Eの秘密保全上の取扱いについて伺いたい。また、シビリアンコントロールの観点から外郭部分に限られても立法府が把握しておくべきものと思うがどうか。

【平成27年8月27日審査会】

(答弁)

武器使用に関する規定については、漏えいすると相手に裏をかかれる可能性もあるが、多くの隊員が把握しておかなければ的確な行動ができない。そのため、特定秘密のように、関与者を区切って、極めて厳格な秘密として保持しなければいけないというものにはじまないので、より軽いレベルの秘密として取り扱わざるを得ない。立法府に対して公開しているR.O.Eの定め方を書いた訓令はあるが、それ以上のものは大臣等とも相談して判断せざるを得ない。これまで、事柄の性質上、公開は差し控えさせていただいている。

コ-③ 防衛省（経理装備局<sup>16)</sup>

平成27年8月27日、防衛省（経理装備局）における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

## (ア) 政府参考人からの説明概要

## 特定秘密の概要

- 経理装備局は49件について指定している。
- 法別表第1号ロ、電波、画像等の情報として1件を指定しており、その内容としては、外国政府等から提供された情報が1件となっている。
- 法別表第1号チ、武器等の仕様等として48件を指定している。その内訳としては、誘導弾や航空機の性能に関する情報が46件、外国政府から提供された武器等の性能に関する情報が2件である。

## (イ) 主な質疑応答・意見の概要

## a 装備品の性能と特定秘密

- 誘導弾の性能に関わるものは指定されているが、例えば、戦車等他の装備品の性能を特定秘密として指定しない理由について伺いたい。

【平成27年8月27日審査会】

(答弁)

特定秘密に該当する事項を指定した別表において、仕様、性能等が特定秘密の対象となる装備品として、指定されている。戦車と、潜水艦以外の艦艇の仕様、性能等については、特に秘匿を要するとまで認められず、防衛秘密に指定していかなかったため、今回移行した特定秘密の対象にはなっていない。

<sup>16</sup> 平成27年10月1日、防衛省の組織改編に伴い経理装備局は廃止された。

b 電子戦の意味

・電子戦の意味を伺いたい。

【平成27年8月27日審査会】

(答弁)

現在の防衛装備品において、レーダー、ミサイルで、ホーミング装置といったものが目標を捉えるのに電波を使用している。そういった電波機器に妨害を与えて、その妨害を回避するといったことが行われている。こうした電波を使用した攻撃・防御のことを総じて、電子戦と称している。

c 防衛装備府発足後の秘密保全に向けた防衛省の取組方針

防衛装備府が発足し、防衛装備移転3原則の下での諸外国とのやり取りも増え、中には秘匿すべき情報も多々含まれてくると思うが、防衛省としてどのように取り組んでいくつもりか。

【平成27年8月27日審査会】

(答弁)

我が国の防衛装備品の脆弱性を露呈することや、運用を類推させるようなものはないかどうか、我が国として今後非常に重要な防衛技術があって、それを安易に海外に移転することにより、先んじて諸外国にそれを利用されることはないか等々の視点を持って、防衛省としての判断を行っていきたいと考えている。

(3) 内閣衛星情報センターにおける説明聴取及び質疑  
※以下、派遣委員報告書に基づき記載した。

情報監視審査会は、平成28年1月25日の1日間、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査のため委員を東京都に派遣した。  
派遣委員一行は、内閣衛星情報センターにおいて、下平所長から、内閣衛星情報センターの概要について、説明を聴取した。  
次に、シールドルーム内において、加藤技術部長から、情報収集衛星の管制・開発業務について、説明を聴取するとともに、視察を行った。

次に、別のシールドルーム内において、職分析部長から、分析業務に関する説明を聴取するとともに、内閣衛星情報センターが情報収集衛星によって得られた情報に基づいて作成した特定秘密である成果物の提示を受け、説明を聴取し、質疑応答を行った。  
その後、会議室において、内閣衛星情報センターが保有する特定秘密に関する質疑応答を行った。  
以下、複数の概要について報告する。

ア 内閣衛星情報センターからの説明聴取（シールドルーム内の発言等については、その説明内容に特定秘密を含む機微な内容が含まれることから、内閣衛星情報センター側の要請によりメモを取らないこととした。）

(7) 情報収集衛星の概要

a 導入の経緯

平成10年8月の北朝鮮によるミサイル「テボトン」の発射を契機に、同年12月の閣議において、我が国の外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的として、情報収集衛星の導入を決定し、平成16年4月、情報収集衛星の本格運用を開始している。

情報収集衛星は、自主開発を基本とした開発が進められ、地球上の特定地点を1日1回以上撮像し得るシステムを構築するため、平成25年4月から衛星4機体制（光学衛星2機、レーダー衛星2機）が確立している。

## (4) 内閣衛星情報センターの今後の取組

宇宙基本計画を踏まえ、データ中継衛星の導入による即時性の向上、最先端の商用衛星の凌駕を目指した研究開発の高度化、機数増を含む情報の量の拡大により、情報収集衛星の体制を継続的に強化することとしている。平成10年8月の北朝鮮によるミサイル「テボトン」の発射を契機に、同年12月の閣議において、我が国の外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的として、情報収集衛星の導入を決定し、平成16年4月、情報収集衛星の本格運用を開始している。

**c 情報収集衛星の開発・運用体制**  
情報収集衛星の運用については、内閣情報会議の下にある情報収集衛星運営委員会において、運営等に関する基本方針等を総合的に検討している。また、情報収集衛星の開発については、同じく、内閣情報会議の下にある情報収集衛星推進委員会において、開発に関する基本方針等を総合的に検討している。

**d 内閣衛星情報センターの組織体制**  
内閣衛星情報センターの職員数は、平成27年12月末現在、実員344人、定員219人となっている。また、情報収集衛星の予算は、近年では、概ね600億円となっている。

**b 運用状況**  
情報収集衛星によって得られた情報に基づいて作成した成果物は、内閣衛星情報センターから適時適切に内閣総理大臣官邸及び利用省庁に配付され、各省庁において、情勢判断や政策判断等、所掌事務の遂行に活用されている。大規模災害等においては、作成した被害状況等の地図は速やかにホームページ等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて外務省を通じ、外国政府に対して地図を提供している。なお、昨年9月の台風第13号による大規模災害に際しては、衛星の能力が明らかにならないよう加工処理を施した衛星画像を関係省庁及び自治体等に提供するとともに国民に初めて画像情報を開示している。

**b 運用状況**

情報収集衛星によって得られた情報に基づいて作成した成果物は、内閣衛星情報センターから適時適切に内閣総理大臣官邸及び利用省庁に配付され、各省庁において、情勢判断や政策判断等、所掌事務の遂行に活用されている。大規模災害等においては、作成した被害状況等の地図は速やかにホームページ等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて外務省を通じ、外国政府に対して地図を提供している。なお、昨年9月の台風第13号による大規模災害に際しては、衛星の能力が明らかにならないよう加工処理を施した衛星画像を関係省庁及び自治体等に提供するとともに国民に初めて画像情報を開示している。

**a データ中継衛星**

データ中継システムは、静止軌道上の衛星（データ中継衛星）と地上局から構成され、情報収集衛星と地上局との間でデータ中継を行うシステムである。同システムの導入により、情報収集衛星との通信可能範囲が大幅に増大し、これに伴い、有事の際の即時性の向上及びデータ伝送能力の大容量化に対応することが可能となることとしている。

**b 情報収集衛星の機数増**

現状の4機体制では、撮像頻度の制約といった課題があること等から、撮像時間の多様化及び撮像頻度の向上のために「基幹衛星」4機（現行の4機体制に相当）に、関心対象の動態的な監視のための「時間軸多様化衛星」4機及びデータ中継衛星2機を加え、合計10機の整備の計画について検討することとしている。

**c 地理空間情報(GEOINT)の基盤整備**

行動・活動に係る各種レベル（活動の現場を含む。）の意思決定を適切に支援するためには、各種情報を融合・処理した地理空間情報(GEOINT)を活用することが極めて重要であり、地理空間情報を含む画像分析等の基盤整備を行うこととしている。

**(f) 内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定**

内閣衛星情報センターは、安全保護新聞に関する機微な情報を扱う情報機関として、3種46件の特定秘密を含む情報の保全を徹底している。

**i 派遣委員の質疑**

説明聴取の後、派遣委員から、主に以下の項目について質疑がなされた。

- (7) 内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定・取扱い等
- (8) 我国の情報収集衛星
- (9) 他国との情報収集衛星との比較・情報協力等
- (10) 内閣衛星情報センターの今後の取組等

以上が、調査の概要である。

## 参考資料

1 国会法（抄）、衆議院規則（抄）、衆議院情報監視審査会規程、特定秘密の保護に関する法律（抄）

（1）国会法（昭和22年4月30日法律第79号）（抄）

〔情報監視審査会の設置〕

第102条の13 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に關する制度並びに適性評価（同項の規定による指定をいう。）

及びその解消並びに適性評価（特定秘密保護法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から（第104条第1項（第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出に係る行政機関の長（特定秘密保護法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。）

〔調査のための報告〕

第102条の14 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第19条の規定による報告を受ける。

〔特定秘密の提出〕

第102条の15 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第104条の3までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは、「各議院の情報監視審査会」と、第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は参議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは、「第102条の15第1項」と、「審査又は調査であって、國会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第82条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条（国会法第102条の17第3項の規定により公開しないで適用する場合を含む。）」とする。

第102条の15 第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が第2項の求めに応じない場合について準用する。

情報監視審査会は、第1項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

第102条の15 第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第5項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

情報監視審査会は、第1項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

〔事務を行う者の制限〕

第102条の18 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者による評価をいう。）においてその事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

〔特定秘密の利用又は知ることができる者の範囲〕

第102条の19 第102条の15及び第102条の17の規定により、特定秘密が各議院の情報監視

審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議長に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

〔勧告〕

第102条の16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を

求めることができる。

〔審査〕

第102条の17 情報監視審査会は、第104条の2（第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは、「各議院の情報監視審査会」と、第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は参議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは、「第102条の15第2項」と、「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条（国会法第102条の17第3項の規定により公開しないで適用する場合を含む。）」とする。

第102条の15 第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が第2項の求めに応じない場合について準用する。

情報監視審査会は、第1項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

第102条の15 第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第5項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

情報監視審査会は、第1項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

〔事務を行う者の制限〕

第102条の18 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者による評価をいう。）においてその事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

〔特定秘密の利用又は知ることができる者の範囲〕

第102条の19 第102条の15及び第102条の17の規定により、特定秘密が各議院の情報監視

審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議長に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

〔準用規定〕

第102条の20 情報監視審査会については、第69条から第72条まで及び第104条の規定を準用する。

〔情報監視審査会に関する事項〕

第102条の21 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、

各議院の議決によりこれを定める。

〔官公署等に対する報告及び記録の提出要求〕

第104条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が國家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。

その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

前項の要件後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

〔審査の要請〕

第104条の2 各議院又は各議院の委員会が前条第1項の規定によりその内容に特定秘密である情報を含むる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第2項の規定により理由を説明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第3項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

〔特定秘密を含む報告等の利用又は知ることができる者の範囲〕

第104条の3 第104条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行なう職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

附 則 (抄)

(国会法等の一部を改正する法律(1条) (平成26年法律第86号))

〔施行期日〕

1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)の施行の日から施行する。ただし、第3条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 情報監視審査会の委員の選任のために必要な行なうべき事務を行う他の情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行なうことができる。

(換言)

3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海

外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方にについて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他の情報監視審査会の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受けている国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 衆議院規則(昭和22年6月28日議決)(抄)

〔委員による特定秘密の閲覧〕

第56条の5 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

前項の規定は、委員会の審査又は調査のため職員について適用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

〔秘密を漏らした者に対する懲罰〕

第264条の2 密密会議の記録中に秘密を要するものと議院において議決した部分又は議院に提出された特定秘密を他の漏らした者に対しては、委員長は、監視委員会に付する。

対しては、議員は、これを懲罰事項として、監視委員会に付する。監視会議の記録中特に秘密を要するものと、議院会議に提出され、保管されている特定秘密について、正当な理由があると議長が認めたとき限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

前項の規定は、議院の審査又は調査の事務を行なう職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(3) 衆議院情報監視審査会規程(平成26年6月13日議決)

〔設置の趣旨〕

第1条 情報監視審査会は、行政における特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定(同項の規定による指定をいう。)及びその解除並びに適性評価(同法第12条第1項に規定する適性評価をいう。)の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会から特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長(同法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)の判断の適否等を審査するものとする。

(委員数)

第2条 情報監視審査会は、8人の委員で組織する。

(委員)

第3条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派当数を変更する必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を通じて、議院においてその議決により委員を変更することができる。

4 委員は、選任後連帶なく、情報監視審査会の会議録中に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

## (外) 印

- 2 第17条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。
- 第5条 委員がその任を辞そうとするときは、正当な理由がなければ、その任を辞することができない。
- 2 委員がその任を辞そうとするときは、会長を経由して、議院の許可を得なければならない。ただし、開会中は、議長を許可することができる。
- 3 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第3条第1項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。
- 第6条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。(会長)
- 第7条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。
- 2 衆議院規則第101条及び第102条の規定は、会長について準用する。
- 第8条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、情報監視審査会を代表する。
- 2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。
- (開会) 情報監視審査会は、会期中であると開会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。
- 第10条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。
- 2 衆議院規則第67条第2項の規定は、情報監視審査会の開会について準用する。
- (情報監視審査会)
- 第11条 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。(定足数)
- 2 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き難決することができない。(表決)
- 第13条 情報監視審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (審査)
- 第14条 情報監視審査会が議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その聽決を要する。
- 2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。
- (委員の登壇)
- 第15条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。
- (議長及び副議長の出席及び発言)
- 第16条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。
- (審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言)
- 第17条 情報監視審査会の要請をした委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人は、該要請に係る事案の審査が行われるとき限り、情報監視審査会に出席し、及び答書することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発

言しようとする委員長(常任委員長を除く。)及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。

この場合において、同項に「委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人」とあるのは、「両議院の合同審査会の会長並びに衆議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する衆議院議員である理事のうちから互選された理事1人」と、「委員長(常任委員長を除く。)及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)に規定する理事の互選については、衆議院規則第101条第2項及び第3項の規定を準用する。

(特定秘密を利用し又は知ることができる者の範囲)

第18条 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号)第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

(委員の派遣)

第19条 情報監視審査会において、調査又は審査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(特定秘密の提出又は提示)

第20条 情報監視審査会は、調査又は審査のため必要があるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。

(勧告)

第21条 情報監視審査会は、調査又は審査の結果に基づき必要があると認めるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、勧告を行うことができる。

2 情報監視審査会は、議長を経由して、国会法第102条の16第1項の勧告の結果とられた措置について、行政機関の長に対し報告を求めることができる。

(報告書の提出)

第22条 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。

(会議の秩序保持)

第23条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は發言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで發言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(休憩及び散会)

第24条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いときは懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

(懲罰事犯の報告等)

第25条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求めるなければならない。

2 衆議院規則第235条の規定は、情報監視審査会における懲罰事犯について準用する。

(発電)

- 第 26 条 情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができる。
- 2 情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許さない。
- (特定秘密の保管)

第 27 条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは議院会若しくは両議院の合同審査会（会長が衆議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

(特定秘密の開覧)

- 第 28 条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密について、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

2 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(会議録)

- 第 29 条 情報監視審査会は、会議録を作成し、会長及び委員がそれに署名し、議院に保存する。
- 2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

会議録は、これを印刷して配付することをしない。

- 3 会議録は、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第 23 条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

- 4 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第 23 条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかる限り、委員は、情報監視審査会の会議録について、正當な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

- 3 前項の規定は、第 32 条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(特定秘密等の漏えいによる懲罰事犯の報告等)

- 第 31 条 情報監視審査会の会議録等特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は情報監視審査会で決議した部分又は漏泄事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

- 2 衆議院規則第 25 条の規定は、前項の懲罰事犯について準用する。

(事務局)

- 第 32 条 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長 1 人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受け、局務を実行する。

- 第 33 条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査の長に対して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(准用)

- 第 34 条 衆議院規則第 41 条、第 45 条の 2、第 47 条の 2、第 51 条、第 52 条、第 56 条、第 70 条、第 85 条の 2 及び第 234 条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 86 号）の施行の日（平成 26 年 12 月 10 日）から施行する。

- 2 衆議院政治倫理審査会規程（昭和 60 年 6 月 25 日議決）の一部を次のように改正する。

- 第 3 条第 1 項中「若しくは憲法調査会の会長」を「憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。

(4) 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）(抄)  
(その他公益上の必要による特定秘密の提供)

- 第 10 条 第 4 条第 5 項、第 6 条から前条まで及び第 18 条第 4 項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

- 一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用すること、当該業務を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第 10 条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められたとき。

- イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの

- 〔ロ 省略〕  
〔第 2 号以下 省略〕  
〔第 2 項以下 省略〕  
(国会への報告等)

- 第 19 条 政府は、毎年、前条第 3 項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評定の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

## 附 則

- (国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方)

- 第 10 条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規則に関する権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのとり、この法律を適用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 上川国務大臣の報告（平成27年7月2日、衆議院情報監視審査会）

（有識者からの意見）

第三に、有識者からの意見です。

特定秘密の保護に関する法律第19条に基づき、平成27年6月22日に国会に提出いたしました特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について御説明申し上げます。

特定秘密保護法では、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を政府において取りまとめ、それに有識者の意見を付して国会に報告するとともに、公表することとされています。

法律の施行後初となる今回の報告では、平成26年12月10日から同月31日までを対象期間としております。

（特定秘密の指定の状況）

第一に、特定秘密の指定の状況です。

その1は、政府全体の指定の状況です。特定秘密保護法施行令により、特定秘密の指定を行う行政機関の長は19に限定されておりますが、対象期間中には、10の行政機関の長が382件の特定秘密を指定しました。これを行政機関別に見ると、防衛省が247件と最も多く、次いで、内閣官房の49件、外務省の35件等となっています。

その2は、分野別の指定の状況です。法律では、別表に掲げる4つの分野に関する情報を特定秘密として指定することとしておりますが、指定された特定秘密を分野別に見ると、第1号の防衛関連が247件と最も多く、次いで、外交関連の113件、特定有効活動防止関連の18件、テロリズム防止関連の4件となっています。

その3は、情報の類型別の指定の状況です。指定された特定秘密を省庁横断的に類型別に見ると、暗号関連が113件と最も多く、次いで、情報収集衛星関連が85件、武器の仕様、性能等関連が57件等となっています。その4は、特定秘密が記録された行政文書の件数です。対象期間末日時点では、政府全体で18万9千193件の行政文書を保有しております。行政機関別に見ると、防衛省が6万173件と最も多く、次いで、内閣官房5万5千829件、外務省3万5千783件等となっています。

（法律に関するその他の施行状況）

第二に、法律に関するその他の施行状況です。

対象期間中における、特定秘密の指定の有効期間の延長及び解除の件数、特定秘密が記録された行政文書ファイル等の移管及び廃棄の件数、運用基準に基づく通報の件数、適性評価の実施件数については、いずれもゼロ件でした。

（参考）

以上が本報告の概要となりますが、政府といたしましては、今後とも、法律の適正な運用を積み重ねていく中で、常にその改善に努め、特定秘密の取り扱いの客觀性と透明性の一層の向上を図ってまいります。

なお、本報告にあわせて、各行政機関の長により指定された特定秘密の概要を記載した特定秘密指定管理簿を取りまとめて提出しておりますが、情報監視審査会の調査または審査に資するよう、適切な報告または記録の提出にも努めてまいりたいと考えております。

3 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(平成27年6月22日閣議決定、国会報告)の概要

## 衆議院情報監視審査会事務局作成

げた第3号、テロリズムの防止に関する事項を掲げた第4号がある。対象期間中に指定された特定秘密について、第1号が247件、第2号が113件、第3号が18件、第4号が4件であった。

## II 情報の類型別の指定の状況

(1) 報告の趣旨及び対象期間  
ア 特定秘密の保護に関する法律(以下「特定秘密保護法」という。)第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するもの

イ 対象期間：平成26年12月10日から同月31日までの間

## (2) 特定秘密の指定等の状況

ア 指定の要件と指定権限のある行政機関

(ア) 指定の要件として、「行政機関」の長は以下の3要件を満たす情報を特定秘密として指定するものとされている(特定秘密保護法第3条第1項)。

① 特定秘密保護法別表に掲げる事項に該当する。

② 公になつていない。

③ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である。

(イ) (ア)を受けて、①の特定秘密保護法別表の各事項の内容を更に限定・細分化した細目を「運用基準<sup>2</sup>」に定めている。

(ウ) (ア)でいう特定秘密保護法に基づく行政機関は62機関ある(平成26年末現在)が、特定秘密保護法施行令により、特定秘密の指定権限を有する行政機関は19機関<sup>3</sup>に限定されている(対象期間中は機関の増減なし)。

イ 政府全体の指定の状況

特定秘密の指定権限を有する19の行政機関のうち、対象期間中に特定秘密を指定したのは10機関であり、指定された特定秘密の件数は、政府全体で計382件であった。(各行政機関別の内訳は別紙のとおり)

ウ 事項別の指定の状況  
特定秘密保護法別表は、防衛に関する事項を掲げた第1号、外交に関する事項を掲げた第2号、特定有害活動の防止に関する事項を掲

## (3) 情報保全諮問会議の委員の意見

ア 今回報告については、特定秘密保護法の運用状況について、より具体的に示し、可能な限り国民に分かりやすい形で報告・公表していくため、少なくとも以下の項目を報告事項に加えるべきである。

① 特定秘密管理者<sup>4</sup>の数、特定秘密の業務を行う部署名

② 有効期間別の指定の状況

③ 運用基準Ⅱ(4)に規定する指定を解除すべき条件の設定状況

④ 特定秘密保護法の経過措置終了後、適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる各行政機関の職員の数及び適合事業者の従業者の数

イ 次回報告については、各行政機関の指定の状況に係る記述を一層具体化することに努めるべきである。

ウ 次回報告については、警察庁と都道府県警察が保有する特定秘密が記録された行政文書の件数を区分して記載すべきである<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> 内閣総理大臣がこれら各分野の外部の有識者の意見を聽く場として、「情報保全諮問会議」(座長：渡辺恒雄副元新幹線会長・主筆)が開催されている。

<sup>2</sup> 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に關し統一的な運用を図るための基準」(平成26年10月14日閣議決定)。

<sup>3</sup> 國家安全保険会議、内閣官房、内閣府、國家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消費者庁、法務省、公安審査会、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省

<sup>4</sup> 特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関へ提供されることがあるため、取りまとめた各行政機関ごとの文書件数には、他の行政機関により指定された特定秘密が記録された文書の件数が含まれる。したがって、自らは特定秘密を指定しない行政機関が、被特定秘密が記録された行政文書を保有することがある(例えば、災害対策に用いられる被特定秘密の術語写真や予算案の審査の過程で提供される関係資料等)。その件数も、取りまとめた文書件数に含まれる。

<sup>5</sup> 各行政機関における特定秘密の保護に関する業務を管理する者として局長級の職員から指名。5年の有効期間が設定されたものが381件、2年の有効期間が設定されたものが1件であった。

工 次回報告については、内閣府独立公文書管理監が総理に報告し、  
公表する活動状況に係る報告を添付すべきである。

## (外政文書)

平成26年中の各行政機関の特定秘密指定件数			
行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密指定した情報〔( ) は件数〕
国家安全保障会議	1	第2号 (外交)	○国家安全保障会議の議論の結論に関する情報(1)
内閣官房	49	第2号 (外交)	①国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報(1) ②領域保全の措置及び方針に関する情報(2) ③内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(1) ④情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報(1) ⑤情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報(23) ⑥内閣情報調査室と外国政府との情報協力業務に関する情報(2) ⑦内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報(2)
警察庁	18	第3号 (特定有害活動防止) 第4号 (テロリズム防止)	①特殊部隊等の戦術及び運用に関する情報(1) ②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(1) ③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報(1) ④テロリストの実行の意思及び能力に関する情報(2) ⑤外国政府との情報協力業務に関する情報(1) ⑥人的情報の収集に関する情報(1) ⑦海外との連絡に用いる暗号に関する情報(1)
総務省	2	第2号 (外交)	○在日米軍が使用する周波数に関する情報(2)
法務省	1	第2号 (外交)	○領域保全の措置及び方針に関する情報(1)

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密指定した情報〔( ) は件数〕
公安調査庁	10	第2号 (外交) 第3号 (特定有害活動防止) 第4号 (テロリズム防止)	①外国政府との情報協力業務に関する情報(2) ②人的情報の収集に関する情報(1) ③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報(1) ④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(1) ⑤内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務に関する情報(1) ⑥内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務に関する情報(1) ⑦北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報(1) ⑧拉致問題に関する情報(1) ⑨竹島問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報(1) ⑩東シナ海資源開発に関する交渉及び協力の方針等に関する情報(1) ⑪東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報(1) ⑫日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報(1) ⑬北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報(1) ⑭大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報(1) ⑮周辺有事に関する外国政府との協議内容に関する情報(1) ⑯内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報(4)

\* 警察庁の保有行政文書17,874件のうち、警察庁と都道府県警察とが重複して保有する行政文書は66件、警視庁のみが保有する行政文書は17,782件、都道府県警察のみが保有する行政文書は26件であった。

行政機関名	件数	別表の 分野	特定秘密指定した情報〔( )〕は件数〕
海上保安庁	15	第2号 (外交)	<p>①内閣情報調査室から得た外国政府との情報協力業務に関する情報(3)</p> <p>②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センサーの収集分析対象及び識別性能</p> <p>③外国政府との情報協力業務に関する情報(1)</p>
防衛省	247 (※)	第1号 (防衛)	<p>①内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センサーの収集分析対象及び識別性能</p> <p>②自衛隊の運用計画等に関する情報(55)</p> <p>③電波情報、画像情報等に関する情報(33)</p> <p>④防衛力の整備計画等に関する情報(15)</p> <p>⑤防衛の用に供する通信網の構成に関する情報(1)</p> <p>⑥防衛の用に供する暗号に関する情報(85)</p> <p>⑦武器等の仕様、性能等に関する情報(57)</p>
合 計	382		

※ 特定秘密保護法附則第5条において、特定秘密保護法の施行前に防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をされた旨規定されており、本報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密（旧防衛秘密）についても、指定件数として計上されている。247件のうち、この経過措置が適用されたもの（旧防衛秘密）は246件であり、新たに指定があったものは1件であった。

4 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

(平成27年12月17日、内閣府独立公文書管理監)

1 本報告について

- ・特定秘密の運用基準に基づき、特定秘密の指定等の適正を確保するため独立公文書管理監等がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告し、公表するもの。
- ・報告対象活動期間は、平成26年12月10日から平成27年11月30日まで。

2 独立公文書管理監の任務・権限

- ・特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか検証・監察する。その際、必要に応じ、特定秘密である情報を含む資料の提出や説明を求め、又は実地調査する。

3 検証・監察事項

- 対象機関：平成26年末までに特定秘密を指定した10の行政機関
- 報告対象活動期間中の検証・監察事項
  - ・特定秘密の指定が適正に行われているか。
  - ・特定秘密を記録する文書等の内容が指定と整合しているか、また、特定秘密の表示が適正に行われているか。

○ 特定秘密の指定について

- ・平成26年末までに指定された特定秘密につき、各行政機関から、特定秘密指定管理簿や特定秘密指定書の提出を受け、納得がいくまで説明を聽取した。

・その結果、全ての指定について、特定秘密保護法等に従って適正に行われているものと認められた。

・該当する事項の細目が対象情報の記述と整合していないもの（外務省2件、海上保安庁1件）については、不適正ではないものの、特定秘密指定書の修正が望ましい旨指摘した。

○ 特定秘密を記録する文書等について

- ・各指定について典型的な情報を記録した文書を、できる限り複数提供するよう求め、その内容と特定秘密の表示を確認した。
- ・報告対象活動期間中に検証・監察した文書等について、不整合はなく、表示も特定秘密保護法等に従って適正に行われていた。

○ 定量的指標

- ・説明聽取、実地調査等の回数：119回
- ・特定秘密を記録する文書等の確認件数：165件
- ・（これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ234件）

5 通報への対応

- ・独立公文書管理監に対する通報はなかった。
- 6 今後の展望
  - ・独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

## 5 活動経過一覧表

(外) 報 告

年 月 日	事 項
平成 25 (2013) 10. 15 10. 25 11. 26	第185回国会（臨時会）召集（会期55日間 12. 8まで） 特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出）提出 特定秘密の保護に関する法律案 衆議院本会議にて採決（修正議決）
12. 6	特定秘密の保護に関する法律案 参議院本会議にて採決（可決・成立）
12. 13	特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）公布
平成 26 (2014) 1. 24 5. 30 6. 5	第186回国会（常会）召集（会期150日間 6. 22まで） 国会法等の一部を改正する法律案（自民・公明）提出 衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案（いずれも自民・公明）提出 国会法等の一部を改正する法律案 衆議院本会議にて採決（可決）
6. 13	衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案 衆議院本会議にて採決（修正議決）
6. 20	国会法等の一部を改正する法律案 参議院本会議にて採決（可決・成立）
9. 29	第187回国会（臨時会）召集（会期54日間 11. 21解散）
10. 14	政府が特定秘密の保護に関する法律施行令等を閣議決定
12. 10	特定秘密の保護に関する法律施行 ※法第11条（取扱者の制限）は平成27年12月1日から施行 特定秘密の保護に関する法律施行令施行 国会法等の一部を改正する法律施行
平成 27 (2015) 1. 26 2. 26 3. 30	衆議院規則の一部を改正する規則施行 衆議院情報監視審査会規程施行 第188回国会（特別会）召集（会期3日間 12. 26まで） 第189回国会（常会）召集（会期245日間 9. 27まで） 衆議院本会議にて情報監視審査会委員の選任 情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 篠原福志郎会長選出

5. 18	政府が情報保全諮問会議にて「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）を説明
6. 18	○情報監視審査会【第2回】 ・運営協議会設置について協議決定
6. 22	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
7. 2	○情報監視審査会【第3回】 ・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 19	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、内閣府独立公文書管理監、国家安全保障会議）
8. 24	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、法務省、公安調査庁、外務省）
8. 27	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（総務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省）
9. 25	○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、内閣府独立公文書管理監、国家安全保障会議、警察庁、公安調査庁、外務省）
11. 19	○情報監視審査会【第8回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、内閣官房、海上保安庁、法務省）
平成 28 (2016) 1. 4	第190回国会（常会）召集（会期150日間 6. 1まで） 衆議院本会議にて後藤祐一君（民進党）委員選任、宣誓
1. 20	○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣府独立公文書管理監、法務省）
1. 25	○委員派遣（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）

## (外) 報 告

## 6 会長一覧、委員一覧

## (1) 会長一覧

会長名	就任日	退任日
額賀 福志郎君(自民)	平成27年3月30日	――

## (2) 委員一覧(会長は、名前の左に○印)

期間	委員名		
○額賀福志郎君(自民)	岩屋 敦君(自民)	岩屋 敦君(自民)	岩屋 敦君(自民)
平沢 勝栄君(自民)	松本 純君(自民)	松本 純君(自民)	松本 純君(自民)
大塚 高司君(自民)	松本 剛明君(民主)	松本 剛明君(民主)	松本 剛明君(民主)
井出 康生君(維新)	漆原 良夫君(公明)	漆原 良夫君(公明)	漆原 良夫君(公明)
※平成27年11月10日松本剛明君(民主)委員辞任			
※平成27年12月18日井出康生君会派異動(維新→民維ク)			
○額賀福志郎君(自民)	岩屋 敦君(自民)	岩屋 敦君(自民)	岩屋 敦君(自民)
平沢 勝栄君(自民)	松本 純君(自民)	松本 純君(自民)	松本 純君(自民)
大塚 高司君(自民)	後藤 祐一君(民維ク)	後藤 祐一君(民維ク)	後藤 祐一君(民維ク)
井出 康生君(民維ク)	漆原 良夫君(公明)	漆原 良夫君(公明)	漆原 良夫君(公明)
※平成28年1月4日後藤祐一君(民維ク)委員選任			

官 報 (号 外)

平成二十八年四月一日

衆議院議録第二十一号

第明治  
三十五年三月三十日  
郵便物認可日

発行所
二東京一〇五番地 独立行政法人国際印刷局
虎ノ門二丁目 港区八四四五番地
電話
03(3587)4294
定価
一本一三五〇円 (本体)